

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（（1）食品企業者関係）
農水02	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）
農水03	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）
農水04	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）
農水05	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）
農水06	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
農水07	振興山村における工業用機械等の特別償却
農水08	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
農水09	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
農水10	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
農水11	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
農水12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例
農水13	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長
農水14	技術研究組合の所得計算の特例

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（（1）食品企業者関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（売上額D I）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて、過去の実績と所期の想定を比較せず、制度が説明されているにとどまるため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中小商業・サービス業の平成25年度の売上高D Iは、平成24年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置の効果として、…設備投資が売上げの安定化や向上に資する」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、28年度までの売上額D Iが予測されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

所期における具体的な目標は「平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとする」とともに、売上額D Iを安定的に向上させていくことである。

この点において、中小企業景況調査（独立行政法人中小企業基盤整備機構）によれば、平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iは次のとおり。

	平成26年第1四半期	26年第2四半期
卸売業	▲2.9	▲34.4
小売業	▲19.9	▲37.5
サービス業	▲12.1	▲18.2

（注）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

平成26年第2四半期は、消費税率引上げの影響により売上額D Iのマイナス幅が大きくなっている。本措置が導入された平成25年度の各四半期の売上額D Iは、25年第1四半期のものに比べていずれも上回っているなど、本措置導入後、売上額D Iは安定的な向上が認められたところであり、更なる消費税率の引上げを見据え、引き続き本措置が必要。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

平成27年10月には消費税率10%への引上げが検討されているところ、27年第3四半期の中小商業・サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとする」とともに、売上高D Iを安定的に向上させていくことを目標とする。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別添1のとおり。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年に評価を実施した際は、25年度に2,620件の適用実績を予測していたところ。対して、平成25年度の適用数の推計は2,688件であり、ほぼ想定どおりの適用実績があったといえる。

なお、制度自体が一定業種だけを適用の対象としており、一定の業種だけにしか適用されていない実績は想定しているとおりの事象。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成28年度適用件数

平成28年度：2,257件

試算根拠は別添1のとおり。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成25年度の法人税の減収額（食品企業者関係）

3,621百万円

試算根拠は別添1のとおり。

平成25年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は次のとおり。

法人住民税 6億円（190億円×0.173×0.185^(注)）

法人事業税 15億円（190億円÷0.23（法人税率）×0.096×0.185^(注)）

^(注) 食料品卸・小売・サービス業種割合

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

法人税の減収額の将来推計額（食品企業者関係）

平成26年度 2,252百万円

27年度 2,252百万円

28年度 2,252百万円

試算根拠は別添2のとおり。

法人住民税・法人事業税の減収額は次のとおり。

	平成26年度	27年度	28年度
法人住民税	4億円	3億円	3億円
法人事業税	9億円	9億円	9億円

法人住民税（平成26年度） 2,252×0.173

（平成27年度及び28年度） 2,252×0.129

法人事業税（平成26年度） (9,791^(注1)×0.053) + (519^(注2)×0.81)

（平成27年度及び28年度） (9,791^(注1)×0.067) + (656^(注2)×0.432)

^{(注) 1} 9,791=2,252（国税減収見込額）÷0.23（法人税率）

² 519=9,791×0.053

656=9,791×0.067

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

設備投資が売上げの安定化や向上に資すると考えられる。

適用実績等積算資料

（別添1）

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除
（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（(1)食品企業者関係）

（根拠条項：租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5の3、第42条の12の3、第68条の15の4）

1. 適用件数見込み

(1) 平成26年度：2,688件^(注1) × ▲16.0%^(注2) = 2,257件

(2) 平成27年度及び28年度：26年度と同程度と推定。

^{(注) 1} 平成25年度適用件数推計

² 平成26年度の投資額増減率（対前年度比）見込み（出典：日銀短観）

2. 平成25年度適用件数（推計）

(1) 中小商業・サービス業全体の平成25年度適用実績（経済産業省推計）

14,528枚・・・（平成25年度の証明書発行枚数）【a】

(2) (1)の内の食料品卸・小売・サービス業種の証明書発行枚数を推計

【a】×18.5%^(注) = 2,688枚

^(注) 食料品卸・小売・サービス業種割合（平成25年度中小企業実態基本調査より推計）

3. 適用件数（単位：件）

区分	平成25年度 （推計）	26年度 （見込み）	27年度 （見込み）	28年度 （見込み）
適用件数	2,688	2,257	2,257	2,257

4. 平成25年度適用実績額（推計）

20,000百万円^(注1) - 427百万円^(注2)

= 19,573百万円【b】（商業・サービス業の適用実績額（推計））

【b】×18.5%^(注3) = 3,621百万円

^{(注) 1} 平成25年度税制改正の大綱における減収見込額

² 平成27年度税制改正要望書「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（(2)農林水産業関係）」における平成25年度適用実績

³ 食料品卸・小売・サービス業種割合（平成25年度中小企業実態基本調査より推計）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制） （（１）食品企業者関係） （国税12・地方税22（自動連動））（所得税：外、法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。
3	担当部局	食料産業局企画課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度創設
6	適用又は延長期間	2年間（平成28年度末まで）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの魅力向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定） ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成24年10月26日） ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

平成26年度から28年度までの減収額について(食品企業者関係)

(別添2)

単位:百万円

番号	項目	平成26年度	27年度	28年度	備考
①	建物・構築物・建物附属設備、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品購入額(資本金1億円以下)	1,183,134	1,183,134	1,183,134	①平成25年中小企業実態基本調査報告書から24年度の左記項目投資額を算出。 ②平成25年度以降については、日銀短観「ソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)」から試算。24→25年度の増減率(+19.8%)、25→26年度の増減率(計画)(-16.0%)から26年度を算出。
②	①に占める建物附属設備、工具・器具・備品購入額の割合	36%	36%	36%	平成24年度民間企業投資・除却調査結果
③	建物附属設備、工具・器具・備品購入額(①×②)	425,928	425,928	425,928	
④	要件備額以上での取得割合	0.84	0.84	0.84	中小企業税制に関するアンケート調査結果
⑤	適用対象となる取得価額(③×④)	357,780	357,780	357,780	
⑥	⑤のうち、特別償却利用額(⑤×0.84)	300,535	300,535	300,535	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑦	⑤のうち、税額控除利用額(⑤×0.16)	57,245	57,245	57,245	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑧	特別償却の減収分(⑥×0.3(注1)×0.23(注2)×0.5(注3)×0.185(注4))	1,918	1,918	1,918	(注1)特別償却30% (注2)法人税率 (注3)利益法人割合 (注4)食料品卸・小売・サービス業種割合(平成25年度中小企業実態基本調査より推計)
⑨	税額控除の減収分(⑦×0.07(注1)×0.5(注3)×0.9(注5)×0.185(注4))	334	334	334	(注1)税額控除7% (注3)利益法人割合 (注4)食料品卸・小売・サービス業種割合(平成25年度中小企業実態基本調査より推計) (注5)有効控除割合
⑩	減収分合計(⑧+⑨)	2,252	2,252	2,252	

※平成27年度及び28年度については、26年度と同程度と推定。

		<p>《中目標》 食料の安定供給の確保 《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上高DIの変動</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 平成25年度:2,688件 平成26年度:2,257件 平成27年度:2,257件 (農林水産省試算)(食品企業者関係)</p> <p>② 減収額 平成25年度:200億円 (平成25年度税制改正の大綱等)</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、平成25年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年1月～平成26年6月) 中小商業・サービス業の平成25年度の売上高DIは、平成24年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている。</p> <p>《中小商業・サービス業の売上高DIの推移》</p> <p>出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～平成29年3月) 本特例措置が延長されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、平成25年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本税制は、全般的な商業・サービス業の経営状況の底上げを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。 なお、設備投資に当たり、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としているとともに、対象設備は限定されていることから、租税特別措置としても妥当なものとなっている。</p>

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、機械・装置の投資促進を目的としている。</p> <p>これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としており、制度の目的及び対象設備が異なる。</p> <p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなる。そのため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係） （国税13）（地方税23）（法人税、法人住民税、事業税：義、所得税：外）
2	要望の内容	農林漁業者及び中小企業者（農業協同組合等を含む。以下「農林漁業者等」という。）が経営改善設備を取得した場合の以下の特別償却及び税額の特別控除の選択適用制度を2年延長する。 【制度の概要】 （1）対象業種：農業、林業、漁業、協同組合等 （2）対象事業者：青色申告書を提出する農林漁業者等 （3）対象設備：①建物附属設備（取得価額1台60万円以上） ②器具・備品（取得価額1台30万円以上） （4）特例内容：取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用
3	担当部局	生産局農産部農産企画課、畜産部畜産企画課／経営局協同組織課／林野庁経営課、木材産業課／水産庁水産経営課 （参考：要望取りまとめ：水産庁水産経営課）
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成25年度
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成27年10月に予定されている消費税の引上げに伴う駆け込み需要やその反動等による経営への悪影響を最小限に抑え、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林漁業者等の経営の安定と活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定） ・中小企業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。

		○消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定） V. 税制上・予算上の措置等 ・その他、消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 [政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保 漁業経営の安定
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成27年10月に予定されている消費税の引上げに伴う事務負担の増加や消費税引上げ前の駆け込み需要と引き上げ後の反動での需要減少などの状況が考えられるなかで、消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備し、消費税率引上げに伴う影響への対応を行う。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 上記の《租税特別措置等により達成しようとする目標》により、設備の導入・更新が促進されることから、本特例措置を受けた投資額を測定指標とする。 なお、当該測定指標は、経済情勢など他の要因の影響を受けるものであることから、本特例措置の寄与の度合いを定量的に特定することは困難である。 また、本特例措置は、平成25年度に創設されて1年余りしか経過して

			<p>おらず、アンケート調査による寄与度を調査した場合もサンプル数が少なく、正確で信頼性の高い寄与度を設定することが困難である。</p> <p>このため、今後の方針として、本特例措置の期間（2年間）で一定のサンプル数が確保された上で農林漁業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置を受けた投資額について、本特例措置がなかった場合と比較した増加分を分析することにより、本特例措置の直接的な効果（寄与度）を事後検証することとする。</p> <p>なお、アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備導入の目的、導入した設備名 ・本特例措置が、設備導入の動機（きっかけ）となったか ・今後も本特例措置を活用したいか など <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 （実績）</th> <th>26年度 （見込）</th> <th>27年度 （見込）</th> <th>28年度 （見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>6,375</td> <td>6,375</td> <td>6,375</td> <td>6,375</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 25年度の協同組合に係る投資額については、農林水産省調査の集計値（実績値）。</p> <p>※ 25年度の法人経営体に係る投資額については、1台当たりの取得価額に適用件数を乗じて計算した推計値。（取得価額及び適用件数の考え方については、別添2-2、3-3、4-2参照）</p> <p>※ 26～28年度の投資額については、25年度の実績・推計値を基に算出している。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られることによって、農林漁業者等の経営改善が図られ、売上げの維持・向上によって経営の安定・地域の活性化に寄与している。</p>	区分	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	投資額	6,375	6,375	6,375	6,375
区分	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）									
投資額	6,375	6,375	6,375	6,375									
8	有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25年度 （実績）</th> <th>26年度 （見込）</th> <th>27年度 （見込）</th> <th>28年度 （見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>256</td> <td>256</td> <td>256</td> <td>256</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠については、別添2～4参照。</p> <p>※ 所得税については、農林漁業の個人事業者について把握するのは困難であるため、協同組合を対象に調査を行ったところである。</p> <p>適用件数については、25年度の制度要望時においては、約58千件を適用見込件数としていたが、これは要望時において、①適用見込件数に個人事業者（所得税）等が含まれていたこと、②対象設備に機械・装置（取得価額1台30万円以上）が含まれていたことにより適用見込件数が過大であったことが考えられる。</p> <p>このため、</p> <p>① 農林水産省では、政策評価法上で事前評価が義務付けられた法人税関係の租税特別措置のみ、新設、拡充、延長時にそれぞれ評価を行っているが、25年度の制度要望時は、所得税（個人事業者）の適</p>	年度	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	適用件数	256	256	256	256
年度	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）									
適用件数	256	256	256	256									

			<p>用見込件数を含んでいたため、今回の評価に当たっては所得税分の適用見込件数（約35千人）は除外する。</p> <p>② 前回の適用見込件数に含まれていた食品企業者（約7千人）については、別途事前評価書が作成されるため、当該農林漁業者等の適用見込件数からは除外する。</p> <p>③ 対象外となった対象設備（機械・装置）については、「第110回中小製造業設備投資動向調査（2013年度実績）」（株）日本政策金融公庫2014年6月公表）により、設備投資全体額に占める器具・備品等の割合（約10%）を元に適用見込額を推計する。</p> <p>の方法によって、再度適用見込件数を算出することとし、その計算結果から所期の想定は約1,600件が適当である。</p> <p>この結果、今年度の適用見込実績は256件と適用見込件数の16%に止まっているが、この要因としては、消費税引上げに伴う経済対策及び成長力強化のために前倒して決定された「民間投資活性化のための税制改正大綱」（平成25年10月）において「生産性向上設備投資促進税制の創設」や「中小企業投資促進税制の拡充」など設備投資を促進する新たな税制が措置されたことで、事業者が設備投資減税の選択肢が増え、より節税効果の高い税制を利用したことが考えられる。</p> <p>本特例措置の適用対象は、農林漁業者等であるが、実績として想定外に特定の者に偏っているものではない。</p> <p>本特例措置は、25年度に創設されたものであり、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いることが出来ないため、25年度の適用件数については、農林水産省調査によって集計した実績値及び推計値を使用している。また、26年度から28年度までの適用見込件数については、25年度の実績値・推計値を基に算出している。</p>															
		② 減収額	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25年度 （実績）</th> <th>26年度 （見込）</th> <th>27年度 （見込）</th> <th>28年度 （見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 税</td> <td>417</td> <td>436</td> <td>441</td> <td>441</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>82</td> <td>85</td> <td>67</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠については、別添2～4参照。</p> <p>本特例措置は、25年度に創設されたものであり、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いることが出来ないため、25年度の減収額については、農林水産省調査によって集計した実績値及び推計値を使用している。また、26年度から28年度までの減収見込額については、25年度の実績値・推計値を基に算出している。</p>	年度	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	国 税	417	436	441	441	地方税	82	85	67	67
年度	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）														
国 税	417	436	441	441														
地方税	82	85	67	67														
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：25年度～28年度） 本特例措置によって、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進され、農林漁業者等の売上げを維持・向上することによって経営の安定及び地域の活性化が図られている。</p>															

<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間：25年度～28年度) 本特例措置により、農林漁業者及び協同組合等が行った投資額 (単位：百万円)</p>				
年度	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
投資額	6,375	6,375	6,375	6,375
<p>25年度の創設要望時においては、約700億円の投資見込額を目標値としていたが、これは、上記「8 有効性等 ①適用数等」に記載した理由によるものであり、再度投資額を算出することとし、その計算結果から所期の想定は約34億円が適当である。 この結果、今年度の投資額は64億円と所期の投資見込額を達成している。引き続き、農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を図るため、本特例措置を継続する必要がある。</p>				
<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間：25年度～28年度) 本特例措置が延長されなかった場合、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が抑制され、農林漁業者等の売上げの減少が見込まれる。 その結果、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林漁業者等の経営の安定及び地域の活性化に影響が及ぶこととなる。</p>				
<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：25年度～28年度) 本特例措置の適用件数(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。 (単位：百万円)</p>				
年度	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	499	521	508	508
投資額	6,375	6,375	6,375	6,375
経済波及効果	16,627	16,627	16,627	16,627
寄与度	40%	40%	40%	40%
本特例措置の 経済波及効果	6,651	6,651	6,651	6,651
<p>※ 経済波及効果の計算方法として、農林水産省調査によって得られた投資額及び取得設備等の情報を用いるとともに、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用している。 ※ 消費転換計数は0.73で算出。 ※ 経済波及効果は2次波及効果まで算定。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添5参照。 ※ 投資額が国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 ※ 寄与度については、「7 必要性等 ③達成目標及び測定指標」において記載したとおり、現時点で定量的に特定することは困難である。 このため、今回は、中小企業庁が行った委託事業(※)によって税制</p>				

			<p>措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることによって約4割の企業の投資判断を後押しするとのアンケート結果があり、本アンケートが対象とした税制措置と本措置には設備投資の促進及び主たる調査対象が中小企業者という点から一定の関連があると考えられることから、本措置も4割の押上げに寄与(寄与率4割)していると仮定して効果を算出した。(※平成24年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支援することを目標としており、本特例措置において導入される対象設備はレジスターや陳列棚の外、看板や電子計算機など多様であり、補助対象が限定される補助金等ではなく、農林漁業者等を幅広く支援できる租税特別措置によることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等における設備投資の促進を目的とする税制としては、中小企業投資促進税制があるが、当該税制は、機械・装置の投資促進によって主として生産性の向上を目的としている。 これに対して、本特例措置は、農林漁業者等の経営の安定化・活性化を目的としており、対象設備も、建物附属設備や器具・備品としていることから、制度の目的及び対象設備が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置によって、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担う農林漁業者等による設備の導入が促進され、売上げを維持・向上することによって経営の安定及び地域の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解		<p>本措置の期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成25年度税制改正要望時</p>

別添1

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係） 【総括表】	平成27年度減税見込額 国 税 440.9百万円 地方税 66.6百万円
--	--

(根拠条文: 第10条の5の3, 42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算
別添2～4のとおり。

2. 適用見込み (事業体、百万円)

区 分	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数	11,972	11,972	11,972	11,972
協同組合	3,295	3,295	3,295	3,295
経営体(法人)	8,677	8,677	8,677	8,677
適用件数	256	256	256	256
特別償却	65	65	65	65
協同組合	20	20	20	20
経営体(法人)	45	45	45	45
税額控除	191	191	191	191
協同組合	133	133	133	133
経営体(法人)	58	58	58	58
減税額	498.8	520.7	507.5	507.5
国 税	416.9	435.6	440.9	440.9
法人税	416.9	435.6	440.9	440.9
特別償却	16.0	19.4	24.7	24.7
協同組合	12.1	15.5	19.7	19.7
経営体(法人)	3.9	3.9	5.0	5.0
税額控除	400.9	416.2	416.2	416.2
協同組合	389.9	405.2	405.2	405.2
経営体(法人)	11.0	11.0	11.0	11.0
地方税	81.9	85.1	66.6	66.6
法人住民税	72.8	75.7	57.3	57.3
特別償却	3.1	3.6	3.5	3.5
協同組合	2.3	2.8	2.7	2.7
経営体(法人)	0.8	0.8	0.8	0.8
税額控除	69.7	72.1	53.8	53.8
協同組合	67.7	70.1	52.4	52.4
経営体(法人)	2.0	2.0	1.4	1.4
法人事業税	9.1	9.4	9.3	9.3
特別償却	9.1	9.4	9.3	9.3
協同組合	6.6	6.9	6.9	6.9
経営体(法人)	2.5	2.5	2.4	2.4

3. 適用税率の考え方

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法人税				
協同組合	15.0%	15.0%	19.0%	19.0%
経営体(法人)	15.0%	15.0%	19.0%	19.0%
法人住民税 (法人税割)				
協同組合	17.3%	17.3%	12.9%	12.9%
経営体(法人)	17.3%	17.3%	12.9%	12.9%
法人事業税 (所得割)				
協同組合	3.6%	3.6%	4.6%	4.6%
経営体(法人)	5.3%	5.3%	6.7%	6.7%
地方法人特別税				
協同組合	81.0%	81.0%	43.2%	43.2%
経営体(法人)	81.0%	81.0%	43.2%	43.2%

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係） 【農業関係】	平成27年度減税見込額 国 税 421.9百万円 地方税 61.5百万円
---	--

(根拠条文: 第10条の5の3, 42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算
別添2-1～4のとおり。

2. 適用見込み (事業体、百万円)

区 分	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数	3,436	3,436	3,436	3,436
農業協同組合	731	731	731	731
農業経営体(法人)	2,705	2,705	2,705	2,705
適用件数	173	173	173	173
特別償却	40	40	40	40
農業協同組合	13	13	13	13
農業経営体(法人)	27	27	27	27
税額控除	133	133	133	133
農業協同組合	116	116	116	116
農業経営体(法人)	17	17	17	17
減税額	475.1	497.0	483.4	483.4
国 税	399.0	417.7	421.9	421.9
法人税	399.0	417.7	421.9	421.9
特別償却	12.0	15.4	19.6	19.6
農業協同組合	11.0	14.4	18.3	18.3
農業経営体(法人)	1.0	1.0	1.3	1.3
税額控除	387.0	402.3	402.3	402.3
農業協同組合	386.0	401.3	401.3	401.3
農業経営体(法人)	1.0	1.0	1.0	1.0
地方税	76.1	79.3	61.5	61.5
法人住民税	69.4	72.3	54.5	54.5
特別償却	2.2	2.7	2.6	2.6
農業協同組合	2.0	2.5	2.4	2.4
農業経営体(法人)	0.2	0.2	0.2	0.2
税額控除	67.2	69.6	51.9	51.9
農業協同組合	67.0	69.4	51.8	51.8
農業経営体(法人)	0.2	0.2	0.1	0.1
法人事業税	6.7	7.0	7.0	7.0
特別償却	6.7	7.0	7.0	7.0
農業協同組合	6.0	6.3	6.3	6.3
農業経営体(法人)	0.7	0.7	0.7	0.7

減税見込額積算資料

[法人税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（農業協同組合関係）	平成27年度減税見込額 419.6百万円
---	-------------------------

(根拠条項：措法42の12の3、68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用見込組合数（農業協同組合）

129組合（平成25年度実績）

(2) 減税見込額等

平成26年度から平成28年度までの適用法人数、総取得価格及び特別償却と税額控除の割合が平成25年度実績と同じと仮定して推計を実施。

(平成26年度)

<前提>

- ・税率は、法人税率15%
- ・措置を適用する機械等の総取得価格は、6,053百万円（平成25年度実績）
- ・特別償却と税額控除の適用割合は、5.3%、94.7%（平成25年度実績）

① 特別償却

$$6,053\text{百万円} \times 5.3\% \times 30\% \times 15\% = \underline{14.4\text{百万円}}$$

② 税額控除

$$6,053\text{百万円} \times 94.7\% \times 7\% = \underline{401.3\text{百万円}}$$

(平成27年度及び平成28年度)

<前提>

- ・税率は、法人税率19%
- ・措置を適用する機械等の総取得価格は、6,053百万円（平成25年度実績）
- ・特別償却と税額控除の適用割合は、5.3%、94.7%（平成25年度実績）

① 特別償却

$$6,053\text{百万円} \times 5.3\% \times 30\% \times 19\% = \underline{18.3\text{百万円}}$$

② 税額控除

$$6,053\text{百万円} \times 94.7\% \times 7\% = \underline{401.3\text{百万円}}$$

2. 適用見込み

(単位：法人、百万円)

区 分		25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
適用法人数	特別償却	13	13	13	13
	税額控除	116	116	116	116
減税額	特別償却	11	14	18	18
	税額控除	386	401	401	401

注)平成25年度実績は、全総合農協を対象とした「租税特別措置等の利用状況調査」により把握した法人税の減税額（回答があった額）に基づき記載。

減税見込額積算資料

[法人税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（農業経営体（法人）関係）	平成27年度減税見込額 2.3百万円
--	-----------------------

(根拠条項：措法42の12の3、措法68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数 … 2.7千経営体 (※1)

(※1)年間販売金額1千万円以上の経営体数262,657に法人経営体比率（個人経営体98.97%、法人経営体1.03%）を乗じて算出（「2010年世界農林業センサス」（農水省）より）。

(2) 適用件数

総合農協数728農協（平成26年4月1日現在）のうち、抽出による281農協（約4割）へ傘下組合員（農業経営体（個人））の適用状況を聞き取り調査した結果、適用件数5件、取得価額約420万円の実績あり。

上記実績から全農業経営体（個人）の適用状況を推計するとともに、これに個人企業に対する中小企業法人の設備投資比率を乗じて農業経営体（法人）の適用件数を推計

$$\text{適用件数} \dots 5\text{件} \times (728\text{農協} / 281\text{農協}) \times 1.275\text{(} \ast 2) \times 2.654\text{(} \ast 3) = \underline{44\text{件}}$$

(※2) 農協組合員でない農家人口の比率

販売農家人口数5,864.8千人（「平成24年農業構造動態調査」（農水省）より）から農協の正組合員数（個人）4,599,727人（「平成24事業年度総合農協統計表」（農水省）より）を除いて算出。

(※3) 個人企業に対する法人企業の設備投資比率

設備投資を行った中小企業法人数271,180社から設備投資を行った個人企業数102,196社（「平成24年度中小企業実態基本調査（全業種合計）（中企庁）より）を除いて算出。

① 特別償却

- ・適用件数のうち特別償却の割合 (※4) … 779件 / 1,257件 = 62%
- ・特別償却の適用件数 … 44件 × 62% = 27件

② 税額控除

- ・適用件数のうち税額控除の割合 (※4) … 478件 / 1,257件 = 38%
- ・税額控除の適用件数 … 44件 × 38% = 17件

(※4)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成26年2月）」（財務省）の「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）」における適用件数（平成25年度：業種は農林水産業）の特別償却と税額控除の割合を使用

(3) 減税見込額

- ① 1台当たり取得価額 …平成25年度適用実績による平均値
= 84万円と仮定
- ② 特別償却による減税見込額
27件 (適用件数) × 84万円 (1台当たり取得価額) × 30% (特別償却の率) × 19% (※5) (法人税率)
= 1.3百万円
(※5) 平成25年度の法人税率については15%
- ③ 税額控除による減税見込額
17件 (適用件数) × 84万円 (1台当たり取得価額) × 7% (税額控除の率)
= 1.0百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：事業体、百万円)

区 分		25年度 (推計)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数		2.7千	2.7千	2.7千	2.7千
適用件数	特別償却	27件	27件	27件	27件
	税額控除	17件	17件	17件	17件
減税見込額	特別償却	1.0	1.0	1.3	1.3
	税額控除	1.0	1.0	1.0	1.0

注1) 平成26年度については、平成25年度の推計値と同数とした。

注2) 平成28年度については、平成27年度の見込みと同数とした。

減税見込額積算資料

[法人住民税、法人事業税]	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (農業協同組合関係)	平成27年度減税見込額 60.5百万円
(根拠条項： —)	

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用見込組合数 (農業協同組合)

129組合 (平成25年度実績)

(2) 減税見込額等

平成26年度から平成28年度までの適用法人数、総取得価格及び特別償却と税額控除の割合が平成25年度実績と同じと仮定して推計を実施。

(平成26年度)

<前提>

- ・税率は、法人税割税率17.3%、事業税率3.6%、地方法人特別税率81%
- ・措置を適用する機械等の総取得価格は、6,053百万円 (平成25年度実績)
- ・特別償却と税額控除の適用割合は、5.3%、94.7% (平成25年度実績)

① 住民税 (法人税割)

・特別償却

$$(A) \times 17.3\% = \underline{2.5百万円}$$

・税額控除

$$(B) \times 17.3\% = \underline{69.4百万円}$$

※ 法人税の減税見込額

・特別償却

$$6,053百万円 \times 5.3\% \times 30\% \times 15\% = \underline{14.4百万円} \dots (A)$$

・税額控除

$$6,053百万円 \times 94.7\% \times 7\% = \underline{401.3百万円} \dots (B)$$

② 事業税

・特別償却

① 法人事業税

$$6,053百万円 \times 5.3\% \times 30\% \times 3.6\% = \underline{3.5百万円}$$

② 地方法人特別税

$$3.5百万円 \times 81\% = \underline{2.8百万円}$$

(平成27年度及び平成28年度)

<前提>

- ・税率は、法人税割税率12.9%、事業税率4.6%、地方法人特別税率43.2%
- ・措置を適用する機械等の総取得価格は、6,053百万円 (平成25年度実績)
- ・特別償却と税額控除の適用割合は、5.3%、94.7% (平成25年度実績)

① 住民税 (法人税割)

・特別償却

$$(A) \times 12.9\% = \underline{2.4百万円}$$

・税額控除

$$(B) \times 12.9\% = \underline{51.8百万円}$$

※ 法人税の減税見込額

・特別償却

$$6,053百万円 \times 5.3\% \times 30\% \times 19\% = \underline{18.3百万円} \dots (A)$$

・税額控除

$$6,053百万円 \times 94.7\% \times 7\% = \underline{401.3百万円} \dots (B)$$

② 事業税

・特別償却

① 法人事業税

$$6,053百万円 \times 5.3\% \times 30\% \times 4.6\% = \underline{4.4百万円}$$

② 地方法人特別税

$$4.4百万円 \times 43.2\% = \underline{1.9百万円}$$

2. 適用見込み

(単位：法人、百万円)

区 分		25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	
適用法人数	特別償却	13	13	13	13	
	税額控除	116	116	116	116	
減税額	住民税	特別償却	2	3	2	2
		税額控除	67	69	52	52
	事業税	特別償却	6	6	6	6
		税額控除				

注) 25年度実績は、全総合農協を対象とした「租税特別措置等の利用状況調査」により把握した法人税の減税額(回答があった額)を基に税率(住民税17.3%、事業税3.6%、地方法人特別税81.0%)を乗じて推計。

減税見込額積算資料

	[法人住民税、法人事業税] 平成27年度減税見込額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(農業経営体(法人)関係)	0.9百万円

(根拠条項：一)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数

・農業経営体(法人)

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数…2.7千経営体(※1)

(※1) 年間販売金額1千万円以上の経営体数262,657に法人経営体比率(個人経営体98.97%、法人経営体1.03%)を乗じて算出(「2010年世界農林業センサス」(農水省)より)。

(2) 適用件数

・農業経営体(法人)

総合農協数728農協(平成26年4月1日現在)のうち、抽出による281農協(約4割)へ傘下組合員(農業経営体(個人))の適用状況を聞き取り調査した結果、適用件数5件、取得価額約420万円の実績あり。

上記実績から全農業経営体(個人)の適用状況を推計するとともに、これに個人企業に対する中小企業法人の設備投資比率を乗じて農業経営体(法人)の適用件数を推計

適用件数…5件×(728農協/281農協)×1.275(※2)×2.654(※3)=44件

(※2) 農協組合員でない農家人口の比率

販売農家人口数5,864.8千人(「平成24年農業構造動態調査」(農水省)より)から農協の正組合員数(個人)4,599,727人(「平成24事業年度総合農協統計表」(農水省)より)を除いて算出。

(※3) 個人企業に対する法人企業の設備投資比率

設備投資を行った中小企業法人数271,180社から設備投資を行った個人企業数102,196社(「平成24年度中小企業実態基本調査(全業種合計)(中企庁)より)を除いて算出。

①特別償却

・適用件数のうち特別償却の割合(※4)…779件/1,257件=62%

・特別償却の適用件数…44件×62%=27件

②税額控除

・適用件数のうち税額控除の割合(※4)…478件/1,257件=38%

・税額控除の適用件数…44件×38%=17件

(※4)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成26年2月)」(財務省)の「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)」における適用件数(平成25年度：業種は農林水産業)の特別償却と税額控除の割合を使用

(3) 減税見込額(小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と計が一致しない場合がある。)

・農業経営体(法人)

(ア) 住民税(法人税割)

法人税の減税見込額×法人税割税率

①特別償却による減取見込額

=1.3百万円(※5)×12.9%(※6)

=0.2百万円

②税額控除による減税見込額

=1.0百万円×12.9%(※6)

=0.1百万円

(※5) 平成25年度の法人税減税見込額は1.0百万円

(※6) 平成25年度の住民税率については17.3%

(イ) 事業税

① 法人事業税

所得の減収額×事業税率 = 6.8百万円(※7) × 6.7%(※8) = 0.5百万円

② 地方法人特別税

法人事業税額×地方法人特別税率=0.5百万円×43.2%(※9) = 0.2百万円

(※7) 法人適用数(27)×取得価額(84万円)×特別償却率(30%)

(※8) 平成25年度の事業税率については5.3%

(※9) 平成25年度の地方法人特別税率については81.0%

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：事業体、百万円)

区 分		25年度 (推計)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数(法人)		2.7千	2.7千	2.7千	2.7千
法人	適用件数	特別償却	27件	27件	27件
		税額控除	17件	17件	17件
	減税見込額	住民税(特別償却)	0.2	0.2	0.2
		住民税(税額控除)	0.2	0.2	0.1
		事業税(特別償却)	0.7	0.7	0.7

注1) 平成26年度については、平成25年度の推計値と同数とした。

注2) 平成28年度については、平成27年度の見込みと同数とした。

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(農林水産業関係) 【林業関係】	平成27年度減税見込額 国 税 0.9百万円 地方税 0.6百万円
---	---

(根拠条項指10の5の3.42の12の3.68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

別添3-1~4のとおり。

2. 適用見込み

(事業体、百万円)

区 分	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数	1,617	1,617	1,617	1,617
森林組合	645	645	645	645
林業事業体(法人)	972	972	972	972
適用件数	11	11	11	11
特別償却	3	3	3	3
森林組合	1	1	1	1
林業事業体(法人)	2	2	2	2
税額控除	8	8	8	8
森林組合	3	3	3	3
林業事業体(法人)	5	5	5	5
減税額	1.5	1.5	1.5	1.5
国 税	0.9	0.9	0.9	0.9
法人税	0.9	0.9	0.9	0.9
特別償却	0.3	0.3	0.3	0.3
森林組合	0.1	0.1	0.1	0.1
林業事業体(法人)	0.2	0.2	0.2	0.2
税額控除	0.6	0.6	0.6	0.6
森林組合	0.2	0.2	0.2	0.2
林業事業体(法人)	0.4	0.4	0.4	0.4
地方税	0.6	0.6	0.6	0.6
法人住民税	0.4	0.4	0.4	0.4
特別償却	0.2	0.2	0.2	0.2
森林組合	0.1	0.1	0.1	0.1
林業事業体(法人)	0.1	0.1	0.1	0.1
税額控除	0.2	0.2	0.2	0.2
森林組合	0.1	0.1	0.1	0.1
林業事業体(法人)	0.1	0.1	0.1	0.1
法人事業税	0.2	0.2	0.2	0.2
特別償却	0.2	0.2	0.2	0.2
森林組合	0.2	0.2	0.2	0.2
林業事業体(法人)	0.0	0.0	0.0	0.0

減税見込額積算資料

[法人税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（林業関係）【森林組合】	平成27年度減税見込額 国税 0.3百万円
---	--------------------------

(根拠条項: 措42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数、適用件数、取得価額

○特別償却・税額控除別の適用実績

森林組合の平成25年度適用実績は次のとおり(※1)。H26以降も同程度と仮定する。

- ・森林組合数… 645組合
- ・特別償却適用状況… 件数: 1件 取得価額: 129万円
- ・税額控除適用状況… 件数: 3件 取得価額: 268万円

(※1) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H25)

(2) 減税見込額等(H27及びH28)

※H25及びH26の減税額は、法人税率15%として算出。

○法人税の減税額

- ・特別償却
129万円 × 特別償却率 30% × 税率 19% = 0.1百万円
- ・税額控除
268万円 × 税額控除率 7% × = 0.2百万円

2. 適用見込み

(事業体、百万円)

区分		平成25年度 (推計)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数		645	645	645	645
適用件数	特別償却	1	1	1	1
	税額控除	3	3	3	3
減税額	法人税 特別償却	0.1	0.1	0.1	0.1
	法人税 税額控除	0.2	0.2	0.2	0.2

減税見込額積算資料

[法人住民税、法人事業税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（林業関係）【森林組合】	平成27年度減税見込額 地方税 0.4百万円
---	---------------------------

(根拠条項: 措42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数、適用件数、取得価額

○特別償却・税額控除別の適用実績

森林組合の平成25年度適用実績は次のとおり(※1)。H26以降も同程度と仮定する。

- ・森林組合数… 645組合
- ・特別償却適用状況… 件数: 1件 取得価額: 129万円
- ・税額控除適用状況… 件数: 3件 取得価額: 268万円

(※1) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H25)

(2) 減税見込額等(H27及びH28)

※H25及びH26の減税額は、法人税率15%、事業税率3.6%、地方法人特別税率81%として算出。

○法人税の減税額

- ・特別償却
129万円 × 特別償却率 30% × 税率 19% = 0.1百万円
- ・税額控除
268万円 × 税額控除率 7% × = 0.2百万円

○住民税(法人税割)の減税額

- ・特別償却
0.1百万円 × 税率 12.9% = 0.1百万円
- ・税額控除
0.2百万円 × 税率 12.9% = 0.1百万円

○事業税の減税額

- ・法人事業税
129万円 × 特別償却率 30% × 税率 4.6% = 0.1百万円
- ・地方法人特別税
0.1百万円 × 税率 43.2% = 0.1百万円

2. 適用見込み

(事業体、百万円)

区分		平成25年度 (推計)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数		645	645	645	645
適用件数	特別償却	1	1	1	1
	税額控除	3	3	3	3
減税額	住民税 特別償却	0.1	0.1	0.1	0.1
	住民税 税額控除	0.1	0.1	0.1	0.1
事業税(地方法人特別税を含む)		0.2	0.2	0.2	0.2

減税見込額積算資料	〔法人税〕
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（林業関係）【林業事業体（法人）】	平成27年度減税見込額 国税 0.6百万円
(根拠条項: 措42の12の3, 68の15の4)	

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数及び適用件数(各年共通)

○本特例の対象者を事業収入1,000万円以上の者と仮定する… 1,816事業体 (※1)

○林業事業体(素材生産量1,000m3以上)のうち、法人の割合(※2)

・個人事業体数… 584事業体 ・法人事業体数… 673事業体
673事業体 / (584事業体 + 673事業体) = 53.5%

○本特例の対象者数(事業収入1,000万円以上の法人事業体) ※全法人を青色申告者と仮定
1,816事業体 × 53.5% = 972事業体

○特別償却・税額控除別の適用件数

森林組合における本特例の適用実績(※3)により、適用者の割合を推計。

・森林組合数… 645組合
・特別償却適用者数及びその割合… 1組合 → 0.2%
・税額控除適用者数及びその割合… 3組合 → 0.5%

以上の割合から、本特例の対象者のうち、適用者は次のように見込まれる。

・特別償却適用者数… 972事業体 × 0.2% = 2事業体
・税額控除適用者数… 972事業体 × 0.5% = 5事業体

(※1) 2010世界農林業センサス 林業作業の受託料金収入規模別経営体数1,000万円以上
(※2) 2010世界農林業センサス 組織形態別素材生産規模別林業サービス事業体1,000m3以上
(※3) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H25)

(2) 減税見込額等(H27及びH28)

※H25及びH26の減税額は、法人税率15%として算出。

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績(※3)を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 129万円
・税額控除の取得価格… 89万円

○法人税の減税額

・特別償却
129万円 × 特別償却率 30% × 税率 19% × 2事業体 = 0.2百万円
・税額控除
89万円 × 税額控除率 7% × 5事業体 = 0.4百万円

2. 適用見込み

(事業体、百万円)

区分		平成25年度 (推計)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数		972	972	972	972
適用件数	特別償却	2	2	2	2
	税額控除	5	5	5	5
減税額	法人税	0.2	0.2	0.2	0.2
	税額控除	0.4	0.4	0.4	0.4

減税見込額積算資料	〔法人住民税、法人事業税〕
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（林業関係）【林業事業体（法人）】	平成27年度減税見込額 地方税 0.2百万円
(根拠条項: 措42の12の3, 68の15の4)	

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数及び適用件数(各年共通)

○本特例の対象者を事業収入1,000万円以上の者と仮定する… 1,816事業体 (※1)

○林業事業体(素材生産量1,000m3以上)のうち、法人の割合(※2)

・個人事業体数… 584事業体 ・法人事業体数… 673事業体
673事業体 / (584事業体 + 673事業体) = 53.5%

○本特例の対象者数(事業収入1,000万円以上の法人事業体) ※全法人を青色申告者と仮定
1,816事業体 × 53.5% = 972事業体

○特別償却・税額控除別の適用件数

森林組合における本特例の適用実績(※3)により、適用者の割合を推計。

・森林組合数… 645組合
・特別償却適用者数及びその割合… 1組合 → 0.2%
・税額控除適用者数及びその割合… 3組合 → 0.5%

以上の割合から、本特例の対象者のうち、適用者は次のように見込まれる。

・特別償却適用者数… 972事業体 × 0.2% = 2事業体
・税額控除適用者数… 972事業体 × 0.5% = 5事業体

(※1) 2010世界農林業センサス 林業作業の受託料金収入規模別経営体数1,000万円以上
(※2) 2010世界農林業センサス 組織形態別素材生産規模別林業サービス事業体1,000m3以上
(※3) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H25)

(2) 減税見込額等(H27及びH28)

※H25及びH26の減税額は、法人税率15%、法人税割税率17.3%として算出。

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績(※3)を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 129万円
・税額控除の取得価格… 89万円

○法人税の減税額

・特別償却
129万円 × 特別償却率 30% × 税率 19% × 2事業体 = 0.2百万円
・税額控除
89万円 × 税額控除率 7% × 5事業体 = 0.4百万円

○住民税(法人税割)の減税額

・特別償却
0.2百万円 × 税率 12.9% = 0.1百万円
・税額控除
0.4百万円 × 税率 12.9% = 0.1百万円

2. 適用見込み

(事業体、百万円)

区分		平成25年度 (推計)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数		972	972	972	972
適用件数	特別償却	2	2	2	2
	税額控除	5	5	5	5
減税額	住民税	0.1	0.1	0.1	0.1
	税額控除	0.1	0.1	0.1	0.1
事業税(地方法人特別税を含む)		-	-	-	-

※法人事業税において林業は非課税となっている。

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係） 【漁業関係】	平成27年度減税見込額 国 税 18.1百万円 地方税 4.5百万円
---	--

(根拠条項: 措10の5の3, 42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算
別添4-1~4のとおり。

2. 適用見込み (事業体、百万円)

区 分	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数	6,919	6,919	6,919	6,919
漁業協同組合	1,919	1,919	1,919	1,919
漁業経営体(法人)	5,000	5,000	5,000	5,000
適用件数	72	72	72	72
特別償却	22	22	22	22
漁業協同組合	6	6	6	6
漁業経営体(法人)	16	16	16	16
税額控除	50	50	50	50
漁業協同組合	14	14	14	14
漁業経営体(法人)	36	36	36	36
減税額	22.2	22.2	22.6	22.6
国 税	17.0	17.0	18.1	18.1
法人税	17.0	17.0	18.1	18.1
特別償却	3.7	3.7	4.8	4.8
漁業協同組合	1.0	1.0	1.3	1.3
漁業経営体(法人)	2.7	2.7	3.5	3.5
税額控除	13.3	13.3	13.3	13.3
漁業協同組合	3.7	3.7	3.7	3.7
漁業経営体(法人)	9.6	9.6	9.6	9.6
地方税	5.2	5.2	4.5	4.5
法人住民税	3.0	3.0	2.4	2.4
特別償却	0.7	0.7	0.7	0.7
漁業協同組合	0.2	0.2	0.2	0.2
漁業経営体(法人)	0.5	0.5	0.5	0.5
税額控除	2.3	2.3	1.7	1.7
漁業協同組合	0.6	0.6	0.5	0.5
漁業経営体(法人)	1.7	1.7	1.2	1.2
法人事業税	2.2	2.2	2.1	2.1
特別償却	2.2	2.2	2.1	2.1
漁業協同組合	0.4	0.4	0.4	0.4
漁業経営体(法人)	1.8	1.8	1.7	1.7

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（漁業協同組合関係）	平成27年度減税見込額 5.0 百万円
---	------------------------

(根拠条項: 措42の12の3, 68の15の4)

[法人税]

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数 (※1)

1,919漁協 (平成25年3月31日現在)

(2) 適用件数 (※1)

20件 (平成25年度実績)
・特別償却 . . . 6件
・税額控除 . . . 14件

(3) 総取得価額 (※1)

76百万円 (平成25年度実績)
・特別償却 . . . 23百万円
・税額控除 . . . 53百万円

(4) 減税見込額 (H27及びH28)

・特別償却 . . . 23百万円×30% (特別償却率) ×19% (税率※2) = 1.3百万円
・税額控除 . . . 53百万円×7% (税額控除率) = 3.7百万円

(※1) H26以降の対象者数、適用件数及び総取得価額も同程度と仮定する。

(※2) H25及びH26は、法人税率15%として算出する。

2. 適用見込み

(単位: 件、百万円)

区 分	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数	1,919	1,919	1,919	1,919
適用件数	特別償却	6	6	6
	税額控除	14	14	14
減税額	特別償却	1.0	1.0	1.3
	税額控除	3.7	3.7	3.7

減税見込額積算資料

[法人税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（漁業経営体（法人）関係）	平成27年度減税見込額 13.1 百万円
--	-------------------------

(根拠条項：措42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数 (※1)

- ・漁業経営体のうち、法人経営体 (※2) … 7 千経営体
- ・そのうち、年間販売金額 1 千万円以上の経営体数 (※3) … 5 千経営体

(2) 適用件数 (※1)

- ・平成25年度の漁協における適用実績から適用件数及び特別償却と税額控除の割合を使用
 - ・漁業協同組合数…1,919 法人
 - ・適用件数…5,000×20件÷1,919 = 52 法人
 - ・適用件数のうち特別償却の割合… 6件÷20件 = 30.0%
 - ・特別償却の適用件数…52法人×30.0% = 16 法人
 - ・適用件数のうち税額控除の割合…14件÷20件 = 70.0%
 - ・税額控除の適用件数…52法人×70.0% = 36 法人

(3) 減税見込額 (H27及びH28)

- 器具・備品等 1 件当たり取得価額…平成25年度の漁協における適用実績から算出
 - ・特別償却 23 百万円 ÷ 6件 = 3.8 百万円
 - ・税額控除 53 百万円 ÷ 14件 = 3.8 百万円
- 法人税の減税額
 - ・特別償却 3.8 百万円 × 30% (特別償却率) × 19% (税率※4) × 16 法人 = 3.5 百万円
 - ・税額控除 3.8 百万円 × 7% (税額控除率) × 36 法人 = 9.6 百万円

- (※1) H26以降の対象者数及び適用件数も同程度と仮定する。
- (※2) 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業))のうち個人経営体以外の数値
- (※3) 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業))のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業のうち湖沼漁業に関しては、団体経営体について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販売金額 1 千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。
- (※4) H25及びH26は、法人税率15%として算出する。

2. 適用見込み

(単位：法人、百万円)

区 分	25年度 (推計)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数	5,000	5,000	5,000	5,000
適用件数	特別償却	16	16	16
	税額控除	36	36	36
減税額	特別償却	2.7	2.7	3.5
	税額控除	9.6	9.6	9.6

減税見込額積算資料

[法人住民税、法人事業税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（漁業協同組合関係）	平成27年度減税見込額 1.1 百万円
---	------------------------

(根拠条項： -)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数 (※1)

1,919 漁協 (平成25年 3 月 31 日現在)

(2) 適用件数 (※1)

- 20件 (平成25年度実績)
 - ・特別償却 …… 6 件
 - ・税額控除 …… 14 件

(3) 総取得価額 (※1)

- 76 百万円 (平成25年度実績)
 - ・特別償却 …… 23 百万円
 - ・税額控除 …… 53 百万円

(4) 減税見込額 (H27及びH28)

- 法人税の減税額
 - ・特別償却 …… 23 百万円 × 30% (特別償却率) × 19% (税率※2) = 1.3 百万円
 - ・税額控除 …… 53 百万円 × 7% (税額控除率) = 3.7 百万円
- 住民税 (法人税割) の減税額
 - ・特別償却 …… 1.3 百万円 × 12.9% (税率※2) = 0.2 百万円
 - ・税額控除 …… 3.7 百万円 × 12.9% (税率※2) = 0.5 百万円
- 事業税の減税額 (特別償却)
 - ・法人事業税 …… 23 百万円 × 30% (特別償却率) × 4.6% (税率※2) = 0.3 百万円
 - ・地方法人特別税 …… 0.3 百万円 × 43.2% (税率※2) = 0.1 百万円

- (※1) H26以降の対象者数、適用件数及び総取得価額も同程度と仮定する。
- (※2) H25及びH26は、法人税率15%、法人税割税率17.3%、事業税率3.6%、地方法人特別税率81.0%として算出する。

2. 適用見込み

(単位：件、百万円)

区 分		25年度 (推計)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数		1,919	1,919	1,919	1,919
漁	適用件数	特別償却	6	6	6
		税額控除	14	14	14
協	減 税 額	住民税 (特別償却)	0.2	0.2	0.2
		住民税 (税額控除)	0.6	0.6	0.5
		事業税 (特別償却)	0.4	0.4	0.4

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（漁業経営体（法人）関係）	平成27年度減税見込額 3.4百万円
--	-----------------------

〔法人住民税、法人事業税〕
(根拠条項： -)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数（※1）

- ・漁業経営体のうち、法人経営体（※2）…7千経営体
- ・そのうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数（※3）…5千経営体

(2) 適用件数（※1）

- ・平成25年度の漁協における適用実績から適用件数及び特別償却と税額控除の割合を使用
 - ・漁業協同組合数…1,919法人
 - ・適用件数…5,000×20件÷1,919= 52法人
 - ・適用件数のうち特別償却の割合…6件÷20件= 30.0%
 - ・特別償却の適用件数…52法人×30.0%= 16法人
 - ・適用件数のうち税額控除の割合…14件÷20件= 70.0%
 - ・税額控除の適用件数…52法人×70.0%= 36法人

(3) 減税見込額（H27及びH28）

- 器具・備品等1件当たり取得価額…平成25年度の漁協における適用実績から算出
 - ・特別償却 23百万円÷6件= 3.8百万円
 - ・税額控除 53百万円÷14件= 3.8百万円
- 法人税の減税額
 - ・特別償却 3.8百万円×30%（特別償却率）×19%（税率※4）×16法人= 3.5百万円
 - ・税額控除 3.8百万円×7%（税額控除率）×36法人= 9.6百万円
- 住民税（法人税割）の減税額
 - ・特別償却 3.5百万円×12.9%（税率※4）= 0.5百万円
 - ・税額控除 9.6百万円×12.9%（税率※4）= 1.2百万円
- 事業税の減税額（特別償却）
 - ・法人事業税 3.8百万円×30%（特別償却率）×6.7%（税率※4）×16法人= 1.2百万円
 - ・地方法人特別税 1.2百万円×43.2%（税率※4）= 0.5百万円

- （※1）H26以降の対象者数及び適用件数も同程度と仮定する。
 （※2）「2008年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業）のうち個人経営体以外の数値）
 （※3）「2008年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業）のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業のうち湖沼漁業に関しては、団体経営体について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販売金額1千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。）
 （※4）H25及びH26は、法人税率15%、法人税割税率17.3%、事業税率5.3%、地方法人特別税率81.0%として算出する。

2. 適用見込み

(単位：件、百万円)

区 分		25年度 (推計)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数		5,000	5,000	5,000	5,000
法	適用件数	特別償却	16	16	16
		税額控除	36	36	36
人	減 税 額	住民税（特別償却）	0.5	0.5	0.5
		住民税（税額控除）	1.7	1.7	1.2
		事業税（特別償却）	1.8	1.8	1.7

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度			
24年度			
25年度	電気機械 (281)	その他の機械 (6,094)	
26年度	電気機械 (281)	その他の機械 (6,094)	
27年度	電気機械 (281)	その他の機械 (6,094)	
28年度	電気機械 (281)	その他の機械 (6,094)	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 ② 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（系統金融機関における農業融資残高）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「平成25年度では、対象となる農業協同組合等753組合のうち、723組合が12%割増の特例の適用を受けている。金額では4,135百万円のコスト（国税と地方税の合計減収額）により166,588百万円分の融資余力が生じている。」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年度の系統金融機関における農業融資残高（推計額）として合計211,106億円（農協系統分180,286億円）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]
 ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「平成28年（推計）対象者数として742人、適用法人数として701法人、特例適用額として10,287百万円、減税見込額として3,035百万円、融資余力として128,588百万円」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成28年度の系統金融機関における農業融資残高（推計額）として合計208,508億円（農協系統分177,394億円）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効

果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(農業協同組合) (国税 18、地方税 24)(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、農業協同組合については、さらに法定繰入率の12%増しとすることができることが認められており、当該特例について2年間の延長
3	担当部局	経営局協同組織課・金融調整課
4	評価実施時期	平成26年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和41年創設 昭和55年度 割増率の引下げ(20%→16%) 以後適用期限 2年延長 平成10年度 適用期限 3年間延長 平成12年度 対象法人から中小企業を除外 以後適用期限 2年延長 平成24年度 割増率引き下げ(16%→12%)の上で3年延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 天候等の影響を受け易く貸倒れが不均衡に発生する農業融資の特性や、農協による農産物の買取販売の拡大を通じた農業者の所得向上を目指す必要性を踏まえ、農協の財務基盤を高めることにより貸付や農産物の買取販売の拡大に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六号) (農業の持続的な発展) 第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。 系統金融機関向けの総合的な監督指針</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農協等の財務基盤を強化することにより農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 系統金融機関における農業融資残高</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制措置により、財務基盤を高め貸付に係るリスク担保力を強化することにより、担い手への資金調達の円滑化が図られている。</p>																					
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>○租税特別措置法第 57 条の9</p> <p>適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合の適用額を特定することが困難であることから農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施した。</p> <p>また、地方税の適用件数については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、農業協同組合等を特定することが困難である。このため、農業協同組合等における適用組合数を把握する必要性があり農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施したところである。</p> <table border="1" data-bbox="432 746 972 863"> <caption>単位：件、百万円</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>749</td> <td>717</td> <td>723</td> <td>715</td> <td>705</td> <td>701</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>16,092</td> <td>13,420</td> <td>13,327</td> <td>11,774</td> <td>11,011</td> <td>10,287</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査(全国 47 都道府県の農協は総合農協、連合会は信用・共済・経済連等の全てを対象)の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定</p>	年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	適用件数	749	717	723	715	705	701	適用額	16,092	13,420	13,327	11,774	11,011	10,287
年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)																	
適用件数	749	717	723	715	705	701																	
適用額	16,092	13,420	13,327	11,774	11,011	10,287																	
	<p>② 減収額</p>	<p>○減収額</p> <p>減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合の減収額を特定することが困難であることから農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施した。</p> <p>また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、農業協同組合等を特定することが困難である。このため、農業協同組合等における減収額を把握する必要性があり農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施したところである。</p> <p>【国税】</p> <table border="1" data-bbox="432 1270 987 1342"> <caption>(単位：百万円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>3,540</td> <td>2,816</td> <td>2,822</td> <td>2,237</td> <td>2,092</td> <td>2,057</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査(農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連全て、農林中金を対象)の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定</p>	年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	法人税	3,540	2,816	2,822	2,237	2,092	2,057							
年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)																	
法人税	3,540	2,816	2,822	2,237	2,092	2,057																	

	<p>※算定根拠は別添 1</p> <p>【地方税】</p> <table border="1" data-bbox="1518 240 2085 384"> <caption>(単位：百万円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>612</td> <td>443</td> <td>444</td> <td>387</td> <td>270</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>579</td> <td>483</td> <td>480</td> <td>424</td> <td>507</td> <td>498</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>468</td> <td>391</td> <td>389</td> <td>343</td> <td>219</td> <td>215</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査(農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連全て、農林中金を対象)の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定</p> <p>※算定根拠は別添 1</p>	年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	法人住民税	612	443	444	387	270	265	法人事業税	579	483	480	424	507	498	地方法人特別税	468	391	389	343	219	215
年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)																							
法人住民税	612	443	444	387	270	265																							
法人事業税	579	483	480	424	507	498																							
地方法人特別税	468	391	389	343	219	215																							
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23～28年度) 農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制措置により、財務基盤を高め貸付に係るリスク担保力を強化することにより、担い手への資金調達の円滑化が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23～28年度)</p> <p>系統金融機関における農業融資残高 (単位：億円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1491 735 1928 967"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">農協系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>212,817(100)</td> <td>182,124(86)</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>212,412(100)</td> <td>181,577(85)</td> </tr> <tr> <td>H25(推計)</td> <td>211,106(100)</td> <td>180,286(85)</td> </tr> <tr> <td>H26(推計)</td> <td>210,307(100)</td> <td>179,347(85)</td> </tr> <tr> <td>H27(推計)</td> <td>209,477(100)</td> <td>178,431(85)</td> </tr> <tr> <td>H28(推計)</td> <td>208,508(100)</td> <td>177,394(85)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※データは、農林中央金庫調べ(日銀 Web サイトデータを基にした農林漁業金融統計より)。なお、合計については、農協系統数値に他業態農業・林業貸出金を加えたもの。括弧は構成割合を示している。また、平成 25 年度から 28 年度までは、過去 3 年間の実績を基に伸び率を推定して算定。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27～28年度) 貸倒引当金の割増特例が無くなった場合、自己資本の積み上げの手段が減ることにより、農協における貸出への消極化が進み、農業融資拡大の阻害要因となる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23～28年度) 農協の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、担い手への資金調達の円滑化を図ることができる。</p> <p>本措置の効果として、平成 25 年度では、対象となる農業協同組合等 753 組合のうち、723 組合が 12%割増の特例の適用を受けている。金額では 4,135 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 166,588 百万円分の融資余力が生じている。</p> <p>(単位：件、百万円)</p>	年度	合計		農協系統		H23	212,817(100)	182,124(86)	H24	212,412(100)	181,577(85)	H25(推計)	211,106(100)	180,286(85)	H26(推計)	210,307(100)	179,347(85)	H27(推計)	209,477(100)	178,431(85)	H28(推計)	208,508(100)	177,394(85)					
年度	合計																												
	農協系統																												
H23	212,817(100)	182,124(86)																											
H24	212,412(100)	181,577(85)																											
H25(推計)	211,106(100)	180,286(85)																											
H26(推計)	210,307(100)	179,347(85)																											
H27(推計)	209,477(100)	178,431(85)																											
H28(推計)	208,508(100)	177,394(85)																											

区分	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
	対象者数	769	743	753	749	742
適用法人数	749	717	723	715	705	701
特例適用額	16,092	13,420	13,327	11,774	11,011	10,287
減税見込額	5,199	4,133	4,135	3,391	3,088	3,035
融資余力	201,150	167,750	166,588	147,175	137,638	128,588

※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査（農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連全て、農林中金を対象）の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定。
※融資余力は、特例適用額を0.08（農協等が貸出金等の資産に対し、保有が義務づけられている自己資本の割合8%（一般貸倒引当金を含む。））で除したものである。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	農協の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、担い手への資金調達の円滑化が図られるようになる。 なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農業協同組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを分散させ経営基盤の強化を図り、農業協同組合の財務基盤を高めることにより農業者等への安定的な資金供給を可能とし、これにより山村地域の主要産業である農業の経済活性化を促進することができる。
10	有識者の見解	協同組合等に特化した措置であり、不公平税制といわれぬように十分な説明が必要。（平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員）	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時	

中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）の2年延長	平成27年度減税見込額 2,092百万円
-----------------------------	-------------------------

（根拠条項：措法57の9）

1. 減税見込額等の積算

① 農業協同組合

$$10,191\text{百万円} \times (11,169\text{百万円} + 9,210\text{百万円} + 10,391\text{百万円}) / (10,994\text{百万円} + 11,169\text{百万円} + 9,210\text{百万円}) = 9,867\text{百万円}$$

（平成27年度特例適用見込み額）

② 農業協同組合連合会・農林中央金庫

$$1,583\text{百万円} \times (4,210\text{百万円} + 2,937\text{百万円} + 1,583\text{百万円}) / (4,923\text{百万円} + 4,210\text{百万円} + 2,937\text{百万円}) = 1,145\text{百万円}$$

（平成27年度特例適用見込み額）

※同様の考え方で28年度見込みも推定

③ 減税試算額

$$\begin{aligned} \text{繰入額} &= 9,867\text{百万円} + 1,145\text{百万円} = 11,012\text{百万円} \\ \text{減税額} &= 11,012\text{百万円} \times 0.19 \text{ (法人税率)} = 2,092\text{百万円} \end{aligned}$$

地方農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査（農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連の全て、農林中金を対象）の結果を基に、23年度・24年度実績・25年度及び26年度見込からその伸び率を推定し算定。なお、同調査に基づき、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査について報告を行っている。

2. 適用実績及び適用見込み

（単位：件、百万円）

区 分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数	766	769	743	753	749	742	742
適用法人数	751	749	717	723	715	705	701
準備金積立額 (当期繰入額)	419,070	381,379	389,980	338,578	316,450	298,228	272,555
損金算入額 (16% (12%) 割増繰入限度額)	179,046	178,223	178,675	170,563	167,864	164,558	160,075
特例適用額	24,254	16,092	13,420	13,327	11,774	11,011	10,287
減税見込額	5,336	3,540	2,816	2,822	2,237	2,092	2,057

中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）の2年延長	平成27年度減税見込額
	996百万円
	法人住民税270百万円
	法人事業税507百万円
	地方法人特別税219百万円

(根拠条項：措法57条の9)

1. 減税見込額積算

地方農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査（農協は総合農協、連合会は信用・共済・経済連等を対象）の結果を基に、23年度・24年度実績・25年度見込及び26年度見込からその伸び率を推定し算定。なお、同調査に基づき、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査について報告を行っている。

① 農業協同組合

$$10,191\text{百万円} \times (11,169\text{百万円} + 9,210\text{百万円} + 10,391\text{百万円}) / (10,994\text{百万円} + 11,169\text{百万円} + 9,210\text{百万円}) = 9,867\text{百万円}$$

(平成27年度特例適用見込み額)

② 農業協同組合連合会・農林中央金庫

$$1,583\text{百万円} \times (4,210\text{百万円} + 2,937\text{百万円} + 1,583\text{百万円}) / (4,923\text{百万円} + 4,210\text{百万円} + 2,937\text{百万円}) = 1,145\text{百万円}$$

(平成27年度特例適用見込み額)

※同様の考え方で28年度見込みも推定

③ 減税試算額

繰入額 $9,867\text{百万円} + 1,145\text{百万円} = 11,012\text{百万円}$
 減税額 $11,012\text{百万円} \times 0.19$ (法人税率) $\times 0.129$ (法人住民税) $= 270\text{百万円}$
 減税額 $11,012\text{百万円} \times 0.046$ (法人事業税率) $= 507\text{百万円}$
 減税額 $507\text{百万円} \times 0.432$ (地方法人特別税率) $= 219\text{百万円}$

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：件、百万円)

区分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数	766	769	743	753	749	742	742
適用件数	751	749	717	723	715	705	701
特例適用額	24,254	16,092	13,420	13,327	11,774	11,011	10,287
減税見込額	法人住民税	923	612	443	444	387	270
	法人事業税	873	579	483	480	424	498
	地方法人特別税	707	468	391	389	343	215

注) 対象者数は、全総合農協及び信用・共済・経済連合会の全て、農林中金としている。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人事業税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(森林組合等)(国税 19 及び地方税 25) (法人税:義、法人事業税:義、法人住民税:義)
2	要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 (1)対象者 森林組合等 (2)特例措置 森林組合等の協同組織等については貸倒引当金の繰入限度額の12%割増引当ができる。 【現行制度】 本則:法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第2項 内国法人が、所有する金銭債権に対し損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。 特例:租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の10、第68条の59 中小企業等(森林組合等を含む)の繰入限度額の算出は、貸倒実績率又は法定繰入率(卸売・小売業1%、金融業0.3%等。一括評価債権に限る。)のどちらかの選択適用が認められ、さらに森林組合等については、選択した繰入限度額のさらに12%割増の範囲内で損金に算入できる。 【2年間延長の理由】 租税特別措置の見直しに関する基本方針において、期限の定めのある措置について存続を検討する場合には原則3年以内とされるところである。さらに、本特例は過去の延長にあたって、協議の中で必要性及び効果等について2年間で再検討すべきとされてきた経緯があり、今回2年の延長とする。 ※ 森林組合等:森林組合、森林組合連合会を指す。
3	担当部局	林野庁林政部経営課
4	評価実施時期	平成26年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設:昭和41年度 昭和55年度 繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ 平成10年度 資本金1億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止 平成12年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成24年度 繰入限度額の割増を16%から12%に引下げ
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図り、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化、及び森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号) (林業の持続的かつ健全な発展)</p> <p>第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。</p> <p>(望ましい林業構造の確立)</p> <p>第十九条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(林業生産組織の活動の促進)</p> <p>第二十二條 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)</p> <p>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p> <p>(1)望ましい林業構造の確立</p> <p>平成27年、平成32年における木材供給量及び用途別の利用量の目標は、第1に掲げた目標を踏まえ、第3に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとなる。</p> <p>なお、総需要量に占める国産材利用量の割合は、平成32年には50%になると見込まれる。</p> <p>5 団体の再編整備に関する施策</p> <p>森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制機能の確保や法令遵守意識の徹底による業務執行体制の安定強化に向けて指導する。</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)</p> <p>「思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編(スピンオフ・カーブアウトを含む。)を強力に促進し、こうした事業再編を推進する企業に対する税制措置や金融支援などの支援策を検討し、必要な措置を講ずる。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

	<p>[中目標] 4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>[政策分野] 13 林業の持続的かつ健全な発展</p>																																				
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図る。</p> <p>このため、本措置を活用し債権回収のリスクに備え、森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成 32 年度までに都道府県内の7割を占めることを目標とする。</p> <p>※ 中核組合：森林組合のうち、健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応えうる自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。(別添1)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 〔測定指標：本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額及びそれに伴う森林組合における中核組合の割合〕</p> <p style="text-align: center;">(単位：％、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> <th>H29 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額(A)</td> <td>180</td> <td>89</td> <td>70</td> <td>71</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額(B)</td> <td>1,305</td> <td>648</td> <td>657</td> <td>667</td> <td>657</td> <td>657</td> <td>657</td> <td>657</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>13.8%</td> <td>13.7%</td> <td>10.7%</td> <td>10.6%</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠は別添2参照。</p> <p>本措置による貸倒リスクへの対応力強化の効果として、約 12%の貸倒引当金の積増しに寄与している。(平成 23 年度までは割増率は約 14%)</p> <p>※ 平成 26 年度推計値については、3カ年(平成 23～25 年度)実績の平均値を記載している。</p> <p>※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。</p> <p>※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)</p>	年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)	貸倒引当金の繰入増加額(A)	180	89	70	71	77	77	77	77	貸倒引当金繰入額(B)	1,305	648	657	667	657	657	657	657	A/B	13.8%	13.7%	10.7%	10.6%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%
年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)																													
貸倒引当金の繰入増加額(A)	180	89	70	71	77	77	77	77																													
貸倒引当金繰入額(B)	1,305	648	657	667	657	657	657	657																													
A/B	13.8%	13.7%	10.7%	10.6%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%																													

	(単位：％)							
年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (推計)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
中核組合の割合	44	47	49	52	54	56	59	61
年度 区分	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	H33 (推計)				
中核組合の割合	63	65	68	70				
<p>中核組合は、健全な財務基盤等を有していることが必須条件となっている。健全な財務基盤を維持するため、債権回収のリスクを軽減できる本特例措置を適用していると考ええる。</p> <p>上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」で述べたとおり、都道府県内の森林組合の7割程度の森林組合が中核組合となるようその育成を図ることに努めるものとする。</p> <p>※ 中核組合の割合については、出典元である森林組合統計が、平成 23 年度までしか発行されていないため、平成 24 年度以降は推計となる。</p> <p>※ 目標値が平成 33 年となっているのは、森林組合により決算時期が異なっており平成 32 年度末に中核組合が7割まで増加することを想定しているためである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 森林組合等では、組合員等に対する貸付金の固定化や取引先に対する回収不能の売掛金が発生しているところであり、特に、主に取引を行っている素材生産・製材業者などは、厳しい経営状況となっている。</p> <p>貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、林業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、林業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという森林組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。</p> <p>中核組合に位置づけられるためには、累積欠損金が生じていないこと、健全な財務基盤に資する一定の出資規模が確保されているなどが必須の要件であり、本措置により貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することにより、森林組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた森林経営の安定に寄与する。</p> <p>また、森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っており、特に経営基盤が安定している中核組合の育成は、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健</p>								

		全な発展に寄与することが期待される。																																																			
8 有効性等	①: 適用数等	<p>対象組合数(うち貸倒引当金計上組合) 適用組合数 適用率 (単位: %, 組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> <th>H29 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象組合数</td> <td>725</td> <td>718</td> <td>706</td> <td>691</td> <td>686</td> <td>674</td> <td>663</td> <td>651</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金計上組合数</td> <td>579</td> <td>588</td> <td>596</td> <td>529</td> <td>525</td> <td>516</td> <td>507</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>579</td> <td>588</td> <td>596</td> <td>529</td> <td>525</td> <td>516</td> <td>507</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>適用率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 26 年度推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合数に乗じた推計値を記載している。 ※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。 適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。 また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。 このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。 全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りはない。</p>							年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)	対象組合数	725	718	706	691	686	674	663	651	貸倒引当金計上組合数	579	588	596	529	525	516	507	480	適用組合数	579	588	596	529	525	516	507	480	適用率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)																																												
対象組合数	725	718	706	691	686	674	663	651																																													
貸倒引当金計上組合数	579	588	596	529	525	516	507	480																																													
適用組合数	579	588	596	529	525	516	507	480																																													
適用率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%																																													
	②: 減収額	<p>国税の減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p>																																																			

		〔国税〕 (単位: 百万円)							
	年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
	減税見込額	40	20	15	15	15	15	15	15
		<p>※ 算定根拠は別添2参照。 ※ 平成 26 年度推計値については、3力年(平成 23～25 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の推計を行った。 地方税の減収額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p>							
		〔地方税〕 (単位: 百万円)							
	年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
	減税見込額	16	8	6	6	7	7	7	7
		<p>※ 算定根拠は別添3参照。 ※ 平成 26 年度推計値については、3力年(平成 23～25 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同じ値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推計を行った。</p>							
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 22～29 年度) 貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用し、貸倒リスクが軽減されることにより、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化・基盤強化に貢献している。 また、当該租税特別措置の活用により、財務、組織基盤の優れた、中核組合の割合は着実に増加している。これらは適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化につながり森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。</p>								

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》

(分析対象期間:平成22~29年度)

[本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額]

(単位: %、百万円)

年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
貸倒引当金の繰入増加額(A)	180	89	70	71	77	77	77	77
貸倒引当金繰入額(B)	1,305	648	657	667	657	657	657	657
A/B	13.8%	13.7%	10.7%	10.6%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%

※ 算定根拠は別添2参照。

※ 平成26年度推計値については、3力年(平成23~25年度)実績の平均値を記載している。

※ 平成27~29年度推計値については、平成26年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。

※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)

[森林組合における中核組合の割合]

(単位: %)

年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (推計)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
中核組合の割合	44	47	49 (99%)	51 (98%)	52 (96%)	53 (95%)	55 (94%)	57 (94%)

年度	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	H33 (推計)
中核組合の割合	59 (93%)	61 (93%)	63 (93%)	65 (93%)

※ 下段()については、所期の目標に対する達成度合の実績値及び推定値。

なお、前回要望時に目標としていた中核組合の割合増加は、平成22年度時点の44%を平成26年度末時点で7割とするものであったが、実績は52%にとどまると推計されている。これは、木材価格の低迷などの外的要因によるものがある。

こうした中、本措置により引き続き、地域における森林整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の貸倒リスクの軽減により、経営の健全化・基盤強化、中核組合の育成を図っていく必要がある。

[木材価格]

(単位:円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
スギ中丸太 (円/m)	12,700	13,000	12,200	10,900	11,800	12,300	11,400	11,500
スギ正角 (円/本)	1,340	1,412	1,402	1,379	1,376	1,442	1,412	1,607

※ 出典:「木材価格」(農林水産省)

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

(分析対象期間:平成22~29年度)

森林組合等では、組合員等に対する貸付金の固定化や取引先に対する回収不能の売掛金が発生しているところであり、特に、主に取引を行っている素材生産・製材業者などは、厳しい経営状況となっている。森林組合等が積極的な事業展開を行うためには、経営基盤の強化・安定化が不可欠であり、貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用している中、債権回収のリスクを軽減できる本措置の延長が必要である。

仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する森林組合等の全てにおいて貸倒リスクが増大することになり、森林組合等の経営の健全化・基盤強化への取組に支障が生じる。

《税込減を是認するような効果の有無》

(分析対象期間:平成22年度~平成29年度)

本措置の効果として、平成25年度では、対象となる森林組合等691組合のうち、529組合が貸倒引当金を計上し、全てが12%割増の特例の適用を受けている。金額では21百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により71百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。

このように、過去及び将来において、税込減を是認できる効果がある。

(単位:組合、百万円)

年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
対象組合数	725	718	706	691	686	674	663	651
適用組合数	579	588	596	529	525	516	507	480
貸倒引当金計上組合数	579	588	596	529	525	516	507	480
減収見込額	国税	40	20	15	15	15	15	15
	地方税	16	8	6	6	7	7	7
	計	56	28	21	21	22	22	22
貸倒引当金の繰入増加額	180	89	70	71	77	77	77	77

※ 算定根拠は別添2及び別紙3参照。

※ 平成26年度推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合数に乗じた推計値を記載している。

都道府県において中核組合を位置付ける場合の基準例

- 1 組織体制に関する基準例
 - ① 的確な経営判断能力を有する常勤理事として1名以上が配置されていること
 - ② 適正な事業実施に必要な常勤役職員として7名以上が確保されていること
- 2 事業実施に関する基準例
 - ① 累積欠損金等が生じていないこと（累積欠損金等がある場合にはその解消が確実に見込まれること）
 - ② 健全な財務基盤に資する一定の出資規模（払込済出資金4千万円以上）が確保されていること
 - ③ 事業総利益に占める事業管理費が適正（事業管理費が事業総利益の範囲内）であること

		<p>※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。</p> <p>※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）</p> <p>※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。</p> <p>適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。</p> <p>また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。</p> <p>このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、他の支援措置や予算措置もなく適切な措置といえる。</p> <p>また、森林所有者等への販売・購買事業等を支えている森林組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置は、森林組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを軽減させ経営基盤の強化を図ることを可能とし、森林所有者である組合員の負託に応えた積極的な事業展開の促進に資する重要かつ効率的な措置であり、予算措置や融資制度もなく唯一の支援措置である。</p> <p>また、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>なお、森林組合等の経営基盤の安定に大きなインセンティブとなり、中核組合への移行が図られる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>森林組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを軽減させ経営基盤の強化を図ることを目的とし、効率的かつ安定的な林業経営の育成が図られ、地域における林業ないし森林管理や過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の推進等山村地域の経済活性化を促進する。</p>
10	有識者の見解	協同組合等に特化した措置であり、不公平税制といわれないように十分な説明が必要。(平成 26 年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年度税制改正要望時

別添2

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例分繰入額

		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特例適用額(実数)(百万円)※1	58	47	50	
	調査回収率(%)※2	83%	82%	84%	
	特例適用額(百万円)※3	71	58	60	63
② 森林組合連合会	特例適用額(実数)(百万円)※1	18	12	11	
	調査回収率(%)※2	94%	96%	96%	
	特例適用額(百万円)※3	19	13	12	14
計(①+②)					(ア) 77

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

- ① 森林組合 (58百万円/83%+47百万円/82%+50百万円/84%)/3 ≒ 63百万円※3
- ② 森林組合連合会 (18百万円/94%+12百万円/96%+11百万円/96%)/3 ≒ 14百万円※3
- ③ 計(①+②) (63百万円+14百万円) ≒ 77百万円※3

※1 特例適用額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

(2) 国税減税額試算

- ① 特例適用額 (ア) 77百万円
- ② 特例適用減税額 (ア) 77百万円×19%(法人税額:19%) ≒ 15百万円…(イ)′
- ③ 減税見込額 (ア)′ ≒ 15百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (推計)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)
対象組合数	725	718	706	691	686	674	663	651
適用組合数	579	588	596	529	525	516	507	498
準備金積立額 (当期繰入額)	2,196	1,637	1,628	1,533	1,599	1,599	1,599	1,599
損金算入額 (12%・16%割増繰入額)	1,305	648	657	667	657	657	657	657
特例適用額	180	89	70	71	77	77	77	77
減税見込額	40	20	15	15	15	15	15	15

※1 対象組合数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2 適用組合数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3 適用組合の推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合に乗じた推計値を記載している。

※4 平成26年度以降については、推計としている。対象組合数、適用組合数を除き各区分とも、上記1に基づき3年平均(23~25年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

※5 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

別添3

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例分繰入額

		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特例適用額(実数)(百万円)※1	58	47	50	
	調査回収率(%)※2	83%	82%	84%	
	特例適用額(百万円)※3	71	58	60	63
② 森林組合連合会	特例適用額(実数)(百万円)※1	18	12	11	
	調査回収率(%)※2	94%	96%	96%	
	特例適用額(百万円)※3	19	13	12	14
計(①+②)					(イ) 77

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

- ① 森林組合 (58百万円/83%+47百万円/82%+50百万円/84%)/3 ≒ 63百万円※3
- ② 森林組合連合会 (18百万円/94%+12百万円/96%+11百万円/96%)/3 ≒ 14百万円※3
- ③ 計(①+②) (63百万円+14百万円) ≒ 77百万円※3

※1 特例適用額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

(2) 国税減税額試算

- ① 特例適用額 (イ) 77百万円
- ② 特例適用減税額 (イ) 77百万円×19%(法人税額:19%) = 15百万円…(イ)′
- ③ 減税見込額 (イ)′ = 15百万円

(3) 地方税減税額試算

(平成26年度)

(平成27年度)

- ④ 法人住民税額 (ウ) 15百万円×17.3% ≒ 3百万円 (カ) 15百万円×12.9% ≒ 2百万円
- ⑤ 法人事業税額 (エ) 77百万円×2.7% ≒ 2百万円 (キ) 77百万円×4.6% ≒ 4百万円
- ⑥ 地方法人特別税 (オ) 77百万円×2.7%×81% ≒ 2百万円 (ク) 4百万円×43.2% ≒ 2百万円
- ⑦ 減税見込額 (ウ)+(エ)+(オ) ≒ 7百万円 (カ)+(キ)+(ク) ≒ 7百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (推計)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)
対象組合数	725	718	706	691	686	674	663	651
適用組合数	579	588	596	529	525	516	507	498
準備金積立額 (当期繰入額)	2,196	1,637	1,628	1,533	1,599	1,599	1,599	1,599
損金算入額 (12%・16%割増繰入額)	1,305	648	657	667	657	657	657	657
特例適用額	180	89	70	71	77	77	77	77
国税減税見込額	40	20	15	15	15	15	15	15
減税見込額	法人住民税	7	3	3	3	3	2	2
	法人事業税	5	2	2	2	2	4	4
	地方法人特別税	4	2	2	2	2	2	2
	合計	16	8	6	6	6	7	7

※1 対象組合数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2 適用組合数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3 適用組合の推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合に乗じた推計値を記載している。

※4 平成26年度以降については、推計としている。対象組合数、適用組合数を除き各区分とも、上記1に基づき3年平均(23~25年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

※5 平成27年度(推計)以降は税率が変更されている。

※6 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人事業税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(漁業協同組合等) (国税 20 及び地方税 26) (法人税:義)(法人事業税、法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>〈制度の概要〉 中小企業等(漁業協同組合等を含む。)が、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額を基礎として貸倒引当金を繰り入れる際の限度額の算出について、過去3年間の実績に基づく貸倒実績率又は法定繰入率のどちらかの選択適用が認められ、さらに漁業協同組合等についてはそれぞれの繰入限度額の12%割増の範囲内とすることができる。</p> <p>〈要望の内容〉 漁業協同組合等の貸倒引当金の特例(繰入限度額の12%割増)の2年延長</p>
3	担当部局	水産庁漁政部水産経営課
4	評価実施時期	平成 26 年 4 月～8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 41 年度 創設 昭和 55 年度 繰入限度額の割増を 20%から 16%に引下げ 平成 10 年度 資本金 1 億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止 平成 12 年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成 24 年度 繰入限度額の割増を 16%から 12%に引下げ</p>
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月
7	① 必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定</p> <p>《政策目的の根拠》 水産基本計画(平成 24 年 3 月閣議決定)の「9 水産関係団体の再編整備等」において、「漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、漁業者の期待に応えていけるようにするため、(中略)、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する」旨規定しており、本特例措置の目的と合致している。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 漁業者の安定的な生産活動のため、これを支える漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る。(政策目的と同趣旨)</p>

		<p>(平成 27 年度及び平成 28 年度の2年間に本特例措置により漁協等が繰り入れる貸倒引当金の割増額: 790 百万円(各年度の貸倒引当金繰入額全体の 1.9%))</p>																																											
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による貸倒引当金の繰入増加額</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額(A)</td> <td>604</td> <td>584</td> <td>552</td> <td>414</td> <td>377</td> <td>402</td> <td>398</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額(B)</td> <td>21,263</td> <td>25,806</td> <td>23,176</td> <td>21,629</td> <td>20,241</td> <td>21,682</td> <td>21,184</td> <td>21,036</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>2.4%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置による貸倒リスクへの対応力強化の効果として、約 2% の貸倒引当金の積増しに寄与している。(平成 23 年度までは割増率は 16%。)</p> <p>※貸倒引当金繰入額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値(実数)。繰入額の見込(平成 26～28 年度)は直近 3 ヶ年の平均値。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁業協同組合等及び取引先である水産業関連事業者は、経営基盤が他の産業と比較して零細であり、かつ、その経営は燃油価格や災害等の外的要因に大きく影響を受けやすい。このことから、漁業協同組合等は、販売・購買事業未収金や貸出金の回収が困難となって経営が圧迫されるリスクが高い。 貸倒引当額を上回る貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、漁業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという漁業協同組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。 本措置により貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することにより、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定に寄与する。</p>								区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	貸倒引当金の繰入増加額(A)	604	584	552	414	377	402	398	392	貸倒引当金繰入額(B)	21,263	25,806	23,176	21,629	20,241	21,682	21,184	21,036	A/B	2.8%	2.3%	2.4%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																					
貸倒引当金の繰入増加額(A)	604	584	552	414	377	402	398	392																																					
貸倒引当金繰入額(B)	21,263	25,806	23,176	21,629	20,241	21,682	21,184	21,036																																					
A/B	2.8%	2.3%	2.4%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%																																					
8	有効性等	① 適用数等	<p>対象組合数(うち貸倒引当金計上組合) 適用組合数 適用率</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>2,270 組合(762 組合)</td> <td>575 組合</td> <td>75.5%</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>2,224 組合(715 組合)</td> <td>589 組合</td> <td>82.4%</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>2,210 組合(647 組合)</td> <td>532 組合</td> <td>82.2%</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>2,175 組合(721 組合)</td> <td>621 組合</td> <td>86.1%</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>2,163 組合(773 組合)</td> <td>664 組合</td> <td>85.9%</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>2,136 組合(714 組合)</td> <td>606 組合</td> <td>84.9%(見込)</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>2,109 組合(736 組合)</td> <td>630 組合</td> <td>85.6%(見込)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>2,082 組合(741 組合)</td> <td>633 組合</td> <td>85.4%(見込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添 1 及び 2 参照。</p>						平成 21 年度	2,270 組合(762 組合)	575 組合	75.5%	平成 22 年度	2,224 組合(715 組合)	589 組合	82.4%	平成 23 年度	2,210 組合(647 組合)	532 組合	82.2%	平成 24 年度	2,175 組合(721 組合)	621 組合	86.1%	平成 25 年度	2,163 組合(773 組合)	664 組合	85.9%	平成 26 年度	2,136 組合(714 組合)	606 組合	84.9%(見込)	平成 27 年度	2,109 組合(736 組合)	630 組合	85.6%(見込)	平成 28 年度	2,082 組合(741 組合)	633 組合	85.4%(見込)					
平成 21 年度	2,270 組合(762 組合)	575 組合	75.5%																																										
平成 22 年度	2,224 組合(715 組合)	589 組合	82.4%																																										
平成 23 年度	2,210 組合(647 組合)	532 組合	82.2%																																										
平成 24 年度	2,175 組合(721 組合)	621 組合	86.1%																																										
平成 25 年度	2,163 組合(773 組合)	664 組合	85.9%																																										
平成 26 年度	2,136 組合(714 組合)	606 組合	84.9%(見込)																																										
平成 27 年度	2,109 組合(736 組合)	630 組合	85.6%(見込)																																										
平成 28 年度	2,082 組合(741 組合)	633 組合	85.4%(見込)																																										

	<p>適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、公益法人又は協同組合等の全体が適用実態調査の対象となっており、漁業協同組合等を特定することが困難である。また、漁業協同組合等全体の適用組合数を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p> <p>本措置の適用対象者は全ての漁業協同組合等であり、実績としても想定外に特定の者への偏りはない。</p>																																				
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収額(国税)</th> <th>減収額(地方税)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>109 百万円</td> <td>59 百万円</td> <td>168 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>105 百万円</td> <td>56 百万円</td> <td>161 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>99 百万円</td> <td>53 百万円</td> <td>152 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>79 百万円</td> <td>41 百万円</td> <td>120 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>72 百万円</td> <td>37 百万円</td> <td>109 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>76 百万円</td> <td>40 百万円</td> <td>116 百万円(見込)</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>76 百万円</td> <td>36 百万円</td> <td>112 百万円(見込)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>75 百万円</td> <td>35 百万円</td> <td>110 百万円(見込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1及び2参照。</p> <p>減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、公益法人又は協同組合等の全体が適用実態調査の対象となっており、漁業協同組合等を特定することが困難である。また、漁業協同組合等全体の減収額を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における減収額を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p>		減収額(国税)	減収額(地方税)	合計	平成 21 年度	109 百万円	59 百万円	168 百万円	平成 22 年度	105 百万円	56 百万円	161 百万円	平成 23 年度	99 百万円	53 百万円	152 百万円	平成 24 年度	79 百万円	41 百万円	120 百万円	平成 25 年度	72 百万円	37 百万円	109 百万円	平成 26 年度	76 百万円	40 百万円	116 百万円(見込)	平成 27 年度	76 百万円	36 百万円	112 百万円(見込)	平成 28 年度	75 百万円	35 百万円	110 百万円(見込)
	減収額(国税)	減収額(地方税)	合計																																		
平成 21 年度	109 百万円	59 百万円	168 百万円																																		
平成 22 年度	105 百万円	56 百万円	161 百万円																																		
平成 23 年度	99 百万円	53 百万円	152 百万円																																		
平成 24 年度	79 百万円	41 百万円	120 百万円																																		
平成 25 年度	72 百万円	37 百万円	109 百万円																																		
平成 26 年度	76 百万円	40 百万円	116 百万円(見込)																																		
平成 27 年度	76 百万円	36 百万円	112 百万円(見込)																																		
平成 28 年度	75 百万円	35 百万円	110 百万円(見込)																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 28 年度)</p> <p>貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が本措置を適用し、これらの漁業協同組合等の貸倒リスクの軽減により、損失金の発生を未然に防ぎ、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に貢献している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 28 年度)</p> <p>本措置による貸倒引当金の繰入増加額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額(A)</td> <td>604</td> <td>584</td> <td>552</td> <td>414</td> <td>377</td> <td>402</td> <td>398</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰</td> <td>21,263</td> <td>25,806</td> <td>23,176</td> <td>21,629</td> <td>20,241</td> <td>21,682</td> <td>21,184</td> <td>21,036</td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	貸倒引当金の繰入増加額(A)	604	584	552	414	377	402	398	392	貸倒引当金繰	21,263	25,806	23,176	21,629	20,241	21,682	21,184	21,036									
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																													
貸倒引当金の繰入増加額(A)	604	584	552	414	377	402	398	392																													
貸倒引当金繰	21,263	25,806	23,176	21,629	20,241	21,682	21,184	21,036																													

入額(B)								
A/B	2.8%	2.3%	2.4%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%

なお、前回要望時に目標としていた当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合の増加は、平成 20 年度末時点の 70.7%を平成 25 年度末時点で 75.5%とするものであったが、実績見込は 69.0%に留まる。これは、資源状況の低迷や漁業者の減少等に加え、近年の燃油価格の高騰や災害等の外的要因により、漁業協同組合等の経営の改善及び基盤強化が十分に進んでいないことによる。

よって、本措置により引き続き、漁業協同組合等の貸倒リスクの軽減により、損失金の発生を未然に防ぎ、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持を進める必要がある。

(当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合)

平成 20 年度末時点 70.7% (759 組合 / 1,073 組合)
 平成 21 年度末時点 67.8% (692 組合 / 1,021 組合)
 平成 22 年度末時点 69.8% (688 組合 / 986 組合)
 平成 23 年度末時点 68.5% (673 組合 / 982 組合)
 平成 24 年度末時点 69.5% (673 組合 / 969 組合)
 平成 25 年度末時点 69.0% (651 組合 / 943 組合)(見込)

※平成 25 年度末時点の見込は、平成 20～24 年度末時点の平均減少数(当期損失金が発生していない組合数:年 22 組合、全体の組合数:年 26 組合)をもとに算出。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 28 年度)

貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が本措置を適用しており、本措置が延長されなかった場合、これらの漁業協同組合等の貸倒リスクの増大により損失金が増加し、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に支障が生じる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 28 年度)

本措置の効果として、平成 25 年度では、対象となる漁業協同組合等 2,163 組合のうち、773 組合が貸倒引当金を計上し、そのうちの約 9 割に当たる 664 組合が 12%割増の特例の適用を受けており、金額では 109 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 377 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。

このように、本措置には税収減を是認できる効果があるといえる。

(単位:組合、百万円)

区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
対象組合数	2,270	2,224	2,210	2,175	2,163	2,136	2,109	2,082
貸倒引当金計上組合数	762	715	647	721	773	714	736	741
適用組合数	575	589	532	621	664	606	630	633
減収見	168	161	152	120	109	116	112	110

		込額								
		貸倒引当金の繰入増加額	604	584	552	414	377	402	398	392
※算定根拠は別添1及び2参照。										
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>漁業者への金融機能及び販売・購買事業等を支えている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が貸倒リスクの増大により損失金が増加し、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に支障が生じる。</p>							
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし							
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁業協同組合等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされている。</p> <p>また、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化は、漁業等の振興及び地域の活性化にも貢献する。</p>							
10	有識者の見解	協同組合等に特化した措置であり、不公平税制といわれないように十分な説明が必要。(平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)								
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時								

別添1:減税見込額積算資料(国税)

[貸倒引当金の特例措置:法人税:特例措置]

中小企業等の貸倒引当金の特例の2年延長(漁業協同組合等)	平成27年度減税見込額 76百万円
------------------------------	----------------------

(根拠条項:措法57の9,68の59)

1. 減税見込額等の積算 (単位:百万円)

(当期割増特例繰入額-当期繰入限度額) × 法人税率 = 減税額
※16%又は12%を超える割増繰入分を除いて算出。

平成21年度

漁業協同組合	1,899	-	1,637	=	262	百万円
漁業協同組合連合会	401	-	346	=	55	百万円
水産加工業協同組合	45	-	39	=	6	百万円
信用漁業協同組合連合会	2,037	-	1,756	=	281	百万円
合計					604	百万円
					×	18% = 109百万円

平成22年度

漁業協同組合	1,685	-	1,453	=	232	百万円
漁業協同組合連合会	368	-	317	=	51	百万円
水産加工業協同組合	32	-	28	=	4	百万円
信用漁業協同組合連合会	2,150	-	1,854	=	297	百万円
合計					584	百万円
					×	18% = 105百万円

平成23年度

漁業協同組合	1,531	-	1,320	=	211	百万円
漁業協同組合連合会	471	-	406	=	65	百万円
水産加工業協同組合	37	-	32	=	5	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,966	-	1,695	=	271	百万円
合計					552	百万円
					×	18% = 99百万円

平成24年度

漁業協同組合	1,680	-	1,500	=	180	百万円
漁業協同組合連合会	370	-	330	=	40	百万円
水産加工業協同組合	37	-	33	=	4	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,771	-	1,581	=	190	百万円
合計					414	百万円
					×	19% = 79百万円

平成25年度

漁業協同組合	1,514	-	1,352	=	162	百万円
漁業協同組合連合会	346	-	309	=	37	百万円
水産加工業協同組合	19	-	17	=	2	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,640	-	1,464	=	176	百万円
合計					377	百万円
					×	19% = 72百万円

平成26年度(見込) ※直近3ヵ年の平均額、ただし法人税率は19%で再計算。
(99 × 12/16 × 19/18) + 79 + 72) / 3
= 76百万円

平成27年度(見込) ※直近3ヵ年の平均額、ただし法人税率は19%で再計算。
(79 + 72 + 76) / 3
= 76百万円

平成 28 年度（見込）※直近 3 ヲ年の平均額、ただし法人税率は 19 % で再計算。
 $(72 + 76 + 76) / 3$
 = 75 百万円

※平年度減税見込額（平成 27 年度（見込）及び平成 28 年度（見込）の平均）= 76 百万円

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）に対する調査による本特例措置を適用した繰入限度額及び当該年度に適用された法人税率から減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	2 1 年度 (実績)	2 2 年度 (実績)	2 3 年度 (実績)	2 4 年度 (実績)	2 5 年度 (実績)	2 6 年度 (見込み)	2 7 年度 (見込み)	2 8 年度 (見込み)
対象組合数	2,270	2,224	2,210	2,175	2,163	2,136	2,109	2,082
貸倒引当金 計上組合数	762	715	647	721	773	714	736	741
適用組合数	575	589	532	621	664	606	630	633
減税見込額	109	105	99	79	72	76	76	75

注) 減税見込額の単位は百万円である。

適用実績は、漁協、漁連、加工協に対する調査の集計値(実数)である。
 対象者数は、漁協、漁連及び加工協の総数である。(平成 26 ~ 28 年度(見込み)は平成 21 年~平成 25 年の平均減少数(年間 27 組合)をもとに算出)
 貸倒引当金計上の組合数は、対象者数の中で当該年度に貸倒引当金を計上した組合数である。(平成 26 ~ 28 年度(見込み)は直近 3 ヲ年の平均値)
 適用法人数は、本特例措置を利用した組合数(実数)である。(平成 26 ~ 28 年度(見込み)は直近 3 ヲ年の平均値)

(参考 1) 25 年度(実績)

	貸倒引当金計上組合				適用法人数			
	漁協	加工協	漁連	信漁連	漁協	加工協	漁連	信漁連
(1) 実績	5	0	1	0	4	0	1	0
(2) 法定	674	34	29	30	577	23	29	30
(計)	679	34	30	30	581	23	30	30
(合計)	773				664			

(参考 2) 貸倒リスクへの対応力の算出

(平成 26 年度)

$$((552 \times 12/16) + 414 + 377) / 3 = 402 \text{ 百万円}$$

(平成 27 年度)

$$(414 + 377 + 402) / 3 = 398 \text{ 百万円}$$

(平成 28 年度)

$$(377 + 402 + 398) / 3 = 392 \text{ 百万円}$$

別添 2: 減税見込額積算資料(地方税)

[貸倒引当金の特例措置: 法人住民税・法人事業税・法人特別税: 特例措置]

中小企業等の貸倒引当金の特例の 2 年延長(漁業協同組合等)	平成 2 7 年度減税見込額 3 6 百万円
--------------------------------	---------------------------

(根拠条項: 地法 51、72 の 24 の 7、314 の 4 等)

1. 減税見込額等の積算

平成 21 年度
 法人住民税 109 百万円(国税の減税額) × 17.3% = 19 百万円
 法人事業税 604 百万円(特例措置による所得額の減額) × 3.6% = 22 百万円
 法人特別税 22 百万円(法人事業税の減税額) × 81% = 18 百万円
 合計 59 百万円

平成 22 年度
 法人住民税 105 百万円(国税の減税額) × 17.3% = 18 百万円
 法人事業税 584 百万円(特例措置による所得額の減額) × 3.6% = 21 百万円
 法人特別税 21 百万円(法人事業税の減税額) × 81% = 17 百万円
 合計 56 百万円

平成 23 年度
 法人住民税 99 百万円(国税の減税額) × 17.3% = 17 百万円
 法人事業税 552 百万円(特例措置による所得額の減額) × 3.6% = 20 百万円
 法人特別税 20 百万円(法人事業税の減税額) × 81% = 16 百万円
 合計 53 百万円

平成 24 年度
 法人住民税 79 百万円(国税の減税額) × 17.3% = 14 百万円
 法人事業税 414 百万円(特例措置による所得額の減額) × 3.6% = 15 百万円
 法人特別税 15 百万円(法人事業税の減税額) × 81% = 12 百万円
 合計 41 百万円

平成 25 年度
 法人住民税 72 百万円(国税の減税額) × 17.3% = 12 百万円
 法人事業税 377 百万円(特例措置による所得額の減額) × 3.6% = 14 百万円
 法人特別税 14 百万円(法人事業税の減税額) × 81% = 11 百万円
 合計 37 百万円

平成 26 年度(見込) ※直近 3 ヲ年の減税見込額より算出

$$(\text{改}① 23 \text{ 年度 } 41 \text{ 百万円} + 24 \text{ 年度 } 41 \text{ 百万円} + 25 \text{ 年度 } 37 \text{ 百万円}) / 3 = 40 \text{ 百万円}$$

※ 23 年度の額は、法人税率 18 %、貸倒引当金繰入限度額の割増率 16 % として算出した額であるため、法人税率 19 %、貸倒引当金繰入限度額の割増率 12 % として以下により再計算した額を用いて算出した。

$$\text{改}① 23 \text{ 軋} (99 \times 12/16 \times 19/18 \times 17.3\%) + (552 \times 12/16 \times 3.6\%) + (552 \times 12/16 \times 3.6\% \times 81\%) = 41 \text{ 百万円}$$

平成 27 年度(見込) ※直近 3 ヲ年の減税見込額より算出

$$(\text{改} 24 \text{ 年度 } 37 \text{ 百万円} + \text{改} 25 \text{ 年度 } 34 \text{ 百万円} + \text{改} 26 \text{ 年度 } 36 \text{ 百万円}) / 3 = 36 \text{ 百万円}$$

※ 実質的に 27 年度より各税率が変更となることから、平成 23 年度以降の各年度について、27 年度以降適用される税率で再計算した額を用いて算出した。

$$\text{改}② 23 \text{ 軋} (99 \times 12/16 \times 19/18 \times 12.9\%) + (552 \times 12/16 \times 4.6\%) + (552 \times 12/16 \times 4.6\% \times 43.2\%) = 37 \text{ 百万円}$$

$$\text{改} 24 \text{ 軋} (79 \times 12.9\%) + (414 \times 4.6\%) + ((414 \times 4.6\%) \times 43.2\%) = 37 \text{ 百万円}$$

$$\text{改} 25 \text{ 軋} (72 \times 12.9\%) + (377 \times 4.6\%) + ((377 \times 4.6\%) \times 43.2\%) = 34 \text{ 百万円}$$

$$\text{改} 26 \text{ 軋} (\text{改}② 23 \text{ 年度 } 37 \text{ 百万円} + \text{改} 24 \text{ 年度 } 37 \text{ 百万円} + \text{改} 25 \text{ 年度 } 34 \text{ 百万円}) / 3 = 36 \text{ 百万円}$$

平成 28 年度(見込) ※直近 3 ヲ年の減税見込額より算出

$$(\text{改} 25 \text{ 年度 } 34 \text{ 百万円} + \text{改} 26 \text{ 年度 } 36 \text{ 百万円} + 27 \text{ 年度 } 36 \text{ 百万円}) / 3 = 35 \text{ 百万円}$$

※平年度減税見込額（平成27年度（見込）及び平成28年度（見込）の平均）＝36百万円

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）に対する調査による本特例措置を適用した繰入限度額及び当該年度に適用された法人税額から減税見込額を推計。

※四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある。

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象組合数	2,270	2,224	2,210	2,175	2,163	2,136	2,109	2,082
貸倒引当金 計上組合数	762	715	647	721	773	714	736	741
適用組合数	575	589	532	621	664	606	630	633
減税見込額	59	56	53	41	37	40	36	35

注) 減税見込額の単位は百万円である。

適用実績は、漁協、漁連、加工協に対する調査の集計値(実数)である。

対象者数は、漁協、漁連及び加工協の総数である（平成26～28年度（見込み）は平成21年～平成25年の平均減少数（年間27組合）をもとに算出）。

貸倒引当金計上の組合数は、対象者数の中で当該年度に貸倒引当金を計上した組合数である。（平成26～28年度（見込み）は直近3カ年の平均値）

適用法人数は、本特例措置を利用した組合数（実数）である。（平成26～28年度（見込み）は直近3カ年の平均値）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額）は、交付金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が適切に分析されていないことから、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、適切な適用数等の実績に基づいて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 - ④ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、適用件数、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「25年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は、農用地で93.3%、農業用機械等で92.5%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、定性的に「26年度以降も対象交付金の増減などに影響を受けながら、担い手の農用地取得等」に貢献していくものと見込まれる」と説明されているが、本租税特別措置等の

直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
 - 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）
 - 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 2 農業の持続的発展に関する施策
 - (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
 - ① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保
 - ア 家族農業経営の育成・確保

戸別所得補償制度の実施に併せ、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の6次産業化の取組による経営改善を促す。その際、農業者の自主的な申請に基づき市町村等地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及している、認定農業者制度の活用を推進する。活用にあたっては、制度の趣旨や仕組みについて理解を深めるための周知を徹底するとともに、各地域での効果的な制度運用を推進する。
 - イ 集落営農の育成・確保

地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する。このため、地域における新たな組織づくりに必要な合意形成を促進するとともに、地域の実情を勘案し、集落営農の法人化や6次産業化、地域農業・農地の維持等の取組を推進する。
 - ウ 法人経営の育成・確保

農業経営を継続・発展させる意欲と能力を有する法人経営は、地域における雇用創出や農業生産活動の活性化、農地の保全と有効な活用に寄与していることから、その育成・確保を図る。このため、人材の育成、施設・機械の整備、資金調達の円滑化等を推進するとともに、法人化を目指す農業者や農業への参入を希望する会社、NPO（非営利団体）等に対する情報提供等の取組を推進する。また、経営の多角化・複合化等の6次産業化の取組を推進する。

今回の拡充要望については、以下の事項のような政策の方向性に沿って行うものである。

- 「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）

第I. 総論

5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例

(1) 民間の力を最大限に引き出す

⑤ 農林水産業を成長産業にする

<成果目標>

- ◆ 今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする

第II. 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

II) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策

農林水産業を成長産業とし、今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移す。その着実な推進のため、官邸に設置した「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後の政策の方向性を「農林水産業・地域の活力創造プラン（仮称）」として、できるだけ早期に取りまとめる。

本措置は、交付された交付金を原資として準備金を積み立て、農業用固定資産を取得するものであることから、その適用は、対象交付金の予算額の範囲内で行われるものである（適用法人数が増えても、対象交付金の予算額を超えて措置が適用されることはない。）。

このため、その減収額は、前年の適用実績額（準備金の積立額及び準備金又は交付金をそのまま活用して農業用固定資産を取得した額）に、対象交付金の予算額の増減率と税率を乗じる方法により推計しており、この結果、平成25年度から26年度までにかけては、適用法人数が増加しているにもかかわらず、減収額は減少となっている。

これらのことから、予算額が見通せない平成28年度については、直近の傾向を踏まえて、27年度推計値と同等として記載することとした。

「減収額 平成28年度（見込み） 4,062百万円」を追記。

○ 農林水産業・地域の活力創造プラン

（平成26年6月24日改訂農林水産業・地域の活力創造本部）

III 政策の展開方向

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。

〈中略〉多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。その際、女性農業経営者の能力の積極的な活用を図る。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。

〈目標〉

- 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
- 今後10年間で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
- 今後10年間で、法人経営体数を5万法人に増加

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回延長時にも「本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを目指す」との目標を掲げており、各年度ともおおむね達成をしてきている。

本措置は、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図ることが目的であり、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げられている「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」等をとってみても、その目標達成のためには引き続き本措置の実施が必要である。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成27年度までと同様の考え方で算出する。

「平成28年度（見込み） 6,800法人」を追記。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

予算額が見通せない平成28年度については、直近の傾向を踏まえて、27年度推計値と同等として記載する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 (国税2、地方税2)(法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義、 所得税：外、個人住民税：外)
2	要望の内容	<p>〔制度の概要（現行）〕</p> <p>① 経営所得安定対策等及び環境保全型農業直接支援対策の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が、自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。</p> <p>（計算例） 農業収入金額 900 農業経営費等 530 農業経営基盤強化準備金繰入額 250 課税対象所得＝（収入）－（損金） ＝900－（530＋250）＝120 ※準備金は損金算入</p> <p>② 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。</p> <p>（計算例） 積み立てた準備金取崩額 1000 と当該年の受領交付金 250 を用いて価額 1500 の農業用固定資産を取得した場合 固定資産の帳簿価額＝1500－（1000＋250）＝250 ※取得に充てた準備金取崩額 1000 と交付金の額 250 を圧縮記帳し、損金に算入</p> <p>〔要望内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象固定資産に農業用建物、中古農機等を追加 ・対象者に認定新規就農者を追加 ・適用期限（H27.3.31）の2年延長
3	担当部局	経営局経営政策課
4	評価実施時期	平成26年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成19年度 創設</p> <p>平成21年度 2年延長・拡充</p> <p>① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税）</p> <p>② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税）</p> <p>平成22年度 拡充・縮減</p> <p>① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加</p> <p>② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外</p>

		平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し 平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更 平成26年度 対象交付金の見直し										
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月										
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 ① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保</p>										
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大といった大きな節目を迎える中で、農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。 このため、都道府県ごとに整備される農地中間管理機構を活用して、農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速化するとともに、経済界の知識や知見も活用しながら、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。</p>										
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置の適用実績 法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本支援措置により農業経営改善計画に従って着実に農業用固定資産への投資が実現することにより、農業者の経営基盤が強化され、競争力のある経営体の育成・確保に寄与する。</p>											
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,945 法人</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>2,172 法人</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2,865 法人</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>3,535 法人</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>3,745 法人</td> </tr> </table>	平成21年度	1,945 法人	22年度	2,172 法人	23年度	2,865 法人	24年度	3,535 法人	25年度	3,745 法人
平成21年度	1,945 法人											
22年度	2,172 法人											
23年度	2,865 法人											
24年度	3,535 法人											
25年度	3,745 法人											

	<p>26年度(見込) 4,569 法人 27年度(見込) 5,574 法人 ・算定根拠は別添参照。</p> <p>25年度の適用数3,745法人は、適用対象者数(農業生産法人等の数:14,362)の約26%であり、農業法人の黒字割合(26.4%:24年度国税庁統計による農業)を勘案すれば低い適用率とはなっていない(本特例は、事業年度において所得がある場合に適用可)。また、本制度は、対象者を、認定農業者等であること、関連する交付金を受領していること、青色申告していること等を要件としており、適用者が特定の者に偏ったものとなっていない。</p>
② 減収額	<p>平成21年度 2,951百万円 22年度 3,554百万円 23年度 4,204百万円 24年度 4,809百万円 25年度 4,755百万円 26年度(見込) 3,994百万円 27年度(見込) 4,062百万円 ・算定根拠は別添参照。</p>
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~H27年度) 競争力のある経営体の育成・確保を図るためには、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進する必要がある。 本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するものであり、上記政策の実現に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H21~H27年度) 測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、25年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は、農用地で93.3%、農業用機械等で92.5%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている。</p> <p>このように、25年度においては目標を達成している結果となっているが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>(1) 固定資産の取得計画(農業経営改善計画)と取得実績(25年度)</p> <p>① 農用地 取得計画面積 1,084 ha A 取得実績 1,011 ha B 達成率(B/A) 93.3%</p> <p>② 農業用機械等 取得計画台数 3,024台 A 取得実績 2,797台 B 達成率(B/A) 92.5%</p>

(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
農地面積	594ha	537ha	634ha	1,041ha	1,011ha
(取得価格)	17億円	13億円	16億円	22億円	23億円
農業用機械等	793台	1,096台	1,641台	2,313台	2,797台
(取得価格)	32億円	43億円	63億円	87億円	105億円

	26年度 (推計)	27年度 (推計)
農地面積	934ha	950ha
(取得価格)	21億円	22億円
農業用機械等	2,584台	2,628台
(取得価格)	97億円	99億円

(注) (1)及び(2)の25年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている租制特例適用実績調査(悉皆調査)による。

本措置は19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも取得実績が伸びている。26年度以降も対象交付金の増減などに影響を受けながら、担い手の農用地取得等に貢献していくものと見込まれる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》
(分析対象期間:H25~H27年度)
本措置の今後の活用計画(平成25年度末ベース)は、以下のとおり。

農地の取得計画	5,012ha	145億円
農業用機械等の取得計画	7,633台	450億円
計		595億円
準備金積立残高		416億円
今後の積立等必要額		179億円

(注) 1 租制特例適用実績調査(悉皆調査)による。
2 「本措置の今後の活用計画(平成25年度末ベース)」とは、25年度に本措置を活用した者の農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

本措置が延長されない場合には、投資意欲の減退により上記計画の達成が困難となり、農用地を取得することにより農業経営の規模を拡大して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資の促進を通じた競争力のある経営体の育成・確保に大きな支障が生じるものと推測される。

《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H19~H27年度)
＜経済波及効果の試算＞
ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合の損金算入及び農用地等を取得した場合の圧縮記帳が認められる場合、農地への投資が2,300百万円、農業用機械等への投資が10,500百万円、減収額

が4,755百万円となる(いずれも25年度)。
 農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として30,838百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

・(直接効果)対象農地・機械等の生産増加額 12,800百万円

・(間接効果)鉄鋼・非鉄・金属製品等で11,879百万円

第2次波及効果

・商業等で6,159百万円

(単位:百万円)

年度	19	20	21	22	23
国税	844	2,297	2,951	3,554	4,204
地方税	477	1,298	1,668	2,008	2,783
減収額計	1,321	3,595	4,619	5,562	6,987
波及効果 (総額)	1,328	6,787	10,763	13,118	18,803

年度	24	25	26(見込)	27(見込)
国税	4,809	4,755	3,994	4,062
地方税	3,417	3,378	3,070	3,122
減収額計	8,226	8,133	7,064	7,184
波及効果 (総額)	25,953	30,838	28,454	29,118

減収額が4,755百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及効果は30,838百万円と減収額を上回るため、是認できる。(当該措置は準備金、圧縮記帳による課税の繰り延べであるため、国に入るはずであった「初年度の税込」が後年度に入るものとして考えた場合、国が失う損失は「機会費用」と考えられるため、比較する対象としては、「国は税収が足りない場合は国債を発行する」際の費用として国債の最低金利保証(0.05%)を減収額に乗じた金額等が考えられる。なお、その場合、5年間の国の損失費用は減収額の1%にも満たず、その費用を上乗せしたとしてもなお、波及効果が減収額を上回る。)

※ 当該措置が農業用機械等の購入理由かどうかを判別するためには、この措置の適用者に対し調査する必要があるが、別途調査を行うのは多大な費用が掛かる。

措置の適用を受けないで投資をすることも可能な中、適用可能な者の約9割を超える者が本措置を活用していることを勘案すれば、設備投資理由の一つに、この措置があると考えることが妥当であると考え、措置を適用して、設備投資等を行っている措置については、当該措置がインセンティブの一つとなっているとして計算している。

・適用対象者数(25年度) 14,362法人(農業生産法人等の数) A

・うち黒字法人数(A×27.5%) 3,950法人 B

		(黒字割合(27.5%)は24年度国税庁統計による農林水産業) ・本措置の適用者数(25年度) 3,745法人 C ・C/B 95% ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用 ※消費転換係数は0.73で算出
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、経営所得安定対策等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金が、更に、農地や農業用機械等の農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものであるが、これらの農業用固定資産の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積する必要がある。 租税特別措置である準備金は、将来の支出に備えて、複数年に亘り今の所得を積み立て、損金算入することを認めるものであることから、経営発展に向けた計画的な大型投資を支援する措置としては、補助金等に比べて政策効果が高い。 ③: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 経営所得安定対策等の交付金は、その使途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。 一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。
		④: 地方公共団体が協力する相当性 -
10	有識者の見解	本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年度税制改正要望時

(法人税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成27年度減税見込額 4,062百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

① 交付金増減率：(665,244百万円-720,318百万円)÷720,318百万円≒▲7.6%
対象交付金(予算)総額の25→26年度の増減率

(676,884百万円-665,244百万円)÷665,244百万円≒1.7%
対象交付金(予算)総額の26→27年度の増減率

② 適用件数の算出 5ヵ年増加率平均

平成20年度 1,418 (1,945-1,418)/1,418= 37.2%
平成21年度 1,945 (2,172-1,945)/1,945= 11.7%
平成22年度 2,172 (2,865-2,172)/2,172= 31.9%
平成23年度 2,865 (3,535-2,865)/2,865= 23.4%
平成24年度 3,535 (3,745-3,535)/3,535= 5.9%
平成25年度 3,745 (37.2%+11.7%+31.9%+23.4%+5.9%) / 5 ≒22.0%

③ 減税見込額の算出(単位：百万円)

(26年度)
28,818百万円(平成25年度適用実績額)×(100%-7.6%)(①の交付金増加率25→26年度)
=26,628百万円(平成26年度適用見込額)
26,628百万円×15%=3,994百万円
(27年度)
26,628百万円(平成26年度適用見込額)×(100%+1.7%)(①の交付金増加率26→27年度)
=27,081百万円(平成27年度適用見込額)
27,081百万円×15%=4,062百万円

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

特例措置の適用を受けるための大臣証明を集計(全数調査)。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：百万円)

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数 ^{注1}	16,127	16,952	17,754	12,279	12,967	13,720	14,362	15,034	15,824
適用件数 ^{注2}	626	1,418	1,945	2,172	2,865	3,535	3,745	4,569	5,574
減税見込額	844	2,297	2,951	3,554	4,204	4,809	4,755	3,994	4,062

注1) 対象者数は、農業生産法人数(ただし、平成21年度は、経営安定対策申請者数に占める集落営農組織を含む。)。また、27年度は認定新規就農者のうち対象となる法人数を加えた。

注2) 平成26年度の適用法人数は、平成25年度実績3,745に、1の②で算出した『適用件数5ヵ年の増加率平均 約22.0%』を乗じて算出した。平成27年度についても、同様の方法で算出した。

(法人住民税、法人事業税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成27年度減税見込額 3,122百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

① 対象交付金増減率：(665,244百万円-720,318百万円)÷720,318百万円≒▲7.6%
対象交付金(予算)総額の25→26年度の増減率

(676,884百万円-665,244百万円)÷665,244百万円≒1.7%
対象交付金(予算)総額の26→27年度の増減率

② 適用件数の算出 5ヵ年増加率平均

平成20年度 1,418 (1,945-1,418)/1,418= 37.2%
平成21年度 1,945 (2,172-1,945)/1,945= 11.7%
平成22年度 2,172 (2,865-2,172)/2,172= 31.9%
平成23年度 2,865 (3,535-2,865)/2,865= 23.4%
平成24年度 3,535 (3,745-3,535)/3,535= 5.9%
平成25年度 3,745 (37.2%+11.7%+31.9%+23.4%+5.9%) / 5 ≒22.0%

③ 減税見込額の算出(単位：百万円)

(26年度)
28,818百万円(平成25年度適用実績額)×(100%-7.6%)(①の交付金増加率25→26年度)
=26,628百万円(平成26年度適用見込額)
(法人税の減収額) 26,628百万円×15%=3,994百万円
(住民税の減収額) 3,994百万円×12.9%=515百万円
(事業税の減収額) 26,628百万円×6.7%=1,784百万円
1,784百万円×43.2%=771百万円
1,784百万円+771百万円=2,555百万円
(地方税の減税見込額) 515百万円+2,555百万円=3,070百万円
(27年度)
26,628百万円(平成26年度適用見込額)×(100%+1.7%)(①の交付金増加率26→27年度)
=27,081百万円(平成27年度適用見込額)
(法人税の減収額) 27,081百万円×15%=4,062百万円
(住民税の減収額) 4,062百万円×12.9%=524百万円
(事業税の減収額) 27,081百万円×6.7%=1,814百万円
1,814百万円×43.2%=784百万円
1,814百万円+784百万円=2,598百万円
(地方税の減税見込額) 524百万円+2,598百万円=3,122百万円

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

特例措置の適用を受けるための大臣証明を集計(全数調査)。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：百万円)

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数 ^{注1}	16,127	16,952	17,754	12,279	12,967	13,720	14,362	15,034	15,824
適用件数 ^{注2}	626	1,418	1,945	2,172	2,865	3,535	3,745	4,569	5,574
減税見込額	477	1,298	1,668	2,008	2,783	3,417	3,378	3,070	3,122

注1) 対象者数は、農業生産法人数(ただし、平成21年度は、経営安定対策申請者数に占める集落営農組織を含む。)。また、27年度は認定新規就農者のうち対象となる法人数を加えた。

注2) 平成26年度の適用法人数は、平成25年度実績法人数3,745に、1の②で算出した『適用件数5ヵ年の増加率平均 約22.0%』を乗じて算出した。平成27年度についても、同様の方法で算出した。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	振興山村における工業用機械等の特別償却	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

測定指標は変更せず、本特例措置の期間（2年間）で一定のサンプル数が確保された上で、本特例措置を利用して設備投資を行い雇用を増加させた事業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置がなかった場合と比較した増加分を分析することにより、本特例措置の直接的な効果（寄与度）を事後検証します。

なお、アンケート調査項目については、現時点で以下のような内容を考えています。

- ・ 設備投資の目的、導入した設備名
- ・ 本特例措置が、設備投資を行い、雇用を増加させる動機（きっかけ）となったか
- ・ 今後も本特例措置を活用したいかなど。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

区分	平成23年度	24年度	25年度
適用額（千円）	46,984	24,144	69,281

（注）平成23年度及び24年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）からの抜粋。25年度は、農林水産省中山間地域振興課が実施した振興山村市町村へのアンケート調査により判明した本特例適用企業の適用額を合計。本アンケート調査は、都道府県及び市町村を通じて対象となる事業者等（製造業及び旅館業）にアンケートを配布し、資本金、設備投資額、増加雇用人数等を記載してもらい、それを回収・集計したものである。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額（推計。別紙「適用額の積算について」参照）

平成27年度 67百万円

28年度 134百万円

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額

平成23年度＝46,984千円（適用額（注）×0.15（法人税率）＝7百万円

24年度＝24,144千円（適用額（注）×0.15（法人税率）＝4百万円

25年度＝69,281千円（適用額（注）×0.15（法人税率）＝10百万円

（注）「本租税特別措置等の適用額」の略。

（別紙）

適用額の積算について

$$\frac{\text{適用額 平成27年度}}{\text{28年度①及び新規分}} = 67\text{百万円}\cdots\text{①}$$

$$\text{28年度①及び新規分} = 134\text{百万円}$$

（注）計算の前提は「減収額及び適用件数の積算について」と同じ。

○ 適用額についての積算根拠（(1)+(2)+(3)+(4)＝67.204百万円 改め 67百万円）

(1) 製造業に係る適用額の計算（①+②+③）＝5,875.541

①資本金1千万円以下の製造業に係る適用額（イ+ロ）＝653.248

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝625.118

a 取得価額(500万円)×償却率(0.1)×割増償却率(0.32)

b 山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×建物・機械装置比率
31,825 ×0.186 ×0.7 ×0.3 ×0.9

c 山村計画策定率(0.5)×制度利用率(0.5)×制度適用率(0.14)

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝28.130

a 取得価額(500万円)×償却率(0.027)×割増償却率(0.48)

b 山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×建物・機械装置比率
31,825 ×0.186 ×0.7 ×0.3 ×0.1

c 山村計画策定率(0.5)×制度利用率(0.5)×制度適用率(0.14)

（以下、項目名は省略。）

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業に係る適用額（イ+ロ）＝1,753.618

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝1,678.103

a 1,000×0.1×0.32

b 28,390×0.391×0.5×0.3×0.9

c 0.5×0.5×0.14

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝75.515

a 1,000×0.027×0.48

b 28,390×0.391×0.5×0.3×0.1

c 0.5×0.5×0.14

③資本金5千万円以上の製造業に係る適用額（イ+ロ）＝3,468.675

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝3,319.306

a 11,300×0.1×0.32

b 4,044×0.48×0.5×0.3×0.9

c 0.5×0.5×0.14

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝149.369

a 11,300×0.027×0.48

b 4,044×0.48×0.5×0.3×0.1

c 0.5×0.5×0.14

(2) 旅館業に係る適用額の計算（①+②+③）＝727.914

①資本金1千万円以下の旅館業に係る適用額（イ+ロ）＝314.709

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝102.700

a 500×0.1×0.32

b 18,576×0.157×0.7×0.3×0.3

c 0.5×0.5×0.14

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝212.009

a 500×0.059×0.48

b 18,576×0.157×0.7×0.3×0.7

c 0.5×0.5×0.14

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業に係る適用額（イ+ロ）＝240.624

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝78.507

a 1,000×0.1×0.32

b 6,214×0.251×0.5×0.3×0.3

c 0.5×0.5×0.14

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝162.117

a 1,000×0.059×0.48

b 6,214×0.251×0.5×0.3×0.7

c 0.5×0.5×0.14

③資本金5千万円以上の旅館業に係る適用額（イ+ロ）＝172.581

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝56.307

a 2,700×0.1×0.32

b 786×0.526×0.5×0.3×0.3

c 0.5×0.5×0.14

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝116.274

a 2,700×0.059×0.48

b 786×0.526×0.5×0.3×0.7

c 0.5×0.5×0.14

(3) 農林水産物等販売業の適用額の計算 (イ+ロ) = 47.582

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 17.913 ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 29.669
 a 500 × 0.112 × 0.32 a 500 × 0.053 × 0.48
 b 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.3 b 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.7
 c 0.5 × 0.5 × 0.14 c 0.5 × 0.5 × 0.14

(4) 電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）の適用額 = 69.344

・ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 69.344
 a 550 × 0.059 × 0.32
 b 636 × 0.3
 c 0.5 × 0.5 × 0.14

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	振興山村における工業用機械等の特別償却（所得税・法人税）								
2	要望の内容	<p>〈制度の概要〉 振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等（取得価額 2,000 万円超）を取得した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却（機械及び装置 10/100（旅館業を除く）、建物及びその附属設備 6/100）ができる制度。</p> <p>〈要望の内容〉 振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取等した場合に、取得価額要件の下限額を 500 万円以上に引き下げ、その事業の年度において通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を割増償却（5 年間、償却限度額・機械・装置 普通償却限度額の 32/100、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48/100）に改組し、対象業種に農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。）を追加する等制度を見直した上で、適用期間を2年延長する。</p> <p>1. 製造業・旅館業 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">資本金の規模</td> <td style="width: 20%;">1,000 万円以下</td> <td style="width: 20%;">1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td style="width: 20%;">5,000 万円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。） (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万</p>	資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超							
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上							

		円以上である場合
3	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法(昭和 40 年5月 11 日法律第 64 号)第3条第3号 (略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇を増大する</p> <p>○同法第4条 国は、前条の目的を達成するため、(略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年 12 月3日法律第 67 号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年 11 月 22 日法律第 81 号)第1条 土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、(略)農山漁村の活性化を図る(略)</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2014 (平成 26 年 6 月閣議決定)</p>

		<p>第1章アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題</p> <p>4. 日本の未来像に係わる制度・システムの改革 (望ましい未来像に向けた政策推進)</p> <p>④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があって暮らし続けられる地域社会をつくる</p> <p>第2章経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生</p> <p>(3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化)</p> <p>過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。 (長期的な観点からの取組)</p> <p>地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを活かした取組を通じて、地域に働く場所を創出する「個性を活かした地域戦略」を推進する。</p> <p>(4) 農林水産業・地域の活力創造 改訂後の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を着実に実施し、今後 10 年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。</p> <p>○「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日改訂)</p> <p>第一総論</p> <p>II 改訂戦略における鍵となる施策</p> <p>4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革</p> <p>(1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 特色ある地域資源を活かせば、付加価値の高いビジネスを行うことも十分に可能である。(略)多様な地域資源を活用した地域ぐるみの農林水産業の 6 次産業化の推進、(略)地域に魅力ある雇用の場を創り出すことができる。</p> <p>(2) 地域の経済構造改革 地域に根ざした中堅・中小企業・小規模事業者等の挑戦によって農業や観光を含めた特色のある産業が全国津々浦々で育成され、地域経済を引っ張っていくことが重要である。</p> <p>IV. 改訂戦略の主要施策例</p> <p>4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革</p> <p>① 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 ○地域ぐるみの農林水産業の 6 次産業化、酪農家の創意工夫・多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの 6 次産業化を推進</p>
--	--	---

		<p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>人口減少の厳しい現実を受け止め、(略)若者・女性の創業促進やふるさとの特色ある地域資源の活用など、いわばローカルアベノミクスについて、実行可能な政策から直ちに具体化し実行していく。その際、中小企業・小規模事業者向けの支援策について、確定検査の簡素化や広報の強化をはじめ、使い勝手の更なる向上を図る。</p> <p>(地域活性化／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)</p> <p>③ふるさと名物応援</p> <p>観光(自然、文化、産業遺産等)や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。</p> <p>(地域の経済構造改革)</p> <p>⑥総合的な政策推進体制の整備</p> <p>人口急減・超高齢化を克服し、活力ある地域経済構造を実現するためには、地方自治対をはじめ地域それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう政策手段等の大胆な見直しに着手しつつ、地域資源を活用するなど「個性を活かした地域戦略」を推進する。</p> <p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>エネルギー分野の様々な制度改革の実現もあり、民間においてエネルギー関連投資は大幅に増加し、雇用が生まれている。引き続き、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現に向けた取組を進める。</p> <p>特に、まず、再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。</p> <p>また、…木質バイオマスエネルギーの利用…を進める。</p> <p>テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会</p> <p>テーマ4-①：世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) 国内バリューチェーンの連結</p> <p>農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値をより多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進する。</p>
--	--	---

		<p>○農林水産業・地域の活力創造プラン</p> <p>(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂)</p> <p>II 基本的考え方</p> <p>森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。</p> <p>III 政策の展開方向</p> <p>2. 6次産業化等の推進</p> <p>農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する</p> <p>6. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を掘発するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産作業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。このため、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、(略)生活条件等の定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 農業・農村の6次産業化</p> <p>農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、(略)「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。これらの取組により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築する。</p> <p>①「地域資源」を活用した「産業」の創造</p>
--	--	---

		<p>農林水産業・農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林水産業を軸とした地場産業を活性化する(略)様々な資源活用の可能性を追求する。</p> <p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>① 農村コミュニティの維持・保全</p> <p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>農村の振興(産業、農村機能)</p> <p>[政策分野]</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例の活用によって事業者の振興山村への立地や設備投資が促され、地域の雇用が確保されることを通じ、地域コミュニティの活性化に資することから、振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>測定指標:振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数</p> <p>目標値:本特例の適用期間中(平成27~28年度)の新規雇用者数54名(2年間)</p> <p>(根拠)</p> <p>①平成21~25年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約85百万円となっている。</p> <p>②今回、500万円に限度額を下げ対象事業を追加することとしており、推計では、本特例を利用した年間総投資額は2,253百万円となり、①を踏まえれば(2,253百万円÷85百万円)、増加する雇用者は27人となる。</p> <p>③以上を踏まえ、平成27、28年度においては、27×2=54人の新規雇用者を増加させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>1 山村振興対策を推進していく上で、これまででは、域外の製造業又は旅館業を誘致するという発想に立って、2000万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきたところ。</p> <p>この措置については、利用した企業が実際に雇用を増やすなどの成果を上げており、振興山村における経済活動の実態を踏まえれば、目標の達成に向けて一定の有効性があると評価できる。</p>

		<p>(雇用増加の一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を出している有効な手段と考えられる。)</p> <p>2 今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績を踏まえて、雇用の創出を図るために振興山村に立地する民間事業者の設備投資をさらに拡大しようとするものであり、以下の効果が見込まれる。</p> <p>① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限を2000万円としているが、当課が実施したアンケート結果によれば、500万円~2,000万円以下の設備投資が2,000万円超の設備投資と同数程度存在する。このため、取得価額要件を2,000万円から500万円に引き下げることによって、500万円~2,000万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。</p> <p>② また、同アンケート結果によれば、農産物、水産物、林産物をはじめとした豊富な地域資源を活かした、農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)に取り組みようとする民間事業者が見られる。このため、新たにこの2業種を税制優遇措置の対象とすることで、これらの者の事業開始・拡大を後押しする効果が生じる。</p> <p>③ なお、特別償却を割増償却に変更することで、これまでは単年度しか計上できなかったが、複数年に渡り割り増しして減価償却費用を計上できることとなるため、民間事業者の資金繰りを複数年に渡ってサポートできる効果が生じる。</p> <p>3 これらの効果により、事業者の振興山村への設備投資がさらに促進され、新規雇用の創出等を通じて、農山漁村の振興や集落機能の維持に寄与するものである。</p>														
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>154</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典【H23.24】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)</p> <p>【H25】都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を行い把握</p> <p>※H26-28の算定根拠は別添1参照。</p> <p>適用件数については、前回要望時(平成24年度)には、24年度:26件、25年度:43件の適用を想定し、それぞれ実績値は24年度:4件、25年度:6件となったが、人口減少が顕著化する等山村を取り巻く厳しい状況の下で、事業者の経済活動も厳しい状況にあると考えられる中であっては、平均5件以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少ではなく、振興山村の活性化</p>		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	適用数	6	4	6	17	154	308
	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)										
適用数	6	4	6	17	154	308										

	<p>に一定の貢献をしていると考えられる。また、振興山村の民間事業者の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充等が要望どおり位置付けられ、本特例措置の周知浸透が図られることにより、更なる適用の増加が期待される。</p> <p>適用の偏りについては、本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。））を対象とするものであり、木材、木製品製造業、通信機械器具製造業、清涼飲料水製造工場、電気・電子機器製造業、食品製造業等幅広い業種で活用されており、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p>																								
<p>② 減収額</p>	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1.参照 （補足：H23.24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」（農林水産省 中山間地域振興課調べ）に基づき算定）</p>		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	減収額	7	4	10	45	10	20										
	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																			
減収額	7	4	10	45	10	20																			
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～平成28年度） 「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成25年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.36%に対し、△0.32%、中山間農業地域において目標値△0.59%に対し△0.52%であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行による集落の衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目的達成に向け引き続き本特例は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td style="text-align: center;">△0.19</td> <td style="text-align: center;">△0.19</td> <td style="text-align: center;">△0.31</td> <td style="text-align: center;">△0.32</td> <td style="text-align: center;">△0.32</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農村振興局 中山間地域振興課調べ）</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td style="text-align: center;">△0.38</td> <td style="text-align: center;">△0.38</td> <td style="text-align: center;">△0.45</td> <td style="text-align: center;">△0.49</td> <td style="text-align: center;">△0.52</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農村振興局 中山間地域振興課調べ）</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいるところである。</p>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																				
減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32																				
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																				
減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52																				

<p>一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の貢献をしている有効な手法と考えられる。</p> <p>引き続き本特例の活用により、振興山村への企業立地や設備投資が促され、雇用確保を通じて地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>										
<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成21年4月～平成29年3月）</p>										
<p>本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者（雇用増加者）数としては、平成24年度に18人、平成25年度に12人の新たな雇用が確認されている。前回要望時の目標（振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う各年度の新規雇用者数80名）には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている本制度は、振興山村の活性化の観点から、有効な施策であると考えられる。</p> <p>効果検証の観点から、平成24年度に適用した4業者に対し調査を行ったところ、1業者から、施設立地の検討にあたって、本税制の優遇措置を考慮した旨回答を得ており、本制度が振興山村における投資及び雇用に効果を及ぼしていることが確認されている。（同社では、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用。）</p> <p>○雇用効果の状況</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用増加数</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農林水産省 中山間地域振興課調べ）</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	雇用増加数	11	0	18	12
区分	22年度	23年度	24年度	25年度						
雇用増加数	11	0	18	12						
<p>推計による今後の雇用増加数は以下のとおりであり、今後、振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、目標は達成されると考えている。</p> <p>平成27年度：27人、平成28年度：27人</p> <p>（根拠） ①平成21～25年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約85百万円となっている。 ②推計では、各年度の年間総投資額は、2,253百万円（H27.28（※））となり、①を踏まえれば、増加する雇用者数は、それぞれ、27人（H27.28）となる。 ※算定根拠は別添1.参照</p>										

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 21 年 4 月～平成 29 年 3 月)

山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、生物多様性の保全等の様々な機能を有しており、これらの機能は広く国全体に及ぶ公益的なものである。

特に、近年、降雨量の増加に伴う水害の増加傾向等を踏まえれば、上流に存在する広大な森林を適切に手入れすることで森林の保水力を保持することがますます重要となっており、それには、森林を中心に据えた山村の暮らしを持続可能なものとするが必要不可欠であると考えられる。

他方、近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985 年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14 歳)が同年比で約4割に減少(99 万人→43 万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

しかしながら、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体については、財政力指数が 0.3 未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。また、振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

このような状況を踏まえ、政府は、平成 26 年 6 月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、「人口急減・超高齢化」の流れを止めるため、地域における民間事業者の経済活動を活性化することで地域に雇用を創出し、暮らし続けられる地域の創出を目指す方針を打ち出している。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域においても立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。その際、民間事業者の設備投資の拡大を支援することは、事業の拡大を促す上で有効であると考えられる。

今回要望する税制優遇措置の拡充は、取得価額要件の引き下げ、対象業種の追加、償却期間を延長する割増償却への変更といったものであり、これまでの税制優遇措置を拡充し、民間事業者の設備投資の促進を図るものであることから、まさに現在、政府が積極的に講じる必要のある施策のひとつであると考えられる。

本特例の拡充等がなされない場合、振興山村において中・小規模の事業者が利用できる、投資に対するインセンティブ措置が失われ、振興山村における事業者の投資意欲が削がれるとともに、山村における経済活動の低迷やそれに伴う雇用機会の喪失等につながり、振興山村の地域コミュニティ維持・存続を大きく阻害することとなる。

以上のように、本特例は必要不可欠なものであり、今回の特例措置の拡充等を実施し、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：23～28)

本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりである。本試算では、本特例措置が活用された投資の中には、必ずしも本特例措置の有無が、投資・雇用等の主体的なインセンティブとなっていない場合があり得ることも想定し、特例適用事業者への聞き取り調査結果を踏まえて、投資額の 25%のみを用いて経済効果を試算している。この場合においても、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回っており、本特例措置には税込減を是認するに足る経済効果があると考えられる。

○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位：百万円)

	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)
減収額	7	4	10	45	10	20
投資額	470	241	749	3,237	2,253	2,253
経済波及効果	205	119	417	2,486	1,407	1,407

※減収額、投資額の算定根拠は別添 1.参照
(補足：H23.24 は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25 は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)
※経済波及効果については、「振興山村における設備投資等に関する調査」に基づく投資額をもとに、「平成 17 年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101 部門)」を使用して算出。
※また、平成 24 年度に本特例を適用した 4 事業者に聞き取り調査を行った結果、そのうち 1 事業者から、本特例の有無が設備投資の決定に影響した旨回答があったことを踏まえ、本特例適用分の 25%において、本特例が設備投資の直接的なインセンティブになったと仮定し、投資額の 25%を用いて経済波及効果を算出。間接的影響を含めた過大な試算となることを避けている。なお、減収額は、全投資額を基に試算している。
※経済波及効果の算定に使用した部門は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「振興山村における設備投資等に関する調査」を参考に選定。(別添 2 参照)。
※消費転換係数は 0.73 で算出。
※経済波及効果は 2 次効果まで算定。

また、雇用については、以下の新規雇用が確認されている。前回要望時の目標には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている。減収額との比較においては、平成 24 年は、減収額 4 百万円に対し 18 人、平成 25 年は減収額 10 百万円に対し 12 人となっている。調査

		<p>により、立地検討に辺り税制面等の特例措置を考慮したとの企業も見られており、本特例措置は、山村の活性化の観点から、減収の是認に足る効果ある施策と考えられる。</p> <p>今後、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、一層の効果の拡大が期待される。</p> <p>○過去4年間の雇用への効果</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用増加数</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	雇用増加数	11	0	18	12
区分	22年度	23年度	24年度	25年度								
雇用増加数	11	0	18	12								
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。））を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限で的確な措置となっている。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</p> <p>② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど制約があること</p> <p>から、同様に誘導効果が発生するにもかかわらず、本特例の方が政府・事業者の双方にとって負担の少ない措置である。</p> <p>本特例が拡充されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者が負担なく利用できるインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、今回の特例措置の拡充等により、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。</p>										
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割</p> <p>H27年度予算要求において、「山村振興交付金」（新規）を要求中。</p> <p>同交付金は、</p> <p>① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</p>										

		分担	<p>② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む</p> <p>市町村を支援するものである。</p> <p>一方、本特例は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このため、両者は、山村振興交付金により組織作りや人材育成等を支援し、その中から実際に地場産品の販売等を行う動きが生じた際の設備投資について、本税制特例で支援するという関係にある。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解		本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年度税制改正要望時

別添1

1. 減税見込額等の積算

(1) 平成26年度（製造業及び旅館業の事業者）

○ 振興山村において、平成23～25年度に本特例の対象となる資産を取得した実績(※1)を基に、平成26年度も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額等の見込みを算出。

$$\begin{array}{ccccccc} & 23年度 & 24年度 & 25年度 & 平均 & & \\ \text{機械等} & (10,281 + 17,229 + 28,215) & \div & 3 & = & 18,575 & \text{百万円} \cdots \textcircled{1} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} & 23年度 & 24年度 & 25年度 & 平均 & & \\ \text{建物等} & (3,589 + 5,816 + 4,238) & \div & 3 & \approx & 4,548 & \text{百万円} \cdots \textcircled{2} \end{array}$$

○ 対象資産を取得した事業者のうち、14%が本特例を適用すると仮定し(※2)、投資額、減収見込額等を算出。

			適用率※2			
機械等	①	×	14%		≈	2,600 百万円 ……③
建物等	②	×	14%		≈	637 百万円 ……④
合計						3,237 百万円

			特別償却率		法人税率	
機械等	③	×	10%	×	15%	≈ 39 百万円
建物等	④	×	6%	×	15%	≈ 6 百万円
合計						45 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータ)

※1 都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し、関係市町村の担当者による事業者への聞き取り等により把握。

※2 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者(関心がある者)の中で(49%)、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58%が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの5割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。
 $49\% \times 58\% \times 1/2 \approx 14\%$

(2) 平成27、28年度（製造業、旅館業及び農林水産物等販売業、再生可能エネルギー供給業）

(投資額)

平成27年度・・・2,253百万円
 平成28年度・・・2,253百万円
 (※積算は別紙参照)

(減税見込額)

平成27年度・・・10百万円
 平成28年度・・・20百万円(10百万円(28年度新規分)+10百万円(27年度継続分))
 (※積算は別紙参照)

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数 (社(者))	103	125	135	122	1078	1078
適用件数 (件)	6	4	6	17	154	308
減税見込額 (百万円)	7	4	10	45	10	20

注) 1 対象者数(社(者))については、以下のとおり。

(23～25年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数の実績値。実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施して把握。

(26年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業及び旅館業の事業者数の推計値(23～25年度実績の平均値)。

$$\text{【計算式】} (103 + 125 + 139) \div 3 \approx 122(\text{社(者)})$$

(27、28年度)

1078件
 (※積算は別紙参照)

2 適用件数(件)については、以下のとおり。

(23、24年度)

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)による。

(25年度)

特別償却の適用事業者数の実績値。実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施して把握。

(26年度)

製造業及び旅館業の特別償却の適用事業者数の推計値。
 対象者数(122事業者)の14%(アンケート提出者(関心がある者)のうち、本特例の活用を検討者28%)の5割)が本特例を適用すると仮定。
 【計算式】 $122 \times 0.14 = 17$ (件)

(27、28年度)

平成27年度・・・154件
 平成28年度・・・308件(154件(28年度新規分)+154件(27年度継続分))
 (※積算は別紙参照)

(別紙)

減収額及び適用件数の積算について

減収額 10 百万円
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度①及び新規分}} = 10 \text{ 百万円} \cdots \text{①}$
 平成 28 年度①及び新規分 = 20 百万円

適用件数 154 件
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度①及び新規分}} = 154 \text{ 件}$
 平成 28 年度①及び新規分 = 308 件

対象者数 1,078 件
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度}} = 1,078 \text{ 件}$
 平成 28 年度 = 1,078 件

※ 以下の計算については、小数点第 3 位まで記述することとし、第 4 位以下については四捨五入することとする。

1 減収額についての積算根拠((1)+(2)+(3)+(4)=10百万円)

(1)製造業に係る減収額 (①+②+③) = 881 331 万円

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る減収額 (イ+ロ) = 97 988 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 93 768 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算定
 取得価額(※ 1) × 償却率(※ 2) × 割増償却率(※ 3) × 法人税率
 $500 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

※ 1 資本金額が 1,000 万円未満の製造業者の 1 件当たりの平均投資額は 113 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 食料品製造業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。償却率及び耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) による (以下同じ)。食料品製造業は、振興山村における製造業者の中で最も多い (平成 25 年度振興山村現状分析 (平成 26 年三菱 UFJ コンサルティング)) ため採用 (以下同様に計算。)

※ 3 割増償却率は平成 27 年度税制改正要望内容を反映 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数(※ 1) × 設備投資実施率(※ 2) × 500 万円以上の投資実施率(※ 3) × 黒字比率(※ 4)
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率(※ 5)
 × 0.9

※ 1 経済センサス 2011 (総務省) のデータを用いて推計 (以下同様に計算。)

※ 2 資本金額が 1 千万円以下の製造業者 216,084 事業者のうち投資を行った事業者が 40,102 事業者であること (中小企業実態基本調査 (平成 25 年報告書。経産省)) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

※ 3 中山間地域振興課実施アンケート調査 (平成 26 年 3 ~ 5 月実施。以下略。) における、製造業者からの回答によれば、80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答している。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、そこから 10 ポイント

程度減じた値を算出 ((1)①ロ b において同じ。)

※ 4 国税庁 HP 「平成 24 年度における法人税の申告実績の概要」 における黒字申告割合を利用 (以下同様に計算。)

※ 5 製造業の機械・装置設備投資額の総計 : 建物設備投資額の総計 = 0.9 : 0.1 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

c その他係数
 山村計画策定率(※ 1) × 制度利用率(※ 2) × 制度適用率(※ 3)
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

※ 1 現在の山村計画の作成率は約 50 % (以下同様に計算。)

※ 2 山村計画の策定市町村のうち税制関連計画事項を記述する市町村を約 50 % と仮定 (以下同様に計算。)

※ 3 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者 (関心がある者) の中で (49%)、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58% が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの 5 割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。
 $0.49 \times 0.58 \times 0.5 = 0.14\%$ (以下同様に計算。)

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 4 22 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \times 0.15$

※ 鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの建物 (工場用 (その他)) の償却率 (耐用年数 38 年) を利用 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500 万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.1$

c その他係数
 山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

②資本金 1 千万円 ~ 5 千万円未満の製造業者に係る減収額 (イ+ロ) = 263 042 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 251 715 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出
 取得価額(※) × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

※ 1 千万円 ~ 5 千万円未満の資本金を有する製造業者の 1 件当たり平均投資額は 814 万円程度 (平成 24 年経済センサス)。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 1,000 万円まで引き上げることを想定。

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000 万円以上の投資実施率(※) × 黒字比率
 $28,390 \times 0.391 \times 0.5 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率
 × 0.9

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 11 327 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 1,000 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 & & \times 0.15 \end{array}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 1,000 \text{ 万円以上の投資実施率} (\ast) \times \text{黒字比率} \\ 28,390 & \times 0.391 & \times 0.5 \\ \times \text{建物・機械装置比率} & & \times 0.3 \\ \times 0.1 & & \end{array}$$

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

③ 資本金 5 千万円以上の製造業者に係る減収額 (イ + ロ) = 520 301 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 497 896 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} (\ast) \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 11,300 \text{ 万円} \times 0.1 & \times 0.32 & \times 0.15 \end{array}$$

※ 資本金 5000 万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は 11,300 万円 (平成 24 年経済センサス (総務省。)) であるため、この数字を利用 (以下同様に計算。))。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 11,300 \text{ 万円の投資実施率} (\ast) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 4,044 & \times 0.48 & \times 0.5 \\ & & \times 0.3 \quad \times 0.9 \end{array}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 22 405 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 11,300 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 & & \times 0.15 \end{array}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 11,300 \text{ 万円の投資実施率} (\ast) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 4,044 & \times 0.48 & \times 0.5 \\ & & \times 0.3 \quad \times 0.1 \end{array}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

(2) 旅館業に係る減収額 (① + ② + ③) = 109 182 万円

① 資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る減収額 (イ + ロ) = 47 201 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 15 4 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} (\ast 1) \times \text{償却率} (\ast 2) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} & \times 0.1 & \times 0.32 \quad \times 0.15 \end{array}$$

※ 1 1,000 万円未満の資本金額の旅館業者の 1 件当たり平均投資額は 266 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省。))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 宿泊業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} (\ast 1) \times \text{黒字比率} \\ 18,576 & \times 0.157 & \times 0.7 \\ \times \text{建物・機械装置比率} (\ast 2) & & \times 0.3 \end{array}$$

※ 1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、旅館業者の 80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、10 ポイント程度減じた値を算出。

※ 2 旅館業の機械・装置の設備投資額の総計 : 建物の設備投資額の総計 = 0.3 : 0.7 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算。))。

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 31 801 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} \times \text{償却率} (\ast) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} \times 0.059 & \times 0.48 & \times 0.15 \end{array}$$

※ 木造又は合成樹脂の建物 (旅館用、ホテル用又は病院用) の償却率 (耐用年数 17 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 18,576 & \times 0.157 & \times 0.7 \\ & & \times 0.3 \quad \times 0.7 \end{array}$$

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る減収額（イ+ロ）＝36,094万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 11,776$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000万円の投資実施率(※) × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.3$

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 24,318$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{万円} \times 0.059 \times 0.48 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000万円以上の投資実施率 × 黒字比率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3$
 × 建物・機械装置比率
 $\times 0.7$

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る減収額（イ+ロ）＝25,887万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 8,446$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $2,700 \text{万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

※資本金5,000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出（平成24年経済センサス（総務省））。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 2,700万円の投資実施率(※) × 黒字比率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3$
 × 建物・機械装置比率
 $\times 0.3$

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 17,441$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $2,700 \text{万円} \times 0.059 \times 0.48 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 2,700万円の投資実施率(※) × 黒字比率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3$
 × 建物・機械装置比率
 $\times 0.7$

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

(3)農林水産物等販売業の減収額（イ+ロ）＝7,137万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 2,687$ 万円）

a 取得価額500万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{万円} \times 0.12 \times 0.32 \times 0.15$
 ※ 飲食料品小売業設備の償却率（償還期間9年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率(※1) × 黒字比率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3$
 × 建物・機械装置比率(※2)
 $\times 0.3$

※1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、農林水産物等販売業者の60%程度の者が500万円以上の投資を実施する予定があると回答していることを踏まえて算出（以下同様に計算）。

※2 農林水産物の販売所においては、建物への投資が機械・装置よりも多いと想定し、旅館業と同様の数値（機械・装置の設備投資額の総計：建物の設備投資額の総計＝0.3：0.7）を利用。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 4,45$ 万円）

a 取得価額500万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{万円} \times 0.053 \times 0.48 \times 0.15$
 ※金属造りの建物（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）の償却率（耐用年数27年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.7$

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）の減収額＝10 402 万円

・ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 10 402$ 万円）

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

取得価額(※1)×償却率(※2)×割増償却率×法人税率

550 万円 × 0.059 × 0.32 × 0.15

※1 振興山村に設置される 10kw 以上の太陽光発電設備 1,392 のうち 1,272 が 50 kw 以下の発電設備。
この 50kw 以下の発電設備の平均出力が 20kw となることから、これに 1kw = 27.5 万円のシステム
構築費用（平成 26 年 3 月 7 日 第 15 回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間
についての委員長案」）を乗じて算出。

※2 電気業用設備（その他の設備。主として金属製のもの）の償却率（耐用年数 17 年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数(※)×黒字比率

636 × 0.3

※ 振興山村における 10kw 以上の太陽光発電設備の新規設置数（年間）を資源エネルギー庁HPの
市町村別の「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」を用いて算出。

c その他係数

山村計画策定率×制度利用率×制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

2 適用件数についての積算根拠（(1)+(2)+(3)+(4)=154）

(1)製造業に係る適用件数（①+②+③=112）

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 43 507
× 0.5 × 0.14

②資本金 1 千万円～5 千万円未満の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 58 277
× 0.5 × 0.14

③資本金 5 千万円以上の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 10 19
× 0.5 × 0.14

(2)旅館業に係る適用件数（①+②+③=32）

①資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 21 435
× 0.5 × 0.14

②資本金 1 千万円～5 千万円未満の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 8 188
× 0.5 × 0.14

③資本金 5 千万円以上の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 2 17
× 0.5 × 0.14

(3)農林水産物等販売業に係る適用件数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 3,695 \quad \times 0.143 \quad \times 0.6 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 3,328 \\
 & \times 0.5 \quad \times 0.14
 \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る適用件数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 6,678 \\
 & 636 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14
 \end{aligned}$$

3 対象者数についての積算根拠 ((1)+(2)+(3)+(4)=1,078)

(1)製造業に係る対象者数 (①+②+③= 799 127)

①資本金1千万円以下の製造業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 31,825 \quad \times 0.186 \quad \times 0.7 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 310,078 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

※ 対象者数は実際に制度を適用できうる者の数として整理。その際の事業者の属性は、振興山村に立地し、投資を行い、その投資額が取得価額要件以上であって、さらに黒字であるもの。市町村の属性は、山村計画を策定するとともに、税制関連事項も記述している市町村。
これを満たす投資の計算式は、2の適用者数に制度適用率である0.14を乗じてないものとなる。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 1,000 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 28,390 \quad \times 0.391 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 416,196 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

③資本金5千万円以上の製造業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 11,600 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 4,044 \quad \times 0.48 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 72,853 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

(2)旅館業に係る適用件数 (①+②+③= 226 71)

①資本金1千万円以下の旅館業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 18,576 \quad \times 0.157 \quad \times 0.7 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 152,780 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 6,214 \quad \times 0.251 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 58,413 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

③資本金5千万円以上の旅館業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 2,700 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 786 \quad \times 0.526 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 15,517 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

(3)農林水産物等販売業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率=23,801
 ×0.5

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る対象者数

山村地域の事業者数×黒字比率×山村計画策定率×制度利用率=28,620
 $636 \times 0.3 \times 0.5 \times 0.5$

4 投資額についての積算根拠（(1)+(2)+(3)+(4)=2,253百万円）

(1)製造業に係る適用額（①+②+③=195,177）

①資本金1千万円以下の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=21,753万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 500 \text{万円}$

※ 資本金額が1,000万円未満の製造業者の1件当たりの平均投資額は113万円程度（平成24年経済センサス（総務省））。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $28,390 \times 0.391 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=58,277万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 1,000 \text{万円}$

※ 1千万円～5千万円未満の資本金を有する製造業者の1件当たり平均投資額は814万円程度（平成24年経済センサス）。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を1,000万円まで引き上げることを想定。

③資本金5千万円以上の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $4,044 \times 0.48 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=115,147万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 11,300 \text{万円}$

※資本金5000万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は11,300万円（平成24年経済センサス（総務省））であるため、この数字を利用（以下同様に計算）。

(2)旅館業に係る投資額（①+②+③=24,765）

①資本金1千万円以下の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $18,576 \times 0.157 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=10,718万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 500 \text{万円}$

※ 1,000万円未満の資本金額の旅館業者の1件当たり平均投資額は266万円程度（平成24年経済センサス（総務省））。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 8,188万円
 × 0.5 × 0.14 × 1,000万円

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 5,859万円
 × 0.5 × 0.14 × 2,700万円

※資本金5000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出(平成24年経済センサス(総務省))。

(3)農林水産物等販売業に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額= 1,664万円
 × 0.5 × 0.14 × 500万円

(4)電気業・熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る)に係る投資額

山村地域の事業者数×黒字比率×山村計画策定率×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 3,673万円
 636 × 0.3 × 0.5 × 0.5 × 0.14 × 550万円

※振興山村に設置される10kw以上の太陽光発電設備1,392のうち1,272が50kw以下の発電設備。
 この50kw以下の発電設備の平均出力が20kwとなることから、これに1kw=27.5万円のシステム構築費用(平成26年3月7日第15回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間についての委員長案」)を乗じて算出。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)	④投入部門 (金額)	⑤投入部門 (金額)
19年度					
20年度					
21年度	電気機械 (167)	建築 (32)	食品機械・同装置 (6.5)		
22年度	電気機械 (40.5)				
23年度	輸送用機械 (69)	金属製品製造 (43)	商業 (6)		
24年度	通信機械 (40)	不動産業 (15)	製材業 (5)		
25年度	でん粉 (109)	合板 (22)	電気機械 (22)	冷凍魚介類 (17)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (17)
26年度	電気機械 (600)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (300)	建築 (34)		
27年度	電気機械 (269)	建築 (150)	電気・ガス・水道 (150)		
28年度	電気機械(269)	建築(150)	電気・ガス・水道 (150)		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

平成24年度の租税特別措置等に係る政策評価の点検過程において示した説明のとおり、達成目標の目標値及び達成時期については、「平成26年度に、直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）の状況より向上すること」を目的としていたところである。

「工場立地件数」及び「雇用増加人員」における直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）はそれぞれ88件、1,529人、平成26年度の実績（見込み）はそれぞれ130件、1,519人であった。目標の達成状況については、いまだ明らかになっていないところであるが、おおむね達成する見込みである。

延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられることから、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される過疎地域における工業用機械等の特別償却の適用者数及び適用額については、平成23年度が102件、24億円、24年度が76件、23億円となっている。なお、適用件数については、租特透明化法における適用実態調査では把握されていない。

所期の見込みとかい離して高い適用実態が明らかになったところであるが、かい離の原因は、所期の見込みが過疎対策室が地方公共団体を通じて行った調査の結果に基づいて算出されたものであることにある。地方公共団体では企業の国税に係る実態を把握できない状況にあるため、所期の見込みが僅少になったものと考ええる。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期に想定していた適用者数は、製造業、旅館業、コールセンターそれぞれ平成24年度（見込み）が50件、2件、0件で合計52件、25年度（見込み）が53件、2件、0件で合計55件、26年度（見込み）が50件、1件、0件で合計51件であった。

実際のところ、適用者数は、平成24年度が76件、25年度（見込み）が89件、26年度（見込み）が89件であった。所期に想定していた適用者数を上回る適用者数であり、想定外に僅少とはいえない。

（注）平成25年度（見込み）及び26年度（見込み）の適用者数は租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報による23年度適用件数102件、24年度適用件数76件の2か年平均から算出している。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される過疎地域における工業用機械等の特別償却の適用額については、平成23年度が24億円、24年度が23億円となっている。

減収額については、事前評価書の積算方法を踏襲して、平成23年度が7億円、24年度が6億円、25年度（見込み）から28年度（見込み）までも6億円となる。

所期の見込みとかい離して高い適用実態が明らかになったところであるが、かい離の原因は、所期の見込みが過疎対策室が地方公共団体を通じて行った調査の結果に基づいて算出されたものであることにある。地方公共団体には企業の国税に係る実態を把握できない状況にあるため、所期の見込みが僅少になったものと考ええる。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

納税義務者1人当たりの総所得金額は過疎地域においては2.46億円である（総務省「平成24年度市町村税課税状況等の調」による）。したがって、1.95億円～3.3百万円の課税所得の場合の所得税率10%を用いて、過疎地域の納税義務者1人当たりの所得税額は0.25億円（2.46百万円×0.1）と考えることができる（ただし、所得控除額等は考慮していない）。したがって、これまでの実績では、雇用増加人員が平成23年度1,660人、24年度1,717人、25年度1,179人いたことから、所得税による増収額は23年度415百万円、24年度430百万円、25年度295百万円と考えることができる。

一方、減収額は平成23年度7億円、24年度6億円、25年度6億円である。

よって、減収額と達成目標の実現状況を対比した場合、過疎地域の雇用の確保、産業の振興に確実な効果をもたらしているほか、減収額のおおむね半分の所得税額の増収効果が見込まれ、波及的に消費税、地方税等の増収効果も見込まれる。したがって、過去における税収減を是認するような効果があるといえる。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

納税義務者1人当たりの総所得金額は過疎地域においては2.46億円である（総務省「平成24年度市町村税課税状況等の調」による）。したがって、1.95億円～3.3百万円の課税所得の場合の所得税率10%を用いて、過疎地域の納税義務者1人当たりの所得税額は0.25億円（2.46百万円×0.1）と考えることができる（ただし、所得控除額等は考慮していない）。平成26年度から28年度までの雇用増加人員は4,380人と見込んでいることから、26年度から28年度までの所得税による増収額は1,095百万円（0.25百万円×4,380人）と見込まれる。

一方、平成26年度から28年度までの減収合計額は18億円である。

よって、減収額と達成目標の実現状況を対比した場合、過疎地域の雇用の確保、産業の振興に確実な効果をもたらすことが予想されるほか、減収額のおおむね半分の所得税額の増収効果が見込まれ、波及的に消費税、地方税等の増収効果も見込まれる。したがって、将来における税収減を是認するような効果があるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (国税14)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。 延長:2年間 根拠法令:過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、同法第45条第1項の表の第1号、同法第68条の27、同法施行令第6条の3、同法施行令第28条の9、第39条の56 特別償却率:機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100) 取得価額:2,000万円超
3	担当部局	農村振興局農村政策部中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近14年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長 平成25年度:適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。 《政策目的の根拠》 ○過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事

		業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」 ○租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56 ○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重要課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。 ○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定) Ⅲ政策の展開方向 5. 農山漁村の活性化 高齢化や人口減少の進展により集落機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図るためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用して新たな需要を発掘(略)関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに(略)地域コミュニティを活性化する。 ○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・保全 農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を

		<p>図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農村の振興(産業、農村機能)</p> <p>《政策分野》</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>																																																							
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>																																																							
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">適用件数(件)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>436</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>383</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>295</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H26(見込み)</td> <td>41</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>371</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H27(見込み)</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H28(見込み)</td> <td>40</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>339</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H26(見込み)についてはH23～25の3年平均で算出。 H27(見込み)についてはH24～26(見込み)の3年平均で算出。 H28(見込み)についてはH25～27(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものである。 また、適用者数の内訳を見ると、平成25年度の実績のあった適用者数42件のうち、適用者町村は、36団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>		適用者数(件)			適用件数(件)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H23	47	-	-	436	-	-	H24	39	3	-	383	8	-	H25	38	4	-	295	8	-	H26(見込み)	41	2	-	371	5	-	H27(見込み)	39	3	-	350	7	-	H28(見込み)	40	3	-	339	7	-
	適用者数(件)			適用件数(件)																																																					
	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																			
H23	47	-	-	436	-	-																																																			
H24	39	3	-	383	8	-																																																			
H25	38	4	-	295	8	-																																																			
H26(見込み)	41	2	-	371	5	-																																																			
H27(見込み)	39	3	-	350	7	-																																																			
H28(見込み)	40	3	-	339	7	-																																																			
	② 減収額	<p>平成23年度 3.1億円</p> <p>平成24年度 2.8億円</p> <p>平成25年度 2.9億円</p> <p>平成26年度(見込み) 2.8億円</p> <p>平成27年度(見込み) 2.8億円</p> <p>平成28年度(見込み) 2.8億円</p>																																																							

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。</p> <p>これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>また、本特例措置の拡充延長により、平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されることである。</p> <p><small>・H28の雇用増加人員(見込み)については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員(見込み)についても前3カ年の平均で算出。</small></p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成23年度3.1億円、平成24年度2.8億円、平成25年度2.9億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>本特例措置は課税の繰り延べであり、基本的に減収効果は発生しない。</p> <p>一方で、本特例措置は、過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、将来的にも平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、効果があると言える。</p> <p><small>・H28の雇用増加人員(見込み)については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員(見込み)についても前3カ年の平均で算出。</small></p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、基本的に減収効果は発生しない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、補助金は公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業所による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まない。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が公共性の高い事業を行うために支援するものである。 一方、本特例措置は、民間事業者等に対して直接的に課税の繰り延べを認め、初期投資の負担を軽減するとともに、「事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置」によって、地方自治体が地方税減免措置した場合の減収を補填することで、民間事業者等に対して間接的に支援している。 多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げるものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
1 0	有識者の見解	本措置の期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
1 1	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月

減収見込額積算根拠

(平成26年度見込み)	275百万円
(平成27年度見込み)	280百万円
(平成28年度見込み)	280百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度	391	1,099,339
平成25年度	303	1,117,809
平成26年度(見込み) ※平成23年度～25年度平均	376	1,079,849
平成27年度(見込み) ※平成24年度～26年度平均	357	1,098,999
平成28年度(見込み) ※平成25年度～27年度平均	346	1,098,886

・平成26年度減収見込額

$$1,079,849 \times 0.255 = 275,361 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成27年度減収見込額

$$1,098,999 \times 0.255 = 280,245 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成28年度減収見込額

$$1,098,886 \times 0.255 = 280,216 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（奄美群島の総人口、宿泊観光客数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される企業数等の所期の想定と比較して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例もあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 24 年度末時点の奄美群島の総人口は 116,908 人（対前年度比△1,174 人）であった」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について説明されているが、平成 25 年度末時点の奄美群島の総人口が把握されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例もあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「平成 26 年度から 28 年度は

25年度の設備投資額（赤字のため制度適用なし）及び26年度の適用見込額について地元自治体に聞き取った結果等を基に算出」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度末推計では115千人となり、前回の目標値である26年度末114千人以上を若干上回る見込みである」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について説明されているが、平成28年度末時点の奄美群島の総人口の見込みが把握されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
- 平成26年3月に改正した奄美群島振興開発特別措置法（平成26年法律第6号）が成立し、奄美群島振興開発特別措置法の期限が30年度末までと延長されたことから、本租税特別措置等の目標達成時期を、「平成30年度末」に設定した。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 奄美群島内の各市町村に対して聞き取り調査を行い、投資額、投資時期、償却率を把握し、投資設備ごとに減収額を算出している。
- 平成25年度は、設備投資件数5件（赤字のため制度適用なし）、投資額1,325百万円であり、次年度以降の4年間については、25年度投資分として、制度適用による減収額19.5百万円が見込まれる。
 - 平成26年度は、適用見込件数12件（平成25年度：5件+26年度：7件）、投資額1,539百万円（平成25年度：1,325百万円+26年度：214百万円）、減収額23.2百万円（平成25年度：19.5百万円+26年度：3.7百万円）、次年度以降の4年間については、26年度投資分として、制度適用による減収額7.0百万円が見込まれる。
 - 平成27及び28年度分の適用見込件数及び投資額は、26年度分と同程度と見込まれるため、制度適用による減収額は、初年度3.7百万円、次年度以降の4年間は7.0百万円である。よって、平成27年度の減収額は30.2百万円（平成25年度：19.5百万円+26年度：7.0百万円+27年度：3.7百万円）、28年度の減収額は37.2百万円（平成25年度：19.5百万円+26年度：7.0百万円+27年度：7.0百万円+28年度：3.7百万円）である。
- 具体的な試算としては、平成25年度の制度適用対象となる投資額（計5件、計1,325百万円）×設備ごとの耐用年数に応じた償却率（0.03～0.16）を乗じて普通償却限度額を算出し、それに種別ごとの割増限度額（32%又は48%）を乗じた額の総和として、2年目以降の減収額19.5百万円（平成27年度、28年度）を算出している。
- 平成26年度分については、市町村から聞き取りをした投資額（計7件、計214百万円）に対して同様の試算を行った結果、7.0百万円と見込んでいる。平成27及び28年度分については、26年度分と同程度の投資額と予測しているが、投資初年度に限り、設備の稼働月数に応じた割引率（6/12～12/12）を乗じる必要があるため、初年度の減収額は3.7百万円を見込んでおり、2年目以降の4年間は各年度7.0百万円と見込んでいる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (国税17)(法人税:義・所得税:外)
2	要望の内容	奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第11条第1項及び第8項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	農村振興局農村政策部中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設(機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等7/100) 平成12年度 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成13年度 適用期限の3年延長 (機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超) 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) " 除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外) 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ(機械等10/100 建物等6/100) 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超) 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加(機械等10/100 建物等6/100) 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外(過疎に類する地区における旅館業を除外) 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ(2,000万円超→500万円以上) 平成26年度 適用期限の1年延長 " 産業振興促進計画認定制度の創設(奄美法)
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	①政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳

		<p>しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>・第1条(目的)</p> <p>この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>・第24条(農林水産業の振興)</p> <p>国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、奄美群島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重要課題</p> <p>3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生</p> <p>(3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化)</p> <p>過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集約の活性化を図る。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)</p> <p>Ⅲ政策の展開方向</p> <p>5. 農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少の進展により集約機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図るためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用して新たな需要を発掘(略)関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに(略)地域コミュニティを活性化する。</p>
--	--	--

		<p>○食料・農業・農村基本計画(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>① 農村コミュニティの維持・保全</p> <p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《政策分野》</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 30 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 24 年度末現在 117 千人)</p> <p>目標値 宿泊観光客数 平成 30 年度末 737 千人 (平成 24 年度末現在 567 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	①: 適用数等
		<p>平成 23 年度 適用件数: 3 件、適用額: 185 百万円</p> <p>平成 24 年度 適用件数: 1 件、適用額: 232 百万円</p> <p>平成 25 年度 適用件数: 0 件、適用額: 0 百万円</p> <p>平成 26 年度 適用件数: 12 件、適用額: 1,539 百万円</p> <p>平成 27 年度 適用件数: 19 件、適用額: 1,753 百万円</p> <p>平成 28 年度 適用件数: 26 件、適用額: 1,967 百万円</p>

		<p>※平成 23、24 年度は特別償却、25～28 年度は割増償却</p> <p>※平成 23～25 年度については、地元自治体より聞き取った結果</p> <p>※平成 25 年度の設備投資件数は 5 件であるが、赤字のため(干ばつによるさとうきびの不作等)制度適用はないが、次年度以降、制度適用が見込まれるため、平成 26 年度の設備投資見込み件数 7 件(地元自治体より聞き取り)とあわせて、制度適用見込み件数は 12 件である。平成 27、28 年度の設備投資件数については、平成 26 年度と同程度を想定している。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った奄美群島のみ値を用いている。</p>
	②: 減収額	<p>平成 23 年度 減収額: 6 百万円</p> <p>平成 24 年度 減収額: 4 百万円</p> <p>平成 25 年度 減収額: 0 百万円</p> <p>平成 26 年度 減収額: 23 百万円</p> <p>平成 27 年度 減収額: 30 百万円</p> <p>平成 28 年度 減収額: 37 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25～28 年度は割増償却</p> <p>※平成 26～28 年度は平成 25 年度の設備投資額(赤字のため制度適用なし)及び平成 26 年度の適用見込み額について地元自治体に聞き取った結果等をもとに算出。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った奄美群島のみ値を用いている。</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H18～25 年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の 7 割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H24～26 年度)</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成 24 年度末時点の奄美群島の総人口は 116,908 人(対前年度比△1,174 人)であった。</p> <p>平成 26 年度末推計では 115 千人となり、前回の目標値である平成 26 年度末 114 千人以上を若干上回る見込みであるが、今回の目標値である平成 28 年度末総人口 113 千人以上を達成するためには、地域の内発的発展による就業機会の拡充が必要であり、そのためには各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H27~28)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23~28)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例もあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし</p>
10	有識者の見解	<p>本措置の期限を延長することが妥当。</p> <p>(平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成25年8月(平成26年度税制改正要望時)</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率、半島地域における納税義務者1人当たりの課税対象所得額の変化率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特例措置対象業者においては約2,114百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成24における22年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値99.2%に対し、半島地域では99.4%となっており、全国を上回っており、また、25年度における納税義務者1人当たりの課税対象所得額対前年比は、全国値100%に対し、半島地域でも100%となっている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が平成26年度以降も25年度と同様の効果が見込まれると説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分

析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時における達成目標は、①半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率（対前年比）が、全国の変化率（対前年比）を継続的（2年連続）に上回ること、②半島地域における観光入込客数の変化率（対前年比）について全国の変化率を継続的に上回ることである。

①半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率は、平成23年は全国の変化率を上回ったものの、24年は下回り、目標は達成されてない。②半島地域における観光入込客数の変化率は、平成23年、24年とも全国の変化率を上回り、目標は達成されている。

①については、半島地域を始めとした地方部において景気回復に遅れが見られること、②については、東日本大震災の被災地を有しない半島地域において震災の影響が比較的少なかったことが原因として考えられる。①については、本措置が延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際や地元企業が設備投資を決定する際の重要な要件を失うこととなり、半島地域への企業進出や地元企業の設備投資に影響があるものと考えられる。また、②については、本措置の延長により半島地域への観光入込客数を引き続き確保していくため、引き続き本措置を継続する必要がある。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

特別償却制度の延長要望を行った前回延長要望時においては、過去の特別償却制度の適用実績に基づいて平均値を推計し、平成25年度以降は平均64件程度と適用見込みを算出した。平成25年度より、特別償却制度から割増償却制度へと制度拡充したことから、特別償却制度を前提とした適用見込み数と割増償却制度における適用数を単純に比較することは適切でないと考えている。

なお、平成25年度は、市町村長が産業の振興に関する計画を作成し、市町村長が計画に適合すると確認した工業用機械等が適用可能な制度に変更された初年度であり、計画策定のための期間や制度周知に一定の期間を要することから、特別償却制度の適用実績からの減少も想定されたが、10件以上の適用があることから想定外に僅少ではない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度から28年度までの適用件数については、本租税特別措置が割増償却制度（5か年間）であることから、当該年度に新規に取得した工業用機械等の適用件数に過年度の適用件数を加え、算出している。

なお、当該年度に新規取得した適用件数については、平成26年度は同年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果である14件とし、27年度から28年度までは26年度の適用見込み（14件）に、新規に産業振興計画を策定する市町村における適用や制度周知による適用増の見込み（1件）を加えた15件とした。過年度の適用件数等については、過年度の設備投資により前年度に適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込んで算出している。

平成26年度：26件（新規取得 14件^注）＋ 過年度取得 12件）

27年度：41件（新規取得 15件^注）＋ 過年度取得 26件）

28年度：56件（新規取得 15件^注）＋ 過年度取得 41件）

また、平成26年度から28年度までの適用額（取得価額）については、当該年度に新規取得した資産の価額のみを記載しており、25年度の適用額（取得価額）である2,114百万円に、当該年度の

新規適用件数増加率（当該年度に新規取得した適用件数（注）／平成25年度の適用件数）を乗じて算出している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成26年度から28年度までの減収額については、本租税特別措置が割増償却制度（5か年間）であることから、当該年度に新規に取得した工業用機械等の適用額（取得価額）に係る減収額に過年度の減収額を加え、算出している。

なお、当該年度の新規取得に係る減収額については、以下により算出した平成25年度の減収額（14百万円）に当該年度の適用件数増加率（当該年度の適用件数／25年度の適用件数）を乗じ、過年度の減収額については、過年度の設備投資により前年度に本措置の適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込んで算出している。

平成26年度：31百万円（新規取得分 16百万円 + 過年度取得分 14百万円）
 27年度：48百万円（新規取得分 18百万円 + 過年度取得分 31百万円）
 28年度：66百万円（新規取得分 18百万円 + 過年度取得分 48百万円）

（注）四捨五入により、合計値が一致しない場合がある。

（平成25年度の減収額の算出方法）

建物・付属設備及び機械・装置の取得価額×（1/耐用年数）×割増償却率×法人税率

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長（国税15）（法人税：義・所得税：外）
2	要望の内容	半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「産業投資促進計画」という。）に係る地区として関係大臣が指定する地区における法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	農村振興局農村政策部中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超） 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長（1,900万円超） 平成6年度 適用期間の1年延長（機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超） 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長（2,300万円超） 平成10年度 特別償却率引下げ（機械等14/100→13/100） 平成11年度 適用期限の2年延長（機械等12/100 建物等 6/100） 平成13年度 適用期限の2年延長（機械等12/100→11/100） 平成15年度 適用期限の2年延長（2,500万円超） 平成17年度 適用期限の2年延長（機械等11/100→10/100） 旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等7/100） 平成19年度 適用期限の2年延長（旅館業：建物等7/100→6/100 2,000万円超） 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ（2,000万円超→500万円以上）
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 なお、達成目標として、半島地域における観光入込客数※の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること、半島地域における納

	<p>税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ることを設定する。 ※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数</p> <p>《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和60年法律第63号) ・第1条(目的) この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域のかつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 ・第13条の2(農林水産業の振興) 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。 ・第16条(税制措置) 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定) 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重要課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定) Ⅲ政策の展開方向 5. 農山漁村の活性化 高齢化や人口減少の進展により集落機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図るためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用して新たな需要を発掘(略)関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに(略)地域コミュニティを活性化する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・保全 農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農</p>
--	---

		<p>村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農村の振興(産業、農村機能) 《政策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>						
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・半島地域における観光入込客数[※]の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること ※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数 ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ること</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率 ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率</p> <p>測定指標として、それぞれの実数ではなく、半島地域の変化率を全国の変化率と比較するという手法を採用することにより、経済状況等の全国レベルで影響を及ぼす要因による変動を除いた効果の計測が可能であると考えている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p>						
8 有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数) (適用額(取得価額))</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度:47件</td> <td>12,100百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度:40件</td> <td>7,295百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度:12件</td> <td>2,114百万円</td> </tr> </table>	平成23年度:47件	12,100百万円	平成24年度:40件	7,295百万円	平成25年度:12件	2,114百万円
平成23年度:47件	12,100百万円							
平成24年度:40件	7,295百万円							
平成25年度:12件	2,114百万円							

		<p>平成 26 年度: 26 件 2,466 百万円 平成 27 年度: 41 件 2,642 百万円 平成 28 年度: 56 件 2,642 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25 年～28 年度は割増償却。 ※平成 26 年度～28 年度の適用件数は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～4 年目の適用も含めた当該年度の適用件数、適用額(取得価額)は当該年度に取得した資産の価額のみを記載。 ※平成 23～25 年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成 26～28 年度は平成 25 年度の適用実績及び平成 26 年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p> <p>適用件数は、特別償却の時期も含めて十件以上で推移しており、適用数について想定外に僅少ではない。また、事業者の業種についても、食品製造業、木材加工業、建築用金属製品製造業、ゴム製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 なお、平成 25 年度については、割増償却へ改組した初年度であったこと、各市町村において産業振興促進計画を策定する必要があったこと等により、前年度と比較して件数が減少していると考えられる。</p>
	<p>②: 減収額</p>	<p>平成 23 年度: 343 百万円 平成 24 年度: 179 百万円 平成 25 年度: 14 百万円 平成 26 年度: 31 百万円 平成 27 年度: 48 百万円 平成 28 年度: 66 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25 年～28 年度は割増償却。 ※平成 26 年度～28 年度の適用件数は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～4 年目の適用も含めた当該年度の減収額。 ※平成 23～25 年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成 26～28 年度は平成 25 年度の適用実績及び平成 26 年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p> <p>建物・付属設備及び機械・装置の設備投資額×(1/耐用年数)×割増償却率×法人税率</p> <p>なお、平成 25 年度から割増償却に改組され、特別償却では単年度で行われていた償却額が 5 年間で行われることから、単純に比較することはできない。</p>

	<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>本特例措置の活用により、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、半島地域の事業者の競争力の強化や半島地域と地域外との交流が促進され、雇用の確保、若年層の人口流出の抑制につながっていると考えられる。 過去の事例によれば、食品製造業者が、本特例措置を活用して新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られるところであり、本特例は半島地域の経済活性化につながっていると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 25 年度)</p> <p>平成 24 年における、平成 22 年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値 99.2%に対し、半島地域では 99.4%となっており、全国を上回っており、また、平成 25 年度における納税義務者 1 人あたりの課税対象所得額対前年比は、全国値 100%に対し、半島地域でも 100%となっているが、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行している半島地域において、就業機会の確保が課題であり、本措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 28 年度)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞し、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、半島地域からの若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度)</p> <p>本特例措置による減収額 14 百万円(25 年度)に対し、特例措置対象者においては約 2.114 百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれ、これらの効果は 26 年度以降も見込まれることから、税收減を是認する効果はあると考えられている。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>本特例措置は、半島振興対策地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業投資促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。 また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確実な措置と考えられる。 さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。 本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和 61 年に創設され、これまで累次の延長が行われており、平成 25 年には割増償却に改組された。この間、適</p>

		<p>用件数は安定的に推移している。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p> <p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。なお、半島地域を対象とした予算措置として、半島地域内の地域振興の担い手育成等の知見を得るための調査等を実施しているが、民間事業者の設備投資する本特例措置とは目的・対象が異なり、両者に代替性はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>該当なし</p>
10	有識者の見解	<p>本措置の期限を延長することが妥当。</p> <p>(平成 26 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 24 年 9 月(平成 25 年度税制改正要望時)</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（離島振興対策実施地域の人口、離島振興対策実施地域を訪れる観光客数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「これまでの本租税特別措置等により、前回要望時には、平成26年度の離島振興対策実施地域の人口を382千人としていたところ、現時点での26年度の推計人口は394千人となり、要望時の達成目標を上回る見込みである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成22年の人口は420千人であった。平成26年の人口を推計すると、394千人となり」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「平成26年度から28年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値」と算定に用いた数値の典拠が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「当該措置は、離島振興対策実施地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

特別償却制度の延長要望を行った前回延長要望時においては、過去の特別償却制度の適用実績等に基づいて平成25年度以降の平均適用見込件数（25年度の適用見込件数は3件）を算出した。平成25年度より、特別償却制度から割増償却制度へと制度拡充したことから、特別償却制度を前提とした適用見込件数と割増償却制度における適用数（25年度の実際の適用数は0件）を単純に比較することは適切でないと考えている。

なお、平成25年度において市町村が「産業投資促進計画」を策定していれば割増償却の適用を受けられた設備投資は14件あった。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

- 適用件数の算出根拠は以下のとおり（適用件数＝適用者数とした。）。

【製造業、旅館業、情報サービス業等】

（新規適用見込み）（過年度からの継続適用見込み）（適用見込み（件））

平成26年度	3	+	0	=	3
27年度	2	+	3	=	5
28年度	2	+	5	=	7

(注) 1 当該年度の設備投資

平成26年度：同年度の適用見込みについて、関係都道府県から聞き取った結果。

平成27年度・28年度：過去の年間平均適用件数が2件であったため、2件を見込む。

2 過年度（平成25～）の設備投資

過年度（平成25～）の設備投資により前年度に適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込む。

【農林水産物等販売業】

（新規適用見込み）（過年度からの継続適用見込み）（適用見込み（件））

平成26年度	10	+	0	=	10
27年度	10	+	10	=	20
28年度	10	+	20	=	30

(注) 1 当該年度の設備投資

平成26年度：同年度の適用見込みについて、関係都道府県から聞き取った結果。

平成27年度・28年度：平成26年度と同程度の投資があると見込む。

2 過年度（平成25～）の設備投資

過年度（平成25～）の設備投資により前年度に適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込む。

【合計】

	製造業等		農林水産物販売業等		新規の設備投資	適用見込み（件）
平成26年度	3	+	10	+	0	= 13
27年度	5	+	20	+	(0 + 3)	= 28
28年度	7	+	30	+	(0 + 3 + 3)	= 43

(注) 新規の設備投資

新規に産業振興計画を策定する市町村における適用や制度周知による適用増として、年間3件を見込む。

- 取得価格の算出根拠は以下のとおり。

【製造業、旅館業、情報サービス業等】（機械・装置）

	適用見込み (件)		1 件当たりの取得価格 (円)		取得価格 (円)
平成 26 年度	2 (件)	×	11,205,111	=	22,410,222
27 年度	3 (件)	×	11,205,111	=	33,615,333
28 年度	4 (件)	×	11,205,111	=	44,820,444

これまでの本租税特別措置等により、前回要望時には、平成 26 年度の離島振興対策実施地域の人口を 382 千人としていたところ、現時点での 26 年度の推計人口は 394 千人となり、要望時の達成目標は上回る見込みである。

(注) 1 適用見込み (件)

機械・装置、建物・構築物の内訳は、関係都道府県から聞き取った結果 (以下同じ)。

2 1 件当たりの取得価格

関係都道府県から平成 25 年度の取得価格について聞き取った結果を基に算出 (以下同じ)。

【製造業、旅館業、情報サービス業等】(建物・構築物)

	適用見込み (件)		1 件当たりの取得価格 (円)		取得価格 (円)
平成 26 年度	1 (件)	×	10,904,733	=	10,904,733
27 年度	2 (件)	×	10,904,733	=	21,809,466
28 年度	3 (件)	×	10,904,733	=	32,714,199

【農林水産物等販売業】(機械・装置)

	適用見込み (件)		1 件当たりの取得価格 (円)		取得価格 (円)
平成 26 年度	8 (件)	×	3,292,750	=	26,342,000
27 年度	16 (件)	×	3,292,750	=	52,684,000
28 年度	24 (件)	×	3,292,750	=	79,026,000

【農林水産物等販売業】(建物・構築物)

	適用見込み (件)		1 件当たりの取得価格 (円)		取得価格 (円)
平成 26 年度	2 (件)	×	8,537,500	=	17,075,000
27 年度	4 (件)	×	8,537,500	=	34,150,000
28 年度	6 (件)	×	8,537,500	=	51,225,000

【合計】

平成 26 年度	76,731,955 (円)
27 年度	142,258,799 (円)
28 年度	207,785,643 (円)

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

減収額の根拠は以下のとおり。

	割増償却による減価償却上乗せ額 (円)		税率		減収額 (円)
平成 26 年度	5,806,196	×	30%	=	1,741,859
27 年度	15,540,223	×	30%	=	4,662,067
28 年度	28,416,514	×	30%	=	8,524,954

(注) 税率は 30%としている。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

過去の減収額については以下のとおり (平成 23 年度・24 年度は特別償却制度)。

平成 23 年度 :	0 件	0 百万円
24 年度 :	5 件	66 百万円
25 年度 :	0 件	0 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(国税14)(法人税:義・所得税:外)
2	要望の内容	離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	農村振興局農村政策部中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ)</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業等を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本金規模によって異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地域に拡充)</p>
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月

7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等に関する地域格差の是正を図り、離島等の地理的及び自然的特性を活かした創意工夫のある自立的発展を図るとともに、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○離島振興法 ・第14条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。 2 国及び地方公共団体は、離島における水産業の重要性に鑑み、離島振興対策実施地域の漁業者がその周辺の海域の漁場において、安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改ざんについて適切な配慮をするものとする。 ・第19条 租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定) 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重要課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定) Ⅲ政策の展開方向 5. 農山漁村の活性化 高齢化や人口減少の進展により集落機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図るためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用して新たな需要を発掘(略)関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに(略)地域コミュニティを活性化する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・保全 農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等で</p>
---	------	--

			は、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。																												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農村の振興(産業、農村機能) 《政策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全																													
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 平成25年度:400千人 → 平成28年度目標値:381千人 離島振興対策実施地域を訪れる観光客数を増加させる。 離島振興対策実施地域を訪れる観光客数 平成15年度:10,925千人 → 平成22年度:11,039千人 平成24年度:9,718千人 → 平成28年度目標値:9,777千人 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 離島振興対策実施地域の人口 離島振興対策実施地域を訪れる観光客数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。																													
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>企業数</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・平成23年度</td> <td>0件</td> <td>0</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>・平成24年度</td> <td>5件</td> <td>5</td> <td>65,993千円</td> </tr> <tr> <td>・平成25年度</td> <td>0件</td> <td>0</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>・平成26年度</td> <td>13件</td> <td>13</td> <td>76,732千円</td> </tr> <tr> <td>・平成27年度</td> <td>28件</td> <td>28</td> <td>142,259千円</td> </tr> <tr> <td>・平成28年度</td> <td>43件</td> <td>43</td> <td>207,786千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23～24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成23～25年度は適用実績について関係都道府県より聞き取った結果。 平成26～28年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った離島振興対策実施地域のみ値を用いている。</p>		件数	企業数	取得価格	・平成23年度	0件	0	0円	・平成24年度	5件	5	65,993千円	・平成25年度	0件	0	0円	・平成26年度	13件	13	76,732千円	・平成27年度	28件	28	142,259千円	・平成28年度	43件	43	207,786千円
	件数	企業数	取得価格																												
・平成23年度	0件	0	0円																												
・平成24年度	5件	5	65,993千円																												
・平成25年度	0件	0	0円																												
・平成26年度	13件	13	76,732千円																												
・平成27年度	28件	28	142,259千円																												
・平成28年度	43件	43	207,786千円																												

	② 減収額	<p>・平成23年度 0百万円 ・平成24年度 66百万円 ・平成25年度 0百万円 ・平成26年度 1.7百万円 ・平成27年度 4.7百万円 ・平成28年度 8.5百万円</p> <p>※平成23～24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成23～25年度は減収額について関係都道府県より聞き取った結果。 平成26～28年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った離島振興対策実施地域のみ値を用いている。 計算式:建物・附属設備、構築物、機械・装置の設備投資額×割増償却率×税率</p>	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～28年度) 離島地域の総人口の推移を見ると、高齢化の進展と人口流出により人口減少傾向に歯止めがかかっている状況であり、平成22年の人口は420千人であった。平成26年の人口を推計すると、394千人となり、目標値382千人は上回るものの、高齢化の進展と人口減少が続く中、経済の活性化及び就業機会の確保等、人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策が必要であり、本税制特例措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～28年度) これまでの当該措置等により、離島振興対策実施地域の人口の目標値を平成26年時点で382千人としていたところ、推計ではあるが394千人となる見込みである。 以上のことから鑑みても、当該措置は、離島振興対策実施地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27～28年度) 当該措置が延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、従来にも増して人口減少が進展する傾向になるものと想定される。また、離島振興法においても人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることが国の責務として明記されているところ。本税制特例措置を継続し、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27～28年度) 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行い事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施</p>

		策として、当該措置が妥当である。 また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。また、特例措置の対象を全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限度の特例措置である。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解	本措置の期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例(国税11)(法人税:義)
2	要望の内容	我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットリングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 ① オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 ② 総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。
3	担当部局	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 農林水産省食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更(3年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) ○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 「民間の積極的な研究開発投資の促進に加え、自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速し、実用化・事業化へとつながる科学技術イノベーションの好循環を生み出す。」

		<p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展 3 農村の振興 6 横断的に関係する政策 《政策分野》 ③ 食品産業の持続的な発展 ⑦ 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 ⑨ 農業・農村における6次産業化の推進 ⑩ 農林水産分野の研究開発</p> <p>○日本再興戦略 3. 科学技術イノベーションの推進 「民間の積極的な研究開発投資の促進に加え、自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速し、実用化・事業化へとつながる科学技術イノベーションの好循環を生み出す。」 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度) (平成23年8月閣議決定) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p>

			<p>(1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p> <p>V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針) (平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>第1章 デフレ脱却・日本経済再生と目指すべき姿</p> <p>2. デフレからの早期脱却と「再生の10年」に向けた基本戦略</p> <p>(3) 第三の矢「民間投資を喚起する成長戦略」 「安倍内閣の「日本再興戦略」を早期に推進し、「チャレンジ」、「オープン」、「イノベーション」を具体化していかなければならない。」</p> <p>第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現</p> <p>1. 成長戦略の基本設計</p> <p>(1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化 (日本産業再興プラン)</p> <p>①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定2014)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比べて企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効率的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績(うち中小企業分(資本金1億円以下))</p> <p>①減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 3,337億円(16億円)</p> <p>平成23年度 2,848億円(45億円)</p> <p>平成24年度 3,017億円(42億円)</p>

			<p>平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 165億円(164億円)</p> <p>平成23年度 224億円(222億円)</p> <p>平成24年度 212億円(209億円)</p> <p>平成25年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成23年度 0.4億円(0.1億円)</p> <p>平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 2,611(504)</p> <p>平成23年度 2,793(705)</p> <p>平成24年度 3,297(842)</p> <p>平成25年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 4,029(4,026)</p> <p>平成23年度 4,603(4,585)</p> <p>平成24年度 4,706(4,686)</p> <p>平成25年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 91(28)</p> <p>平成23年度 91(27)</p> <p>平成24年度 100(32)</p> <p>平成25年度 100(32)(見込み)</p> <p>平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とし</p>
--	--	--	--

た。) 　なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992/事業年度 3,639億円
平成25年度見込み(") 3,135/事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
平成24年度(実績) 総額型 3,297/事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)

- ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円

試算根拠:別紙②参照

適用企業数 適用金額(百万円)

平成28年度

- ・総額型 3,636/事業年度 475,640百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 28,681百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,831百万円

平成29年度

- ・総額型 3,636/事業年度 489,909百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 29,541百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
(総額型控除上限20%→30%適用企業)
平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
-----	-------	----------

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額 ○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))

<総額型>
平成22年度 3,337億円(16億円)
平成23年度 2,848億円(45億円)
平成24年度 3,017億円(42億円)

<中小企業技術基盤強化税制>

	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成19年～平成29年) 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円) また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○総額型の控除上限引上げ措置(30%)の恒久化(平成28年度まで) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットingの確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小企業者等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税收減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、
--	---

	<p>9 相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>③ 税收効果:約927億円 ・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 63億円 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税收効果:約44億円</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <div data-bbox="1489 1018 2092 1082" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみは国はない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは国はない。</p> </div> <table border="1" data-bbox="1489 1090 2092 1394"> <caption>主要国の研究開発税制の動向</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>税制</th> <th>特徴</th> <th>年次</th> <th>内容</th> <th>現行制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英国</td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加乗算率割合を引上げ(25%→30%) 2009～2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%・2009年→100%・2011年→135%・2012年) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型 総額型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>恒久措置 フランス税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>増加型 総額型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久措置 ※重点分野は 新設措置 租税特別制限法</td> <td>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の税額を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型と増加型の選択 ①重点分野:総額型 ②非重点分野:総額型と増加型の選択</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>現行制度</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>新設措置 国内歳入法</td> <td>※2014年3月に公布された予算法案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型とハイブリッド型の選択 ①R&D型 ②:増加型と総額型の特長をもった制度。</td> </tr> </tbody> </table>	国	税制	特徴	年次	内容	現行制度	英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加乗算率割合を引上げ(25%→30%) 2009～2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%・2009年→100%・2011年→135%・2012年) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型	仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 新設措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の税額を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野:総額型 ②非重点分野:総額型と増加型の選択	中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型	米国	新設措置 国内歳入法	※2014年3月に公布された予算法案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択 ①R&D型 ②:増加型と総額型の特長をもった制度。
国	税制	特徴	年次	内容	現行制度																												
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加乗算率割合を引上げ(25%→30%) 2009～2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%・2009年→100%・2011年→135%・2012年) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型																													
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型																													
韓国	恒久措置 ※重点分野は 新設措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の税額を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野:総額型 ②非重点分野:総額型と増加型の選択																													
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型																													
米国	新設措置 国内歳入法	※2014年3月に公布された予算法案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択 ①R&D型 ②:増加型と総額型の特長をもった制度。																													

		<p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD 平均 5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	<p>本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年度税制改正要望時

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査 (財務省：平成 24 年度実績)

総額型：適用件数：3,297 (うち中小企業：842)
適用総額：301,673 百万円 (うち中小企業：4,163 百万円)
中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706 (うち中小企業：4,686)
適用総額：21,164 百万円 (うち中小企業：20,901 百万円)
オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91 (27)
平成 23 年度適用総額：41 百万円 (8)
平成 24 年度適用件数：100 (32)
平成 24 年度適用総額：63 百万円 (4)

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査 (大企業) (平成 24 年度実績)

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497 (租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%)
適用総額：183,271 百万円 (カバー率：60.75%)
(平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算)
平成 25 年度集計結果 適用件数：548
適用総額：280,535 百万円
平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636
総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分

(平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査 (平成 24 年度実績))

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142 (カバー率：16.86%)
適用総額：647 (カバー率：15.54%)
平成 25 年度集計結果 適用件数：164
適用総額：746 百万円
平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972
総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円
オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社
平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査 (平成 24 年度実績)

平成 24 年度集計結果：適用件数：142 (カバー率：3.02%)
適用総額：658 (カバー率：3.11%)
平成 25 年度集計結果 適用件数：164
適用総額：866 百万円
平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430
総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142 (カバー率：3.03%)
適用総額：658 (カバー率：3.15%)
平成 25 年度集計結果 適用件数：164
適用総額：866 百万円
平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412
総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
(大企業)

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
(大企業)

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{ 百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

- 2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
- 3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
- 4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
- 5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{社}$$

- 6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

- 1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
- 2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
- 3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

カバー率：16.7+14.6/33+59 = 34.0%
- 4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
- 5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

- 5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
- 6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。
カバー率：12+9/64+68 = 15.9%

$$\text{適用事業者数} : 10/15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長	府省名	農林水産省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長 (地方税21)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容 我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 ○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) ○総額型の控除上限の引き上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 農林水産省食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、</p>

			<p>平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間		<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <p>・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)</p> <p>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</p> <p>○総額型の控除上限の引き上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資額(平成24年度 17.3兆円)の約7割(同 12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展 3 農村の振興 6 横断的に関係する政策</p>

		<p>《政策分野》</p> <p>③ 食品産業の持続的な発展</p> <p>⑦ 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備</p> <p>⑨ 農業・農村における6次産業化の推進</p> <p>⑩ 農林水産分野の研究開発</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを旨とし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを旨とすることとする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>② 産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p> <p>V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充</p> <p>「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年5月23日閣議決定)</p> <p>第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出</p> <p>3. 重点的取組</p> <p>(3)イノベーションを結実させる</p> <p>①新規事業に取り組む企業の活性化</p> <p>「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定2014)</p> <p>また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講ずることにより、中小企業</p>

			<p>者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件</p> <p>平成21年度 3,807件</p> <p>平成22年度 4,530件</p> <p>平成23年度 5,290件</p> <p>平成24年度 5,528件</p> <p>【平成20~22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」平成23~24年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○国税利用実績</p> <p>①減収額実績 (内が中小企業者分(資本金1億円以下))</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 3,337億円(16億円)</p> <p>平成23年度 2,848億円(45億円)</p> <p>平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p>平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 165億円(164億円)</p> <p>平成23年度 224億円(222億円)</p> <p>平成24年度 212億円(209億円)</p> <p>平成25年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成23年度 0.4億円(0.1億円)</p> <p>平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p>

			<p>②適用事業者(法人)数 <総額型> 平成22年度 2,611(504) 平成23年度 2,793(705) 平成24年度 3,297(842) 平成25年度 3,636(972)(見込み) 平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 4,029(4,026) 平成23年度 4,603(4,585) 平成24年度 4,706(4,686) 平成25年度 5,430(5,412)(見込み) 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 91(28) 平成23年度 91(27) 平成24年度 100(32) 平成25年度 100(32)(見込み) 平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>○地方税影響額実績 平成23年度 43億円 平成24年度 43億円 平成25年度 43億円(見込み) 平成26年度 43億円(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照) (平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。) なお、オープンイノベーション型の中小企業の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。</p> <p>平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。</p>
--	--	--	---

			<p>・平成24年度見込み 3,783件 12,032百万円(国税) 3,783件 2,082百万円(地方税)</p> <p>・平成25年度見込み 3,783件 12,594百万円(国税) 3,783件 2,179百万円(地方税)</p> <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省) 平成24年度(実績) 5,528件 25,064百万円(国税) ※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省) 平成24年度(実績) 影響額 4,252百万円(地方税)</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計(平成27年度) ・総額型 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 3,636(972) 事業年度 461,786百万円(4,801百万円) <地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 619百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 5,430(5,412) 事業年度 27,846百万円(27,509百万円) <地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 3,549百万円</p> <p>・オープンイノベーション型 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 373(115) 事業年度 2,749百万円(310百万円) <地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 40百万円</p> <p>(平成28年度) ・総額型 <国税における減収額> 件数 3,636(972) 事業年度 475,640百万円(4,945百万円) <地方税における減収額> 事業年度 638百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額> 件数 5,430(5,412) 事業年度 28,681百万円(28,334百万円) <地方税における減収額> 事業年度 3,655百万円</p>
--	--	--	---

<p>・オープンイノベーション型 <国税における減収額> 件数 373(115) 事業年度 2,831百万円(319百万円) <地方税における減収額> 事業年度 41百万円</p> <p>(平成29年度)</p> <p>・総額型 <国税における減収額> 件数 3,636(972) 事業年度 489,909百万円(5,093百万円) <地方税における減収額> 事業年度 657百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額> 件数 5,430(5,412) 事業年度 29,541百万円(29,184百万円) <地方税における減収額> 事業年度 3,765百万円</p> <p>・オープンイノベーション型 <国税における減収額> 件数 373(115) 事業年度 2,916百万円(329百万円) <地方税における減収額> 事業年度 42百万円</p> <p>※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>

<p>○利用業種 (総額型控除上限20%→30%適用企業) 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>2919</td> <td>1893</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>423</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>366</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>243</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>224</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>190</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>152</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>136</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属</td> <td>102</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>102</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>73</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼</td> <td>73</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>63</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>772</td> <td>581</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成</p> <p>(オープンイノベーション型) 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【オープンイノベーション型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>100</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>窯業・土石製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械製造業</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>11</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>運輸通信公益事業</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>35</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	2919	1893	化学	423	237	電気機器	366	203	精密機器	243	174	医薬品	224	116	食料品	190	145	輸送用機器	152	58	機械	136	87	非鉄金属	102	58	金属製品	102	87	建設業	73	29	鉄鋼	73	58	卸売業	63	58	その他	772	581	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	100	32	食料品	6	0	化学工業	12	2	窯業・土石製品	3	1	機械製造業	5	2	電気機械器具	8	3	卸売業	11	5	小売業	3	3	運輸通信公益事業	4	0	サービス業	13	8	その他	35	8
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																																																															
総計	2919	1893																																																																															
化学	423	237																																																																															
電気機器	366	203																																																																															
精密機器	243	174																																																																															
医薬品	224	116																																																																															
食料品	190	145																																																																															
輸送用機器	152	58																																																																															
機械	136	87																																																																															
非鉄金属	102	58																																																																															
金属製品	102	87																																																																															
建設業	73	29																																																																															
鉄鋼	73	58																																																																															
卸売業	63	58																																																																															
その他	772	581																																																																															
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																																																															
総計	100	32																																																																															
食料品	6	0																																																																															
化学工業	12	2																																																																															
窯業・土石製品	3	1																																																																															
機械製造業	5	2																																																																															
電気機械器具	8	3																																																																															
卸売業	11	5																																																																															
小売業	3	3																																																																															
運輸通信公益事業	4	0																																																																															
サービス業	13	8																																																																															
その他	35	8																																																																															

②	減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額 影響額実績</p> <p>平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 43億円 平成24年度 43億円</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額 減収実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円) 平成24年度 3,952億円(223億円)</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績</p> <p>平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円 平成24年度 2.3億円</p> <p>(参考)減収額実績額(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円) 平成24年度 266億円[増加型173億円、高水準型93億円](14億円)</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について</p> <p>国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件 平成21年度 3,807件 平成22年度 4,530件 平成23年度 5,290件 平成24年度 5,528件</p>
---	-----	---

		<p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型利用実績</p> <p>平成23年度 1,228件 平成24年度 1,447件</p> <p>○高水準型利用実績</p> <p>平成23年度 83件 平成24年度 81件</p> <p>【平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成27年度 総額型 ▲562億円(▲12.4億円) オープンイノベーション型 ▲27億円(▲3.1億円) (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算) ※平成27年度推計の根拠</p> <p>総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)。</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>
--	--	--

③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。																																																															
		○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
			2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																									
		韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																									
		日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																									
		アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																									
		ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																									
		フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																									
		イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																									
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																											
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																											
*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)																																																																	
リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。																																																																	
<今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。																																																																	
《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成29年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 * 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値																																																																	
○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> <td>3.09</td> <td>3.40</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> <td>2.60</td> <td>2.57</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.97</td> <td>1.96</td> <td>1.87</td> <td>1.89</td> <td>1.95</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> <td>1.96</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.09</td> <td>1.09</td> <td>1.10</td> <td>1.08</td> <td>1.13</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> <td>1.39</td> <td>1.51</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.68</td> <td>0.66</td> <td>0.66</td> </tr> </tbody> </table>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40	日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57	アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95	ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02	フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48	イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10	中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51	ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66		
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																											
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40																																																											
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57																																																											
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95																																																											
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02																																																											
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48																																																											
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10																																																											
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51																																																											
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66																																																											
*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)																																																																	
<今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上																																																																	

		限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的なイノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年～平成29年) 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al. (2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円(平成24年度影響額4,252百万円×2.33)。 また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。
		○総額型の控除上限の引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。
		○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化 (法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

			<p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、収税減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)(中小企業者:12.4億円)【地方税1.6億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,309億円(中小企業者:29億円) 【地方税3.7億円】 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(562億円分(中小企業者:12.4億円))が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす ① GDP押上げ効果:5,627億円(中小企業者:124億円) 【地方税:16億円】、 ② 雇用創出効果:約6.7万人(中小企業者:約1,500人) 【地方税190人】、 ③ 収税効果:約927億円(中小企業者:約20億円)【地方税:約2.6億円】 <p>・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)(中小企業分 3.1億円)【地方税0.4億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発投資押上げ額 63億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(27億円分(中小企業者:3.1億円))が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす ① GDP押上げ効果:270億円(中小企業者:31億円)【地方税:4億円】、 ② 雇用創出効果:約0.3万人(中小企業者:340人)【地方税:約44人】、 ③ 収税効果:約44億円(中小企業者:約5.1億円)【地方税:約0.7億円】 <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	①	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。 <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</p> <p>また研究開発投資にはスピルオーバー効果があり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>

			<p>(参考)</p> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を激化。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16か国中4か国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用国27か国のうち増加型のみは少ない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは少ない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">主要国の研究開発税制の動向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英国</td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加拠入金割合を引上げ(25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%・2008fy→100%・2011fy→125%・2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型 総額型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>恒久措置 フランス税法</td> <td>2013 既存の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>増加型 総額型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久措置 ※重点分野は 特選措置 租税特別措置法</td> <td>2008 重点分野(新成長動力及び資源技術開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型と増加型の選択 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型 ③増加型と総額型の選択</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>現行制度</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>特選措置 国内歳入法</td> <td>※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型とハイブリッド型の選択 ハイブリッド型 ※: 増加型と総額型の特性をもった制度。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版2014において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>	主要国の研究開発税制の動向					英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠入金割合を引上げ(25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%・2008fy→100%・2011fy→125%・2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型	仏国	恒久措置 フランス税法	2013 既存の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 特選措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び資源技術開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型 ③増加型と総額型の選択	中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型	米国	特選措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択 ハイブリッド型 ※: 増加型と総額型の特性をもった制度。
主要国の研究開発税制の動向																																	
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠入金割合を引上げ(25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%・2008fy→100%・2011fy→125%・2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型																													
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 既存の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型																													
韓国	恒久措置 ※重点分野は 特選措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び資源技術開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型 ③増加型と総額型の選択																													
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型																													
米国	特選措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択 ハイブリッド型 ※: 増加型と総額型の特性をもった制度。																													
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>																														
	③	地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>																														

10	有識者の見解	本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年度税制改正要望時

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

(大企業)

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

(大企業)

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{ 百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

- 2. 実態調査によると、平成24年度のオープンインベーシオン型の適用事業者数は68社。
- 3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンインベーシオン型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
- 4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
- 5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{社}$$

- 6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンインベーシオン型の適用見込件数とした。

オープンインベーシオン型 平成22年実績について

- 1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンインベーシオン型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
- 2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンインベーシオン型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
- 3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7+14.6/33+59 = 34.0\%$$

- 4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンインベーシオン型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンインベーシオン型の適用実績とした。
- 5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

- 5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
- 6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12+9/64+68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10/15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9%＝619.3百万円

（参考）法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率12.9%（※）

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9%＝3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9%＝40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	技術研究組合の所得計算の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

直近の延長要望を行った際の達成目標は、「1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること」であり、平成24年度の対前年比伸び率実績は18.2%、同じく25年度は0.9%であったため、目標を達成している。その上で、租税特別措置としての目標の達成状況にかかわらず、本措置は他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図るために必要なものであることから、租税特別措置でなく法人税法（昭和40年法律第34号）本則化を要望しているもの。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

毎年度1組合当たりの事業費である研究開発費を増加させることを具体的達成目標としている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用額の過去の実績は以下のとおり。

(単位：百万円)

FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
12,170	6,536	820	1,035	2,531

- (注) 1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
3 平成25年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込み

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- (注) 1 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。
2 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の実績については以下のとおり。

区 分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
適用額（百万円）	12,170	6,536	820	1,035	2,531
減収額（百万円）	3,651	1,961	246	264	645
			適用額×法人税率30%		適用額×法人税率25.5%

- (注) 1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
3 平成25年度以降については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込み

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- (注) 1 ⑥に掲載した表を再掲。
2 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。
3 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

(注) ⑥に掲載した表を再掲。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成26年度の単年度の減税（463百万円）により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計され、これによって27年度以降の1組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

平成25年度の単年度の減税（645百万円）により、事業費に関し9,620百万円の効果が推計され、これによって26年度の事業費見込み49,780百万円（対前年度伸び率26.5%、1組合当たり839百万円）の実現に寄与している。したがって、税収減を是認するような効果が発現している。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

平成 26 年度の単年度の減税（463 百万円）により、事業費に関し 6,900 百万円の効果が推計されるため、税収減を是認する効果が見込まれており、これによって 27 年度以降の 1 組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例（国税21）（法人税：義）
2	要望の内容	技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する制度について、法人税法本則上の措置とする。
3	担当部局	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定（昭和60年3月31日まで） 昭和60年度 適用期限延長（2年間） 昭和62年度 適用期限延長（2年間） 平成元年度 適用期限延長（2年間） 平成3年度 適用期限延長（2年間） 平成5年度 適用期限延長（2年間） 平成7年度 適用期限延長（2年間） 平成9年度 適用期限延長（2年間） 平成11年度 適用期限延長（2年間） 平成13年度 適用期限延長（2年間） 平成15年度 適用期限延長（2年間） 平成17年度 適用期限延長（2年間） 平成19年度 適用期限延長（2年間） 平成21年度 適用期限延長（2年間） 〔平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成23年度 適用期限延長（2年間） 平成25年度 適用期限延長（2年間）
6	適用又は延長期間	法人税法本則上の恒久的な措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成25年6月閣議決定） 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進～などの取組を実施するとともに、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 「官民合わせた研究開発投資の目標（対 GDP 比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対 GDP 比1%）が掲げられている日</p>

		<p>本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>																																	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長 イノベーション 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 6 横断的に関係する政策 《政策分野》 ⑩ 農林水産分野の研究開発</p>																																	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合について、他の法人形態と税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合制度の活用を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p>																																	
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>前回要望時には、16件、211組合員(24年度)の適用を想定しており、実績は25年度にて14件、211組合員となっていることから、想定外に僅少ではない。また、化学、電機、石油・窯業、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>211</td> <td>239</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合に対する調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合に対する経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>② 減収額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>246</td> <td>264</td> <td>645</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table>	区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	組合数	9	15	17	8	14	14	組合員数	105	167	-	-	211	239	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	3,651	1,961	246	264	645	463
区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																													
組合数	9	15	17	8	14	14																													
組合員数	105	167	-	-	211	239																													
FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																														
3,651	1,961	246	264	645	463																														

		<p>・21年度及び22年度については、全組合に対する調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合に対する経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>																									
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度) 技術研究組合について、他の法人形態と税制上のイコールフットイングを図り、これを通じた共同研究及び研究開発投資の促進により、持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23～26年度) 1組合当たりの事業費の伸び率は、平成24年度増加、平成25年度は微増、26年度は増加となっており、目標達成できている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>H26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>30,562</td> <td>36,118</td> <td>36,449</td> <td>49,780</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>556</td> <td>657</td> <td>663</td> <td>844</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>18.2%</td> <td>0.9%</td> <td>36.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成26年4月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (平成23～26年度) 租税特別措置が延長されない場合、他の法人形態に比べて税制上不利な状況が発生することから、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、共同研究及び研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27～36年度) ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約3.55倍となる。 ※H26 経産省アンケート調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、技術研究組合の設備投資に関する効果(1,643百万円)を通じ、10年間累計で約65億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。</p> <p>○また、技術研究組合の過去の実績から、設備投資費と事業費の比率は、およそ1:4.2の関係となっていることから、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、事業費に関し、900百万円の効果が推計され、達成目標(技術研究組合を利用した共同研究等の促進)の実現に寄与していることから、税收減を是認する効果が認められる。 ※経産省所管組合のH21-H25の事業費、設備投資費合計から算出。</p>	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)	事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780	組合数	55	55	55	59	1組合当たり事業費	556	657	663	844	対前年度伸び率		18.2%	0.9%	36.6
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)																							
事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780																							
組合数	55	55	55	59																							
1組合当たり事業費	556	657	663	844																							
対前年度伸び率		18.2%	0.9%	36.6																							

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しない。</p> <p>他方、非出資性の法人は、構成員からの拠出金(賦課金)が益金算入されるために、圧縮記帳がないと課税関係が発生する。</p> <p>このため、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく法人税法本則(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められている。</p> <p>以上を踏まえ、技術研究組合と、出資制法人や、非出資制の協同組合等との税負担のイコールフットイングを図る観点から圧縮記帳は必要。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法人区分</th> <th colspan="3">課税計算</th> </tr> <tr> <th>構成員の拠出金 A</th> <th>固定資産 B</th> <th>AとBの差に係る課税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術研究組合</td> <td>賦課金(益金)</td> <td>圧縮記帳(損金) [租特法66の10]</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>非出資制の協同組合(漁業協同組合、農業協同組合等)</td> <td>賦課金(益金)</td> <td>圧縮記帳(損金) [法人税法46]</td> <td>イコールフットイング</td> </tr> <tr> <td>出資制の協同組合、株式会社等</td> <td>資本金(損益無関係)</td> <td>圧縮無(損益無関係)</td> <td>無し</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">イコールフットイング</p> <p style="margin-left: 20px;">イコールフットイング</p>	法人区分	課税計算			構成員の拠出金 A	固定資産 B	AとBの差に係る課税	技術研究組合	賦課金(益金)	圧縮記帳(損金) [租特法66の10]	無し	非出資制の協同組合(漁業協同組合、農業協同組合等)	賦課金(益金)	圧縮記帳(損金) [法人税法46]	イコールフットイング	出資制の協同組合、株式会社等	資本金(損益無関係)	圧縮無(損益無関係)	無し
		法人区分	課税計算																			
			構成員の拠出金 A	固定資産 B	AとBの差に係る課税																	
技術研究組合	賦課金(益金)	圧縮記帳(損金) [租特法66の10]	無し																			
非出資制の協同組合(漁業協同組合、農業協同組合等)	賦課金(益金)	圧縮記帳(損金) [法人税法46]	イコールフットイング																			
出資制の協同組合、株式会社等	資本金(損益無関係)	圧縮無(損益無関係)	無し																			
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。																					
③ 地方公共団体が協力する相当性	—																					
10	有識者の見解	本措置を拡充することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)																				
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年度税制改正要望時																				